

令和2年3月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（3月3日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	14
服部 晃 君	14
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	57

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
散会の宣告	74

第 2 号 (3月4日)

議事日程	75
本日の会議に付した事件	75
出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
職務のため出席した者の職氏名	76
開議の宣告	77
議事日程の報告	77
発言の訂正	77
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第25号の上程、説明	97
延会の宣告	104

第 3 号 (3月5日)

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	106
職務のため出席した者の職氏名	106

開議の宣告	107
議事日程の報告	107
議案第25号の説明、質疑、討論、採決	107
延会の宣告	158

第 4 号 (3月6日)

議事日程	161
本日の会議に付した事件	161
出席議員	162
欠席議員	162
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	162
職務のため出席した者の職氏名	162
開議の宣告	163
議事日程の報告	163
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
陳情審査報告	198
委員会閉会中の継続審査申出	199
日程の追加	200
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	200
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	202

議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	203
副村長就任挨拶	204
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	205
教育長就任挨拶	206
閉会の宣告	206

3 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年3月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年3月3日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第 2号 天栄村森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第11 議案第 3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 4号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 5号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 7号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 8号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 9号 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第10号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第11号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第20 議案第12号 村道の路線の廃止について
- 日程第21 議案第13号 村道の路線の認定について

日程第22 議案第14号 令和元年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	教 育 長	久 保	直 紀 君
参 事 兼 総 務 課 長	揚 妻	浩 之 君	企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君
税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君	住 民 福 祉 課 長	熊 田	典 子 君
産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君	建 設 課 長	内 山	晴 路 君
会 管 理 計 者	清 浄	精 司 君	湯 支 所 本 長	星	裕 治 君
学 校 教 育 課 長	櫻 井	幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	関 根	文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	小 山	富 美 夫	書 記	星	千 尋
書 記	大 須 賀	久 美			

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和2年3月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和2年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和2年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 大須賀 溪 仁 君

4番 服 部 晃 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る2月21日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和2年3月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は、3月3日より10日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありましたとおり、本日より3月10日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月10日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は1件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これにつきましては、所管の産業建設委員会に付託しましたので、報告します。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、村長行政報告。

村長より、令和2年3月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和2年天栄村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、諮問1件、議案39件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、12月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、1月5日に天栄村消防団出初め式を開催いたしました。団長以下130名が参集し、1年の防火・防災意識を新たにしたところであります。

また、1月6日には令和2年賀詞交歓会を開催し、各団体から110名が参加の下、新春の門出を祝い、今後の村づくりについて懇談をいたしました。

1月7日には、令和2年行政区駐在員委嘱状交付式及び駐在員会議を開催いたしました。新駐在員の皆様へ委嘱状を交付し、住民と行政の協働による村づくりを進めるため、ご協力をお願いしたところであります。

次に、地方創生事業関係につきましては、次年度からの第2期地方創生総合戦略の改訂を進めており、庁内プロジェクトチーム会議や推進本部会議で検討を重ねるとともに、有識者会議の意見等を踏まえて最終調整を行っているところであります。

次に、移住・定住関係につきましては、2月15日、16日の2日間にわたり、関係人口ツアーを実施いたしました。都内の大学生らが地域の伝統行事体験などを通して地元の方々と交流を深めたところであり、今後も本村と継続した関わりを持っていただくために様々な体験の機会を提供し、地域の課題解決や活性化につながる取り組みを進めてまいります。

次に、こおりやま広域連携中枢都市圏につきましては、昨年10月に郡山市と二本松市が連携協約を締結し、16市町村で取り組みが行われることとなり、1月末に行われた市町村長会議では、二本松市が加わったことによる都市圏ビジョンの改訂や災害時における圏域内の支援体制及び気候変動に伴う平時からの対応について様々な角度から協議し、さらなる連携強化を再確認いたしました。

次に、ふるさと納税事業につきましては、1月末までの寄附件数は830件、金額では2,476万円となり、昨年度と比較して約1.5倍となっているところであり、新たな申込みサイトを始めたことや高額な寄附があったことが増加の要因となっております。今後も、国の方針に沿い、寄附金の使途を明確にしながらPRに努めてまいります。

次に、統計調査関係につきましては、5年に1度行われる農林業センサス調査を2月1日基準日で実施をいたしました。この調査は、農林業の生産構造や就業構造の実態を明らかにするために実施される重要な調査であり、各地区の調査員をはじめ調査対象になられた住民の方々のご協力により完了したところであります。

次に、福祉関係につきましては、2月21日に健康推進員や役場職員など多くの方々の参加の下、ゲートキーパー養成講座を開催し、心の健康に不安を抱える村民への接し方やストレス解消法などを学んでいただきました。

次に、高齢者福祉につきましては、第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定に向け、現在介護予防・日常生活ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しているところであり、この調査は、介護保険の保険者である村が地域の実情と課題を把握し、高齢者がさらに元気で生き生きと生活できる地域づくりを目指すことを目的としており、次年度は、この調査結果を踏まえ、令和3年度からの介護保険料の改訂及び計画の策定を進めていくこととしております。

次に、児童福祉につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、全ての子どもや子育て家庭が健やかに成長することができる社会の実現を目指した第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところであり、2月には2回目の策定委員会を開催し、各委員の方々からご意見をいただいたところであり、これらの意見を踏まえ、今年度末までに計画の策定を進めてまいります。

さらに、子育て世代包括支援センターにおきましては、今年度からの新規事業として、妊婦訪問等支援事業を実施いたしました。この事業は、妊産婦の方々を対象に育児用品の贈呈や健康状態の把握、子育て情報の提供を行うものであり、保健師が訪問して、出産前から積極的に関わることで出産や育児への不安の解消と支援が必要な世帯の早期把握に努めるとともに、乳幼児期から学童生徒まで様々な子育ての相談に随時対応し、関係機関と連携を行いながら継続的な支援を行ったところであり、

次に、健康づくり事業につきましては、医療機関で受診する施設検診が1月末で終了いたしました。特定健診や各種がん検診等の受診勧奨に努めた結果、施設検診の受診者総数は延べ718人で、生活習慣病の予防やがんの早期発見、早期治療に大きな効果を上げたところがあります。

また、昨年度策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた保健指導を対象者30名の方に実施いたしました。糖尿病が重症化して人工透析等の合併症に至らないよう、地域の医療機関と連携しながら受診勧奨や保健指導を継続的に進め、指導を受けられた方々は、健康意識の変化や検査値の改善が見られており、今後も心と体の健康づくり事業を推進し、村民の長期的な健康管理を支援してまいります。

次に、税務関係につきましては、2月7日より令和元年分の所得に係る納税相談として、確定申告及び住民税、国民健康保険税の申告を行っており、3月16日まで実施しているところであり、

また、12月から1月にかけて、村内各小・中学校の児童生徒を対象に租税教室を開催し、

税に対する正しい知識と税の使われ方などの普及、啓蒙に努めました。

収税業務につきましては、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、昨年10月から年末にかけて、全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等により、村税等の徴収強化を図ったところであります。

また、2月には、収納率の向上と税の公平性確保を図るため、年金支給に併せた関東地方における固定資産税の一斉徴収や金融機関の調査及び財産の差押え等の滞納処分を実施いたしました。

次に、国土調査につきましては、牧本第26地区の広町ほか17字の一筆地調査を実施し、地籍測量の基礎となる図根三角点の設置作業を進めているところであります。

次に、農業関係につきましては、先般、県から令和2年産米の生産数量の目安が示され、本村の主食用米は、前年の作付実績と比べ30ヘクタール減の734ヘクタールが作付面積の目安とされました。村地域農業再生協議会では、これまで同様、この数量と水田面積を基に生産者ごとの生産数量の目安を設定することにより、引き続き需要に応じた米生産を推進し、米価及び農家所得の維持向上を図ることとしております。

また、1月16日から22日にかけて、ヤフー株式会社本社の社員食堂において、天栄米、長ネギ、ヤーコンを使用したメニューの提供をしていただくとともに、21日には村の特産品の販売会を開催し、好評を得たところであります。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業による上松本字所観山地内の9ヘクタールの森林整備が完了し、現在は上松本字愛宕山地内において13ヘクタールの整備を進めております。

また、有害鳥獣対策につきましては、わな免許取得の支援を7名の方へ行うとともに、1月1日から有害鳥獣部門の地域おこし協力隊1名を新たに採用し、拡大する有害鳥獣被害の対策を実施しております。地域おこし協力隊は、既にイノシシの駆除等に成果を上げており、今後の活躍に期待しているところであります。

なお、1月末現在における有害鳥獣の捕獲数は、イノシシ155頭、ツキノワグマ16頭、鹿16頭となっております。

次に、観光関係につきましては、台風被害により落ち込んだ旅行需要の回復を図るため、県の協力をいただきながら、村内宿泊施設も「福島ふっこう割」事業に取り組み、誘客促進を図っております。

また、広域の観光客取り込みも図るため、2月27日には首都圏旅行会社旅行商品造成部門の担当者が集まる県主催の旅行商談会に近隣市町村とともに参加いたしました。

村観光協会の合宿誘致事業につきましては、1月末現在106団体、延べ宿泊者数4,484人となり、対前年度比16%の増となっているところであります。

次に、後継者対策につきましては、2月22日に鏡石町との合同による婚活イベントを郡山市において開催いたしました。本村では2組のカップルが成立したところであり、今後も独身男女の出会いの場の創出に努めてまいります。

次に、台風19号に伴う災害復旧事業につきましては、地域活動や生活への支障が出ないよう応急復旧に努めるとともに、公共土木施設、農地・農業用施設、林道施設などの小規模災害の復旧を重点的に進めてきたところであります。

また、国の補助災害認定を受けるため、災害査定に取り組み、1月までに全ての査定が終了いたしました。現在、災害復旧工事の発注に向け、設計審査などの手続きを行っているところであり、国からの割当内示が示され次第、速やかに着手し、特に農地・農業用施設につきましては、今春の営農活動に影響が出ないよう、復旧工事の早期完成を目指してまいります。

次に、仮置場に保管している除染土壌等につきましては、土橋久保、中郷、小川、上松本の各地区において今年度予定していた搬出が完了したため、高トヤ仮置場の一部を残し、全て終了いたしました。今後は、仮置場の地権者と原状回復に向けた協議を進め、環境省や関係機関と調整を図りながら早期復旧に努めてまいります。

次に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、昨年9月に着手しました児渡滝田線道路改良工事、また、中小川橋、布引4号橋、母子沢橋の補修工事を年度内に完了する予定でしたが、台風19号に伴う災害復旧事業を優先的に対応したことから、年度内の完了には至りませんので、繰越事業として実施してまいりたいと考えております。

次に、水道事業の石綿セメント管更新事業につきましては、京谷原地内の配水管布設替え工事及び県道十日市矢吹線高林地内の管路舗装復旧工事を実施し、年度内の完成を目指し進めております。

また、高林地内の県道郡山矢吹線下水道管路及び水道管路の舗装復旧工事につきましては、1月に完成したところであります。

次に、学校教育関係につきましては、本村の小・中学生が村の施策や村づくりに関心を深め、村政に対する質問や答弁を通して議会や政治の仕組みを体験的に学ぶとともに、児童生徒の意見や提言を今後の村政に生かしていくことを目的として、12月26日に「天栄村小・中学生による模擬議会」を開催いたしました。当日は、たくさんの傍聴者の中、各小・中学校から選出された模擬議員たちが、小・中学生ならではの視点から質問を行うとともに、村の施策や取り組みについて理解を深め、大変有意義な体験をすることができた模擬議会となりました。

また、2月7日には、村内幼稚園、小・中学校のPTA並びに教職員の教育への意識の高揚を図るため、麻布教育研究所特別研究員を講師に迎え、「教育講演会」を開催いたしました。

た。「学習指導要領と主体的・対話的で深い学びについて」の講話をいただき、授業や授業研究会の進め方、教育のあり方など、今後の参考となる講演会となりました。

また、引き続き村内の教職員が日々の教育活動から問題点を捉え、1年間の研究や実践を通して改善・充実を図る「教職員研究物展」の作品57点の中から代表者が実践発表を行うとともに、これらの作品を1月28日から2月7日まで生涯学習センターにおいて展示し、研究の成果が広く披露されたところであります。

また、少子化傾向を踏まえ、これからの本村の子どもたちの教育環境及び学校教育の充実を図ることを目的に、「村立小中学校のあり方検討委員会」を今年度3回開催し、教育上望ましい学校規模や適正配置、小規模学校に伴う諸問題への対応などについて幅広い見地からご意見をいただき、先月、検討委員会から答申をいただいたところであります。

次に、子どもたちの活躍につきましては、「第69回社会を明るくする運動作文コンテスト」において、県内小・中学校よりそれぞれ5名が選出される福島県推進委員会優秀賞を天栄中学校生徒2名が共に受賞したほか、地区のコンクール等でもすばらしい成績を収め、スポーツのみならず学習の面でも頑張りを見せていただきました。

次に、学校給食センター改築につきましては、工事が順調に進捗し、先月末で竣工したところであります。今後は、試運転等を重ね、4月の稼働に向け準備を進めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、12月17日に天栄中学校において立志式を開催いたしました。今年度14歳を迎える中学2年生51名が参加し、一人一人が将来の目標を述べた後、代表者へ立志証書が手渡され、生徒は、大人への第一歩となる節目を実感されていたところであります。

次に、12月21日に天栄中学校において、今年度2回目となる「つなぐ英語教育推進事業」を開催いたしました。この事業は、早稲田大学国際教養学部にて在籍する学生団体「セカクル」との共同事業であり、当日は学生14名が東京から来村し、生徒たちと英語を使ったディスカッションやゲームなどで交流を図ったところであります。生徒たちは、他国の習慣や外国人から見た意外な日本の習慣などを英語で紹介していただき、英会話だけでなく多様な文化を許容する心も学ぶことができ、今後もこのような機会を提供してまいりたいと考えております。

また、冬休み期間には、山村開発センターにおいて「てんえい子ども教室」を開催いたしました。牧本小学校や大里小学校から20名の児童が参加し、英語音声によるDVD鑑賞や図書室での読書活動により、子どもたちの学習の機会の提供に努めたところであります。

次に、社会体育につきましては、冬のスポーツ教室として、2月23日に郡山市の磐梯熱海アイスアリーナにおいてスケート教室を開催いたしました。村内の小学生が参加し、各個人に合わせてインストラクターに指導いただき、技術の向上などを図りました。

次に、湯本公民館事業につきましては、湯本しぜん塾で12月14日に「しめ縄づくり」、1月18日に「凧づくり、凧あげ、コマ回し、カルタとり、福笑い」などの正月遊び、2月16日は「もちつき体験」と大平地域で以前実施していた地域行事を体験し、参加した子どもたちが改めてふるさを見つめ直すことができる機会を提供いたしました。

次に、令和2年度の一般会計当初予算につきましては、第五次総合計画の将来像「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」の実現を目指し、5つの基本目標を中心に各課が連携して積極的に取り組むため、予算総額を43億9,000万円として編成したところであります。

基本目標ごとに、その概要を申し上げます。

1つ目の「安全・安心な環境づくり」は、予算総額9億7,300万円余りであります。防災体制の強化として、防災センターである湯本支所の非常用電源設備の整備や高齢運転者へのサポカー補助金、暮らしやすい住環境の整備として、社会資本整備総合交付金による道路改良事業や地方創生交付金による移住定住促進事業などを実施いたします。

2つ目の「支え合い築く健康づくり」は、予算総額5億2,300万円余りであります。生活習慣病の予防や高齢者の介護予防として、スポーツ振興くじ助成金による健康運動器具の購入、きめ細やかな福祉サービスの提供として、すくすく家庭保育応援金や重度心身障害者自動車燃料費補助、安心して子育てができる環境づくりとして、縁結び応援サポーター事業などを実施いたします。

3つ目の「地域を活かした産業づくり」は、予算総額4億7,900万円余りであります。村の基幹産業である農業と観光を振興するため、担い手づくり総合支援事業や滞在型誘客促進事業、ふるさと公園の整備、農作物の鳥獣被害対策として、新規狩猟者の育成事業補助などを実施いたします。

4つ目の「心豊かな人づくり」は、予算総額2億1,500万円余りであります。子どもたちの健やかな成長や次代を担う人材を育成するため、こども未来応援事業や英語教育の推進、さらには、東京オリンピック開催に伴う生涯学習センターのプロジェクト更新などを実施いたします。

5つ目の「未来につなぐ村づくり」は、予算総額5億5,600万円余りであります。行政区協働の里づくり交付金や地域活力交付金により、村民との協働による村づくりを推進いたします。また、村政施行65周年を迎えるため、記念式典を開催することとしております。

続きまして、本定例会に提案いたしました諮問1件、議案39件の大要についてご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員2名の任期が6月30日をもって任期満了となることから、委員を推薦するに当たり議会の意見を求め

るものであります。

議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が3月21日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、今年度新たに制度化された森林環境譲与税を積み立てるため、基金条例を制定するものであります。

議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の指針に基づき、障害者の勤務時間について改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル手続法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第5号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第7号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも国の基準が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

議案第8号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第9号 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第10号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、3月をもって指定期間が満了となることから、新たな指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、現在の計画が3月をもって終了となるため、令和2年度から5年間の新たな整備計画について議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 村道の路線の廃止及び議案第13号 村道の路線の認定につきましては、終点の変更に伴う村道1路線の廃止及び認定並びに新規村道1路線の認定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 令和元年度天栄村一般会計補正予算につきましては、災害復旧事業など各種事業費の確定により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億5,542万円を減額し、47億626万円とするものであります。

議案第15号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,201万1,000円を追加し7億5,026万

8,000円とし、診療施設勘定において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ577万2,000円を減額し、4,495万8,000円とするものであります。

議案第16号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第17号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、1,241万円とするものであります。

議案第18号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第19号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万円を減額し、252万7,000円とするものであります。

議案第20号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,776万7,000円を減額し、1,371万円とするものであります。

議案第21号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,581万8,000円を減額し、6億5,976万1,000円とするものであります。

議案第22号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,137万3,000円を減額し、5,608万3,000円とするものであります。

議案第23号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万2,000円を追加し、5,171万3,000円とするものであります。

議案第24号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入、支出それぞれ8万3,000円を減額し1億4,875万5,000円とし、資本的収入及び支出において、収入を200万円減額し8,300万3,000円とし、支出を1,742万円減額し1億3,162万4,000円とするものであります。

議案第25号 令和2年度天栄村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比5.5%減の43億9,000万円であります。

議案第26号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、対前年度比0.1%減の6億7,494万5,000円であります。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、対前年度比3.4%減の4,572万1,000円であります。

議案第27号 令和2年度牧本財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、

対前年度比0.1%増の66万8,000円であります。

議案第28号 令和2年度大里財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比4.9%減の27万1,000円であります。

議案第29号 令和2年度湯本財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比16.9%減の149万1,000円であります。

議案第30号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、前年度と同額の3,437万8,000円であります。

議案第31号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比3.8%増の1,268万2,000円であります。

議案第32号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比0.5%増の2億1,054万9,000円であります。

議案第33号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比17.8%減の223万7,000円であります。

議案第34号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比90.8%増の6,384万円で、主な要因は、野仲橋架け替え工事に伴う仮設橋への配水管布設工事の増によるものであります。

議案第35号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比2.7%減の178万8,000円であります。

議案第36号 令和2年度天栄村介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比0.8%減の6億4,920万円であります。

議案第37号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比93.1%減の502万9,000円で、主な要因は、風力発電事業の終了に伴う減によるものであります。

議案第38号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、対前年度比12.5%増の5,612万4,000円であります。

議案第39号 令和2年度天栄村水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出は、対前年度比1.6%減の1億4,648万7,000円、資本的収入は、対前年度比52.9%減の4,000万4,000円、資本的支出は、対前年度比4.7%減の1億2,732万4,000円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和2年3月3日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

暫時休議いたします。

10時55分まで休みます。

(午前10時47分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時55分)

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は、4番、服部晃君1名です。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は事前に一般質問の通告が发出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 服 部 晃 君

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君の一般質問の発言を許します。

4番、服部晃君。

[4番 服部 晃君質問席登壇]

○4番（服部 晃君） 通告しておりますので、一般質問を3点行います。

1、小学校の統合問題について。

今現在、小学校4校のうち2校が複式学級になっていますが、義務教育の公平、公正さからもあるべき姿ではないと考えております。先般、小中学校のあり方検討委員会が開催され、活発な議論がなされた上、答申されたと伺いましたが、その内容はどのようなものだったのか伺いたい。

また、保護者を対象にしたアンケート調査には、70%の人が統合はやむを得ないという新聞報道がありましたが、村では答申及びアンケート結果を踏まえて、どのような方向でいつ統合するのか、村長の具体的な考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

[教育長 久保直紀君登壇]

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

天栄村立小中学校のあり方検討委員会は、昨年11月より3回の会議を開催し、村立小・中

学校の学校規模及び配置に関する基本的な考え方と適正化のための具体的な方策について、村の施策、村教育委員会の教育ビジョン、保護者等のアンケートを基に議論を重ね、去る2月20日に答申をいただいたところであります。

答申の内容でございますが、今後の校舎の老朽化や児童・生徒数の推移を鑑み、多人数の中で切磋琢磨しながら学ぶことができ、クラス替えのできる学級規模となるよう、広戸小学校・大里小学校・牧本小学校を統合するように求めています。

湯本小学校においては、通学距離の課題や湯本地区に移住・定住された保護者の願いもあることから、今後も存続させ、同施設内に湯本幼稚園を継続して併設するよう方向づけしております。

湯本中学校においては、令和5年度に生徒数がゼロとなることから、行政と湯本地区の方々と保護者等が熟議する場を設け、児童・生徒の思いも反映させながら早急に湯本中学校の存続や統廃合について結論を出すよう求めています。

また、具体的な方策として、仮称ではありますが、「学校統合検討委員会」を早期に立ち上げて、新校舎建設の有無や立地箇所、通学方法の確保、空いた校舎の活用、幼保小中の連携や接続を含めた望ましい学習環境の整備など、さらに踏み込んだ協議の場を検討することも求めています。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今ほど教育長から答弁がありましたように、統合につきましては、天栄村立小中学校のあり方検討委員会からの答申内容を真摯に受け止め、答申の具体的な方策にあるように、仮称ではありますが、「学校統合検討委員会」を来年度早期に設置し、子どもたちへの望ましい学習環境の整備や新校舎建設の有無や立地箇所、通学方法の確保などを丁寧に協議し、教育環境の充実に向けて十分な話し合いの中で具体的な方策を決めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ということは、広戸・大里・牧本は統合する方向でいくということですね。

湯本小学校を一緒に統合しないという理由は、具体的にはどんな意見が村民からあったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

湯本小学校を統合しないというようなご意見というか内容なんですけれども、一番は通学距離、そちらのほうが長いこともありまして、通学時間もかかってしまうということが意見でございました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 鳳坂トンネルも開通しますし、時間的にはそんなに、十二、三分は短縮できると思うんですけれども、統合しないという湯本住民からの意見があったという今、答弁しましたね。その最大の理由、それをもうちょっと具体的に説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答え申し上げます。

先ほどの課長の説明に少し付け足しさせていただきます。

あり方委員会の構成員の中に、湯本地区の幼稚園、今後上がってくる方もおられまして、この方は湯本に移住してきた方なんですけど、実は、この方は大都会に住んでいて、私たちは本当に少人数で小さいところで教育を受けたりすることを望んで来たんだというような意見がありまして、今後も湯本幼稚園、小学校を存続していただきたいというふうな意見がありました。

また、地区の区長の方もそういうことを望んでいる発言もされております。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、鳳坂トンネルが開通しても、当分の間は大丈夫だということですよ。そのまま湯本小が存続しているということですね。

中学校の場合は、今、教育長の考えではどういう考えに。ゼロになりますよね。令和5年度でしたっけ。そのときは、その後1年、3年間ゼロでしたっけ。その後1名入るんですよ。その場合はどうするんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

令和2年度は、湯本中学校は、1年生が、まず男子が1名、女子が1名入学します。3年生が女子2名というふうなことで、合計4名となって、令和3年、令和4年については、男子1名、女子1名の、これが2年続いて、先ほど申し上げましたように、令和5年にはゼロになるというふうなことで、あり方検討委員会の中でも、教育委員会がコーディネートして、保護者と子どもたちの願いを十分聞き入れながら、湯本中学校にその後ずっと残るのかどうかというのを話し合い、先ほど熟議する場を設けたらいいんじゃないかというふうな意見が

ありまして、実は、私と指導主事が参りまして、令和3年度、4年度に残ると予定されている2人の保護者と話し合いをしてきました。

家庭的な事情もありまして、もしかすると、2人の家庭のうち1名が事情によっては村外のほうに行ってしまうというふうなことも考えられるというふうなこともあったものですかから、話し合いの中で、令和2年度の6月までにもう一度保護者と教育委員会で話し合いをして、湯本中学校に残るのか残らないのかということについて、6月までに結論を出して、その話し合いを基に統合検討委員会で閉校にするのか、廃校にするのかというのを決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 教育委員会のほうでは、中学校は結局中学校ですし、運動能力もある人もいるし、音楽で、吹奏楽得意だという人もいると思うんですよ。吹奏楽や運動部に入りたいという人がいると思うから、湯本中学校だけでも天栄中に統合すればいいのかなと思っているんですけど、そういう意見も、確かに保護者の意見も必要だと思うんですけども、それを積極的にやっていったほうがいいような気がするんですけども。

鳳坂トンネルも開通すれば、通学的にも時間が短縮できますし、別に支障ないと思うんですが、保護者とは6月に話をするとおっしゃいますが、村外に出ることですか。そうですね。湯本中学校から出るというのではなくて、湯本中学校から天栄中に来ることではないんですか。村外に出るという考えなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

—————（以下、発言訂正）—————

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今の問題、了解したんですが、今度、学校の統合問題検討委員会ございますね。これ、何名の委員でどんな人選、あり方検討委員会と一緒に人数なんですか。そして、何回予定しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

検討委員会のメンバーの人選なんですけれども、いろいろ他地区の動向とか見させていただきますと、やはりPTAだったり、学校関係者だったり、あと、地区の代表者ということで、今回のあり方検討委員会のメンバーとかぶったような形にはなってくると思うんですが、今後、早急にそちらのほうのメンバー、人数に関しても検討いたしまして、早急に検討委員会が開かれるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 一言。あり方検討委員会から統合の検討委員会に行くということは、もう統合に関して進めていくということですよ。その予定としては、今年いっぱいには答申を出してですか。統合問題の検討委員会で答申して、はっきり具体的なことを出すということですか。

私も、廃校になった小学校をどういうふうに生かすんだか、それも議論の対象にしたほうがいいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

現在考えておるところですけれども、天栄村の学校統合委員会検討委員会の要綱をまず作成いたしまして、そこで組織、任期、会議等決定していきたいというふうに考えております。先ほど、議員のご指摘のように、その中で空いた教室の活用、あと幼稚園をどうするのかというふうなこと、新校舎の立地場所、通学路の確保などどういうふうなことが望ましいのかというふうなところを要綱に基づきまして話し合いをし、まず、4月中に要綱を作成いたしましてメンバーも決めていきたいと、6月前に第1回目の学校統合検討委員会を開きたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） なるべく早く、こういうのは早く、もう統合するのに大体前向きに検討したんですから、そうすると、場所の選定も早く進めていただいでやってもらいたいと思います。

また、今ちょっと答弁でお話ししたんですけれども、幼稚園の話しましたね。幼稚園も老朽化していると前、村長に話聞いたんですけれども、幼稚園と保育所、一緒にしてこども園の新設をするのはどうなんですか。少子化になっているものですから、幼稚園と一緒にしていく、こども園をつくることを私、お勧めしたいんですけれども、そういう考えはないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

現在、保育所と幼稚園が別な地域にありまして、特に保育所については、土砂災害危険区域が近くにありまして非常に危険であるというふうなこと、あと、あり方検討委員会からのアンケートの中にも、幼稚園に上の子を入園させて、そして保育所にも通わせているというふうなことで、別な敷地にあるものですから、やはり同一敷地内にあったほうが朝の忙しい中とか利便性が図れるというふうな意見が多くありまして、議員ご指摘のように、建物を、今現在2つあるものを1つにまとめるというご指摘は、私たちも今後考えていかなくちゃならないというふうに思っております。

保育所と幼稚園の機能が一緒になったこども園については、現在の教育の質の低下はないというふうに見ておりますので、議員ご指摘のような認定こども園の施設を設置するというふうなことは今後あり得ることであるというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、村長に聞きたいんですけれども、前も、幼稚園が老朽化して修繕しなくちゃいけないという部分も前、話聞いたんですけれども、幼稚園と保育所、認定こども園をつくって、一緒に建物を建てたほうが私はいいと思うんですけれども、村長の考えはどうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

確かに、幼稚園、保育所一緒になって、認定こども園、一度それについてまた検討もさせていただいたことがありました。今ほど、教育長からもお話がありましたように、さほど教育的なレベルの部分はないという話がありましたが、今、各地でいわれているのが、一時期この認定こども園が待機児童の解消に向けた取り組みとしてはいいというようなことでこれ

まで進めておったんですが、ここに来て進まない状況があります。それは何かといいますと、どうしても、認定こども園と幼稚園だと、教育的な部分で若干違いがありますよというようなお話もいただきましたので、同じ建物に隣接するような建物の中で連携を取る方法というのがすごく子どもの教育にとってはいいですよというような話もいただきましたので、今後はどういう方法がいいのか早めに検討して進めていかなくちやならないというような思いでございます。

まずは小学校の統合というようなことを先に進め、次に、保護者の方々から言われている、保育所があまりに遠くて利便性に欠けるというようなこと、私もこれは承知していて、早めにそれも決めていかなくちやならない。今後考えているのは、保育所、幼稚園、小・中学校の連携できるような、近くにあるような施設で連携させて子どもの教育に当たるというのがすごくこれからの環境づくりにはいいですよと言われておりますので、検討委員会の皆様方からご意見をいただいた中で、早急にその方向性を決めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 保育所、幼稚園、小学校、中学校も近くにあれば一番いいと思うんですよ、本当に理想的な形だと思いますから、ぜひ早めに統合の検討委員会を立ち上げて、早めに議論を深めながら答申できるようにお願いしたいと思います。これで、1つ目の質問は終わります。

次、2点目、小・中学校の給食費について。

昨年秋に幼稚園の給食費の無償化が始まり、大変な評価を多く耳にしています。それを受けて、小・中学校保護者の方々からも、小学校、中学校もぜひ給食費を無償化してほしいと多くの意見が寄せられています。他町村でも給食費の無償化が進んでいますが、本村ではどのような方向に進むのか、村長に伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条第2項において「食材に係る部分は保護者の負担とする。」とされており、本村においても、法に基づき保護者からご負担をいただいておりますが、昨年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に合わせて、村の施策である子育て支援の取り組みの一つとして、幼稚園の給食無償化を実施したところであります。

また、小・中学校の学校給食費につきましては、現在保護者負担としておりますが、幼稚園と同じく子育て支援の取り組みの一つとして、今後、財政負担等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 幼稚園は無償化になっているんですけども、小学校の児童数と中学校の生徒数、あと、月、給食費を幾らもらっているのかお答えできますか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

小・中学校の児童・生徒数から申し上げますと、小学校のトータルでいきますと、現在238名、小学校です。中学校が143名でございます。

給食費の額なんです、年額でよろしいですか。年額で。小学校でいきますと4万9,700円、中学校でいきますと5万7,900円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、トータルで金額どのぐらいになりますか。幼稚園、小学校、中学校で今、給食費の金額。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

そうしますと、まず小学校でいきます。トータルしますと約1,200万円、中学校、約830万円。幼稚園につきましては、約480万円くらいとなります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、村で負担するのだと、全部で2,510万円ということですね、大体そのぐらいですよ。

村長、これ、財源的には大丈夫なんですか。2,510万円なんですけれども。大変な金額になっていると思うんですけども、村長がどういうふうに進めていくんだか、2,510万。例えば、幼稚園なら、今、480万しかかかっていないですよ。そして、今度、中学校と小学校をやると、2,000万円から2,510万円なんです。これ、いつからやる予定だかなんだか、ちょっとそれ聞きたいんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 先ほども申し上げましたように、財政負担を考慮しながらということ、子育て支援については、私も、議員が先ほどお話ししたように、幼稚園の給食を無償化したことから、小・中学校はどうだという、そういうお話もいただいておりますので、今後は、この2,510万円というような予算、今のところ、財源の確保というのは、すぐはこれではできませんので、今後はどういう形がいいのか、村の財政負担とならないような方法を考えながら、段階的な取り組みをしていくというようなことを検討してまいりたいと考えて

おります。

議員がおっしゃるように、今すぐというのは、なかなか、台風19号の災害の発生があったり、今はやりの新型コロナウイルスの対策、今、本当に、地球温暖化の影響で地球規模での災害が発生したりというようなこともありますので、そういったものも考慮しながら子育ての支援策としては取り組んでまいればというような思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私もいきなり唐突に言ったものですからあれなんですけれども、段階的に、例えば、今年度は当初予算でも入っていないでしょうから、3分の1ぐらい村で負担しますよとか、支援としては3分の2、50%ですよとか、100%にするのは5年かかりますよと、そういう段階的でもいいと思うんですよ。これを多く、本当に私も意見を聴いているんですけれども、やっぱりそういうふうに段階を経ながら100%補助するということを考えていって、私はそう思うんですけれども、今、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

県内の市町村を見ますと、約半数ぐらいの市町村が3分の1であるとか2分の1、あとは全額無償というところがございます。特に、双葉地方については、財源の確保ができていますものから、そこは全額無償にしております。

村も、財政的な負担を考慮しながら、令和3年度ぐらいから3分の1になるのか、そういったところを幾らかでも保護者の負担の一助になればというようなことで考えてまいりたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうですよ、段階的にやっていったほうがいいと思うんですけれども、まだ大型台風だって、去年は大型台風が来たけれども今年はないということもないでしょう。温暖化してるから、毎年毎年来ると思うんですよ。だから、財政をいろいろ見ながら推し進めていってほしいと思います。よろしくお願ひします。2番目の質問を終わります。

次、3点目、住宅地造成について。

今、本村では人口減少が大きな課題となっております。本村においては、大山、春日山、北小屋地区に住宅団地が造成され、人口減少対策に大いなる成果があったと考えております。

村では、2年前に当初予算で300万円の新たな住宅団地を検討する調査費を計上しましたが、その後の進捗状況はどうなっているのか、また、この人口減少対策には住宅団地の造成は有効な手段であると考えており、村ではぜひ造成工事をすべきと思いますが、村長の考え

を伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

新たな住宅団地の造成につきましては、人口減少対策として有効な事業であると認識しており、その候補地を検討するため、平成29年度に環境調査委託を行ったところであります。この調査では、開発候補地それぞれの土地特性を整理するとともに、土地購入費、設計委託料、工事費等の概算額を試算しておりました。その結果、事業費が大きくなることを見込まれることから、この開発に充当できるような補助事業を現在模索している状況であります。

そのほかにも、造成規模縮小への調整やインフラ整備の再確認、民間事業者との連携の足がかりを探るなど、様々な角度から事業内容の検討を行っております。

今後につきましても、村財政への中長期負担を考慮しながら、住宅団地造成の方向性をさらに詰めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 前の話だと、選定した場所が3か所あると言っていましたよね。そのときに、もう1か所に決まったんですか。3か所全部やるわけにはいかないでしょう、これ。だから、1か所というのはもう選定できたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

3か所は、候補地として選定の候補に挙げておりましたが、1か所にまだ絞るという作業までにはいっておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それは、どういう理由なんですか。場所を選定していれば、補助金もなにも、どこにするだんだかもできないでしょう、これ。だから、企画政策課でやっぱりこの場所を選定しましたからこの補助金をつけてくださいということを進めなければ、前に進めないでしょう、これ。何で、今まで3か所にしたのを1か所に絞れねえんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えいたします。

3か所それぞれに概算額を算出したわけではありますがおおよそ金額は飛び抜けてどこが高いとか低いということではないんですが、そうしましたときに、ある程度順位づけはしております。その中で、上位にある地区については考えておまして、その土地に関して、

今こういった事業があるのか、補助事業があるのか、今も県のほうで確認してもらっておる最中でございますが、そういったある程度の、こちらの執行部の中では候補地は順位づけはしておりまして、一番上の比較的造成が金額も低く設定できたり、というところの部分で、的は絞って検討は進めておるところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 村長、前も答弁でもお話ししたんですけれども、民間業者と連携しながらやるという話、今あったですよ。造成工事しながら民間に分譲してもらうのも1つだと思っんですよ。

北小屋団地が今、14世帯住んでいるんでしょう、あれ。春日山の南側なんですけれども、あれ、いつの間にかあんなにできたんだと思っていれば、いや、民間の会社ってすごいなと私、思ったんですけれども、だから、村でも住宅地を造成して民間に委託して、ああいうやり方をすれば解決するような気はするんですけれども、あまり、50とか100というのは無理だとしても、20、30ぐらいの住宅地を造成して民間に委託するのも一つの方法かなと思っんですけれども、そういうのは考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたとおりですが、まず、そういった情報収集も行っておりまして、そういった民間を導入する方法の検討も行っております。

また、造成事業に関していろんな方法がやっぱりあるものですから、どの方法がいいか、こういったものが一番効果的で、最終的には財政の負担、長期的なリスクを考えますと、今どんな方法がいいか、ちょっと本当に多岐にわたって検討はしておりますので、造成をじゃ、さっきおっしゃったように村でやって、その後売する方法もありますし、全部込みでやってもらう場合もありますので、いろんな方法を今のところ、年を追うごとにまたいろいろな方法も出てきておるものですから、ちょっとどの方法がいいかというところがまだちょっと決め切れないところがございます、もう少しちょっと検討にお時間をいただければと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私は、北小屋団地のあれがすばらしいなと思って、これを買って住んでいる人が14世帯もいるんですから、もう今すぐ造成してもすぐ売れるんじゃないかなって、今、そういう雰囲気になっているんじゃないかなと私は思っているんですけれども、だから、企画政策課のほうも、早くいろんな補助金を見つけるように努力してください。もう2年たっているんですから、調査費入れて、1年以上はもう場所も選定しているんだし、いろんな

スピードをアップしてやっていったほうが、今がチャンスだと思うんですよ。

あと、アパートの補助金、これは今年も続けるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

アパートの建設補助ということで、こちらの補助でございますが、募集をしましたところ、今のところ希望者がなしということで、今のところは、予算として計上する予定はございません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、アパートもみんな満室になっているみたいなんですけれども、私見たところ、だから、須賀川、岩瀬地方の建設業者ばかりでなくて、いろんな大きな、ダイワハウスとかああいうのにやって、申し込んで、補助金出しますからアパート建ててくださいというのも必要だと思うんですけれども、その辺は、アパート借りたい人はまだいっぱいいるんですよ。実際、その考えはありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

人口減少対策としては、このアパートの建築については大変効果が上がっております。議員おっしゃるように、アパートも満室であるというような状況の中で、当初、なるべく地元の方優先というようなことで来まして、ここに来てなかなか、なかったというような状況でございますので、今後は、もう少し、議員がやっぱりおっしゃるように、エリアを広げた形で取り組むことも一案かと思っておりますので、令和2年度については予算化しておりませんが、今後は村外のそういうアパートを建築している業者等にも声をかけて、そういう要望があれば、ニーズがあれば、村でも対応してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） アパート、大手メーカーにお願いしてやるのも必要不可欠だと思うんですよ。人口減少の歯止めをかけるためにも、造成工事もやりながらいろんな意味で前向きに考えていったほうがいいと思うので、その点よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして一般質問を終わります。

それでは、昼食のため、午後1時半まで休みます。

（午前11時43分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

なお、4番、服部議員から、葬儀のため午後から欠席の届出がありました。

（午後 1時30分）

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長（小山富美夫君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字牧之内字日向久保1番地。

氏名、川崎雅子。

生年月日、昭和32年8月12日生まれ。

住所、天栄村大字白子字中田1番地1。

氏名、石井清美。

生年月日、昭和39年11月14日生まれ。

○議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚に努めることを目的に市町村に置かれており、法務大臣から委嘱されます。委嘱に当たっては人権擁護委員法の規定により、市町村長が議会の意見を聴いた上で、委員候補者を法務大臣に推薦することになっております。本村では委員として3名の方が委嘱されておりますが、そのうち小針光治さんと森ヨウ子さんが本年6月30日をもって3年間の任期が満了となります。お二人とも今回の任期をもって退任されることから、新たな人権擁護委員として川崎雅子さん、石井清美さんを推薦するものであります。

まず、川崎雅子様は小学校教諭として子どもたちへの児童教育の経験から人権教育に取り組んでこられ、幅広い知識をお持ちの方であります。また、石井清美様は保育士の経験と、現在、天栄村健康保健センターで実施しているわんぱく広場において児童福祉の最前線で活躍されております。お二人とも人格に優れ、地域住民からの信頼も厚く、人権擁護委員の適任者であります。

このことから、お二人を新たな人権擁護委員の候補者としてご推薦したいので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について川崎雅子君、石井清美君の両名を人権擁護委員として適格適任と認める旨答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は川崎雅子君と石井清美君の両名を人権擁護委員として適格適任と認める旨答申することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会議務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会議務局長（小山富美夫君） 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律

第226号) 第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字飯豊字宮ノ前53番地。

氏名、小針克也。

生年月日、昭和29年9月13日生まれ。

○議長(廣瀬和吉君) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長(添田勝幸君) 提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会については、地方税法第423条第1項で固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に設置が義務づけられております。本村の固定資産評価審査委員会は3名の委員で構成されており、任期は3年ですが、このうち1名の任期が本年3月21日をもって満了となることから、同法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員は小針克也さんであります。

小針さんは飯豊地区にある広戸郵便局に局長として勤められ、地域住民からの人望も厚く、地域の事情に精通していることから、平成29年3月より固定資産評価審査委員を務めていただいております。その豊かな経験と実績から固定資産評価審査委員会委員として適任であるため、小針さんの選任に同意を求めるものであります。なお、略歴につきましては、別紙資料のとおりであります。ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第2号 天栄村森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案第2号 天栄村森林環境譲与税基金条例の制定について。

天栄村森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをご覧ください。

天栄村森林環境譲与税基金条例。

（設置）

第1条 天栄村における森林整備及びその促進に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、天栄村森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 基金として積み立てる額は、天栄村一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、天栄村の森林整備及びその促進に要する資金に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由のご説明を申し上げます。

この基金条例につきましては、平成31年3月に成立、公布されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国から交付される森林環境譲与税を基金に積み立てるものでございます。これを積み立てたしまして財源を確保することにより、市町村においては独自の計画に基づき、森林の整備に充てることができます。

資料の4ページのほうをご覧ください。

森林環境譲与税の概要についてご説明申し上げます。

森林環境税につきましては、森林の有する様々な公益的機能を発揮するため、国民が等しく負担し、森林整備などに充てるものでございます。

下の図のほうをご覧ください。

森林環境税については、個人住民税の枠組みにより令和6年から市町村が国税として徴収し、森林環境譲与税につきましては、平成31年度から市町村や都道府県に私有林人工林面積や林業就業者及び人口によって按分された金額が前倒しで交付されております。

ただし、福島県におきましては、平成18年度から国に先駆けて既に県税の徴収がされており、福島県森林環境交付金として市町村に割り当てられていることを申し添えます。

次のページをご覧ください。

譲与税の使い道につきましては、森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用の促進など、森林整備及びその促進に関する費用に充てることができるとされております。全国の都道府県及び市町村が森林環境税を有効に活用することにより、従来 of 事業では手入れができなかった森林の整備が市町村自らの事業において実施することが可能となります。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第1項及び第2項」を削る。

第8条の3の見出し中「育児又は介護を行う職員」を「育児若しくは介護を行う職員又は障害者である職員」に改め、同条第1項中「職員が育児又は介護を行うためのものとして」を「職員が育児若しくは介護を行うものとして、又は障害者である職員の有する事情に応じて」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

第3項 任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2

条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員が、村長が規則で定めるところにより、障害の特性等に応じた勤務をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、村長が規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

第12条第1項第3号中「地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）」に、「地方住宅供給公社若しくは」を「地方住宅供給公社、」に、「地方道路公社若しくは」を「地方道路公社、」に改め、「若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を削り、「国又は」を「国若しくは」に改め、「（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）」及び「地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の村長が規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で」を削る。

第15条第3項中「その期間の勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を」を「その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を給与の額から」に改める。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

国では、障害のある職員が無理なく安定的に働くことができるよう、障害の特性に応じた早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針を定め、障害のある職員の早出遅出勤務制度を導入しております。また、地方に対しても同様の取り組みを行うよう求められていることから、本条例を改正するものでございます。

資料6ページの新旧対照表により改正内容をご説明申し上げます。

第4条は、文言の整理であります。

第8条の3が早出遅出勤務の規定であり、現在、育児または介護を行う職員が対象となっておりますが、これに障害者である職員を加えるものでございます。

次のページの第12条及び第15条につきましては、法律改正等に伴う文言等の整理でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第4号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第4号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

天栄村固定資産評価審査委員会条例（昭和36年天栄村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称行政手続オ

ンライン化法から、題名を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称デジタル行政推進法への改正に伴い、従前のオンラインにより申請等を行った場合の正副本の取扱いに関する規定を定める必要がなくなったため、条例の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、お手元の資料8ページ、新旧対照表をご覧ください。

第6条第2項を削り、第3項以降を順次繰り上げるものであります。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第5号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第5号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「第28条第4項の規定」を「第28条第4項」に、「第30条第4項の規定」を「第30条第4項」に、「村」を「市町村」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

第12号 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

第13号 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

第14号 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

第15号 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

第16号 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・

保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改

め、同号に次のように加える。

イ 次の（１）又は（２）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（１）又は（２）に定める金額未満であるものに対する副食の提供。

（１） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円。

（２） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。ロ（１）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）。

ロ 次の（１）又は（２）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（１）又は（２）に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）。

（１） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者。

（２） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者。

ハ 満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供。

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条」を「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条、第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「常に支給認定子ども」を「常に教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子ども

の保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出しを「（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「村」を「市町村」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する特定教育・保育の提供に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する村」を「の規定による市町村」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号ロ（1）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ（2）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子どもの総数とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは、「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準より算定した費用の額」と、同条第4項第3号ロ(1)中「教育・保育支給認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と同号ロ(2)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「」の数を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう」の下に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「B型をいう」の下に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子どもが優先的」を「満3歳未満保育認定子どもが優先的」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「以下この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条9項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。事項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

第8項 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、村長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例

保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

第2項 村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

第1号 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

第2号 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

第1号 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

第2号 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると村が認める者。

第4項 村長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

第5項 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

第1号 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

第2号 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び

第50条において準用する第14条において同じ。) 」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「第3号」を「前各号」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する特定地域型保育の提供に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する村」を「の規定による市町村」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替える」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは

「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明証」とあるのは「特定地域型保育提供証明証」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申し込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申し込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要性の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この節の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除。

附則第5条中「事業者」の下に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、市町村の従うべき基準であります内閣府の特定教育・保育施設及

び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正が行われ、昨年10月1日から施行されました。これに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日から市町村の条例改正が行われるまで国の基準を市町村の条例で定める基準とみなすということで、1年間の経過措置が設けられておりました。

主な改正内容をご説明申し上げます。

資料の9ページをお願いいたします。

第2条第9号から第18号までは、用語の説明文の追加となります。

10ページの第3条から13ページの第13条第3項までは、幼児教育無償化に伴い、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、支給認定から教育・保育給付認定へ変わる文言等の改正でございます。

第13条第4項第3号は、特定教育・保育施設における3歳以上児の食事の提供に要する費用について、年収360万円未満相当世帯及び小学校第3学年修了前子どもで、第3子以降の子どもに対する副食費を除き、特定教育・保育施設が保護者から支払いを受けることができる改正となります。

第14条から22ページの第42条第1項まで、こちらも子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、主に文言等の改正であります。

第42条第2項から第5項までは、特定地域型保育事業所等が本来確保しなければならない連携施設についての基準を追加するものでございます。

主な改正内容は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第14、議案第6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の4項を加える。

第2項 村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

第1号 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

第2号 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

第1号 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）。

第2号 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると村が認める者。

第4項 村長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

第5項 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

第1号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）。

第2号 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。

第16条第2項に次の1号を加える。

第4号 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）。

第28条第7号ロの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第43条第8号ロの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、

「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

第2項 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、村長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条中「行う者」の下に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

第2項 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の許可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「事業者等」の下に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

本条例の基準であります厚生労働省の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の31ページをお願いいたします。

第6条の第2項から第3項、それから35ページの附則第2条関係につきましては、家庭的保育事業者等に代わって行う代替保育及び家庭的保育事業者の食事の提供についての改正となります。家庭的保育事業所等の職員の病気休暇等により保育を提供することができない場合は、当該家庭的保育事業者等に代わって保育を提供する代替保育について、保育所、幼稚園、または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにする改正でございます。

32ページの第6条第4項及び第5項、それから第16条につきましては、家庭的保育事業者が本来確保しなければならない連携施設についての基準を追加するものでございます。

また、35ページの第45条第1項及び第2項につきましては、満3歳以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について連携施設の確保を不要とする改正でございます。

36ページの附則第3条は、居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業者等が本来確保しなければならない連携施設の確保しないことができる特例期間を国の改正に伴い、5年間延長するものでございます。

改正内容については以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、議案第7号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第7号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「知事」の下に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

本条例の基準であります厚生労働省の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格基準及び資格要件の経過措置期間について所要の改正を行うものでございます。

資料の37ページをお願いいたします。

第10条第3項ですが、資格要件の研修について、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したのもでも可能となるものでございます。

次に、附則第2条、みなし支援員に係る経過措置期間を平成31年3月31日から令和7年3月31日までと5年間延長するものでございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第16、議案第8号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第8号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「61万円」を「63万円」に改める。

第2条第4項中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項 改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の改正により、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充が盛り込まれた見直しが行われたことに伴う条例の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、お手元の資料38ページをご覧ください。

第2条第2項につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に引き上げるものであります。

第2条第4項につきましては、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものであります。

ちなみに、第2条第3項の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額は19万円のものに据置きとなっております。

第23条第2号及び第3号につきましては、一定の所得額以下の世帯の均等割額の減額の軽減判定額が書いてございます。

国保税は、被保険者等の所得により算定される応能割と、加入人数や加入世帯に均等に課せられる応益割がございますが、国保税の負担能力が特に不足している世帯を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合、応益割の世帯均等割額と加入者平等割額が所得に応じて原則7割、5割、2割の軽減措置が講じられております。

今回の改正におきましては、5割、2割の軽減基準の軽減判定所得について、5割軽減世帯が28万円から28万5,000円、2割軽減世帯が51万円から52万円に拡充されたものでございます。課税限度額の引き上げにより、高額所得者については課税額が増える一方で、均等割額の減額の判定額が拡充されたことにより、低所得者においては国保税の税負担が減ることとなります。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第17、議案第9号 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第9号 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例。

天栄村水道事業給水条例（昭和48年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項に次の1号を加える。

3号 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき1万円。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由についてご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、水道法の改正に伴い、改正するものでございます。

改正案の第32条第1項第3号として追加するものでございます。

議案説明資料については、40ページをお願いいたします。

現行の制度につきましては、指定給水装置工事事業者の指定についてのみが定められておりましたが、指定の有効期限がなく、廃止、休止等の状況も反映されにくく、実態を把握することも困難であり、実態との乖離が生じていたことなどから、制度の改善を図り、支出が継続して保持されるよう制度が改正されたものでございます。

また、更新につきましては、5年間の指定の更新制を導入するものでございます。

また、更新手数料につきましては、指定と更新ともに同様の作業と業務量が発生することから、指定と同様に1件につき1万円の手数料としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

3時10分まで休みます。

（午後 2時54分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時10分）

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第18、議案第10号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第10号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の団体を湯本デイサービスセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称。湯本デイサービスセンター。
- 2、指定管理者となる団体の名称。社会福祉法人岩瀬福社会、理事長、正木正秋。
- 3、指定の期間。令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

湯本デイサービスセンターの指定管理の指定期間が本年3月31日をもって満了となるため、本年4月1日から令和5年3月31日までの3年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の応募は、昨年12月16日から1月21日までの約1か月間行いました。応募者は、社会福祉法人岩瀬福祉会1社でございました。去る2月10日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、本施設の指定管理者に社会福祉法人岩瀬福祉会が選定されたことから、本案を上程するものでございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第19、議案第11号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第11号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定に基づき、大平辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定するものとする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

提案理由をご説明申し上げます。

現在の整備計画が令和元年度で終了することから、令和2年度から5年間の新たな総合整備計画を策定するものであります。

39ページが計画書であります。

3番の公共的施設の整備計画についてご説明申し上げます。

村道の芝草・鎌房線事業費5,000万円、村道鎌房2号線事業費4,000万円、飛びまして林道の道木沢線事業費2,000万円、これらにつきましては、いずれも現道の舗装が老朽化していることから、舗装の打ち替え工事を行って長寿命化を図るものでございます。

羽鳥湖高原交流促進センター事業費4,500万円につきましては、交流センターの屋根のふき替え、それから施設の周辺にございます駐車場の区画線の更新などを行うものでございます。

光ファイバー等通信基盤整備につきましては、国道118号線の鳳坂トンネルの整備に伴いまして、トンネル内に新たな光ファイバー設備を整備するものでございます。

これら事業費の総額は2億6,500万円で、全額、辺地債の発行を予定しております。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第20、議案第12号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第12号 村道の路線の廃止について。

次のとおり村道を廃止することについて、道路法第10条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

1046、阿弥陀前池ヶ入線、天栄村大字高林字北向2番地1、天栄村大字高林字刈敷日向13番地。

提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案説明資料の41ページをお願いいたします。

廃止路線図に青色で表示されております路線が、今回廃止する路線でございます。路線番号1046号でございます。地図の中央付近が高林地区になります。高林地区から矢吹町の田内方面に向かう道路でございます、天栄村から矢吹町の町道までの区間の道路でございます。

現在、天栄村の村道の終点部につきましては、高林字刈敷日向となっておりますが、この終点部と矢吹町の町道までの区間につきましては、村と町と双方の台帳に登載がございません。このため、管理者が明確になっていない状況でございます。

また、この区間につきましては、矢吹町の区域となっておりますが、過去に農道整備としまして天栄村が用地を取得し、天栄村の名義となっているため、矢吹町のこの区間についても本路線の一部として終点部を改める必要があることから、本路線を廃止するものでございます。

なお、改めて議案第13号により認定のご審議をいただく予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第21、議案第13号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第13号 村道の路線の認定について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

1046、阿弥陀前池ヶ入線、天栄村大字高林字北向2番地1、西白河郡矢吹町田内852番地1。

次のページをお願いいたします。

4085、広町柄落線、天栄村大字牧之内字広町11番地6、天栄村大字牧之内字柄落1番地2。

提案理由についてご説明を申し上げます。

議案説明資料の42ページをお願いいたします。

赤色で表示されております路線が今回認定していただきます路線でございます。また、先ほど議案第12号でご審議をいただきました路線番号1046号の廃止路線に改めて矢吹町の一部、

天栄村の用地を含めまして、起点部、終点部を定め、村道認定を求めるものでございます。

資料のほうの次のページ、43ページをお願いいたします。

赤い色で表示されております路線が今回認定していただきます路線でございます。後藤地区の手前の路線でございます。本路線は、村道の後藤線に隣接しておりまして、認定漏れしていた路線でございますので、このたび路線認定をお願いするものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第22、議案第14号 令和元年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第14号 令和元年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億5,542万円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ47億626万円とする。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

50ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費であります。これらの事業を翌年度に繰り越すこととするものであります。

各事業の内容につきましてご説明いたします。

ため池ハザードマップ整備事業は、ため池2か所のハザードマップの策定。

地籍調査事業は、牧本第26地区の測量業務。

ふくしま森林再生事業は、上松本地内の森林整備業務及び大里地内の計画策定業務。

治山整備事業は、二岐地区の治山工事。

社会資本整備総合交付金事業は、橋梁の補修及び児渡・滝田線の道路改良工事。

避難所空調設備整備事業は、災害時の避難所となる行政区集会所へのエアコンを整備する工事。

農業施設災害復旧事業は、補助事業分が1億400万円、単独事業分が1,500万円、合計1億1,900万円。

林業施設災害復旧事業は、全額補助事業分でございます。

道路橋梁災害復旧事業は、補助事業分が5,000万円、単独事業分が1,000万円、合計6,000万円であります。

次に、債務負担行為の補正であります。まず中小企業制度資金利子補給事業及び農業経営者育成資金利子助成事業につきましては、本年度分の貸付けがなかったため、廃止をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

東日本大震災対策利子補給事業につきましては、本年度貸付額の確定により限度額を75万1,000円から23万円に変更するものであります。

次に、第4表、地方債の補正であります。今回追加する緊急防災減災事業につきましては、先ほど繰越明許費にもございました行政区集会所へエアコンを整備する避難所空調設備

整備事業の財源として借り入れるもので限度額は1,710万円、起債の方法等は記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

変更につきましては、いずれも借入額の確定に伴いまして、限度額を変更するものであります。

消防自動車購入事業は660万円を590万円に、教育施設整備事業は3億3,620万円を2億6,620万円に、道路整備事業は1,000万円を970万円に、補助災害復旧事業は7,440万円を3,140万円に、小災害復旧事業は6,750万円を1,620万円にそれぞれ減額変更するものであります。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

なお、歳入歳出ともに見込額の確定による増及び減でございます。

歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、補正額726万8,000円。主に1節の所得割額の増であります。

2目法人分、補正額422万9,000円。法人割額の増であります。

2項固定資産税、1目固定資産税、補正額2,223万6,000円。主に1節の償却資産の増であります。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、補正額61万5,000円。

次のページをお願いいたします。

2目環境性能割、補正額13万円。これにつきましては、昨年10月1日から自動車税制が改正されまして、軽自動車を取得するときに課税をされていましたが都道府県税である自動車取得税が9月末で廃止となり、10月1日以降、軽自動車の取得時には、市町村税として軽自動車税環境性能割が課税されることになったことから、当該金額を今回計上しているものでございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、補正額383万円の減。

5項入湯税、1目入湯税、補正額93万円。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額200万円の減。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額500万円。

4項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額280万9,000円。これにつきましては、森林環境税制度の創設により新たに交付されることとなった譲与税でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額35万円の減。

次のページをお願いいたします。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額30万円の減。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補

正額70万円の減。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、補正額540万2,000円の減。制度廃止による減でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額219万8,000円の減。

13款分担金及び負担金、1項分担金、2目農業費分担金、補正額377万円の減。農地災害復旧事業に係る受益者負担金の減であります。

2項負担金、2目民生費負担金、補正額57万9,000円。天栄保育所の入所者負担金は増額、天栄幼稚園の預かり保育料負担金は幼児教育・保育の無償化により減となるものであります。

3目教育費負担金、補正額24万7,000円。

5目衛生費負担金7万6,000円。

次のページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、補正額2万2,000円。

4目土木使用料、補正額28万5,000円の減。住宅使用料の減などであります。

5目教育使用料、補正額18万2,000円の減。

2項手数料、1目総務手数料、補正額16万3,000円の減。証明書手数料等の減であります。

6目土木手数料、補正額9,000円の減。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額618万5,000円の減。3節の児童手当負担金の減などあります。

次のページをお願いいたします。

2目衛生費負担金、補正額26万3,000円。

3目土木費国庫負担金、補正額3,360万6,000円の減。公共土木施設災害復旧費国庫負担金の減であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額47万5,000円の減。

2目民生費国庫負担金、補正額1,300万円の減。次のページの4節民生費の幼児教育・保育無償化に係る補助金約990万円、これが国庫から県補助金に組替えとなるため、減とするものでございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額24万円の減。

4目農林水産業費国庫補助金、補正額308万5,000円の減。

5目土木費国庫補助金、補正額1,729万2,000円の減。社会資本整備総合交付金などの減でございます。

6目教育費国庫補助金、補正額176万2,000円。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額1万円。

次のページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額283万8,000円。7節の災害救助法費用支弁金負担金につきましては、台風19号の災害時に村において設置しました避難所、その運営に要した職員人件費分が負担金として交付されるものであります。

2目衛生費県負担金、補正額13万2,000円。

2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額75万円の減。

2目民生費県補助金、補正額27万円。4節児童福祉費補助金の一番下、福島県子ども・子育て支援事業費補助金は、国庫から県補助金への組替えによるものでございます。

3目衛生費県補助金、補正額3億2,488万1,000円の減。4節除染対策事業交付金の減であります。

次のページをお願いいたします。

4目農林水産業費県補助金、補正額2,213万6,000円の減。3節林業費の補助金のふくしま森林再生事業補助金などの減であります。

7目教育費県補助金、補正額684万2,000円の減。補助金から委託金へ組替えするものでございます。

8目災害復旧費県補助金、補正額3,801万4,000円の減。農地・農業用施設災害復旧費補助金などの減であります。

10目土木費県補助金、補正額151万7,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額466万3,000円の減。選挙委託金などの減であります。

2目農林水産業費委託金、補正額9万8,000円。

3目土木費委託金、補正額111万円の減。

4目教育費委託金759万4,000円の減。2節の委託金、これは補助金からの組替えによる増であります。

次のページをお願いいたします。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額12万1,000円。

2目利子及び配当金、補正額31万4,000円の減。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額500万円。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、補正額8,000円。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額8,000万円の減。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、補正額36万円の減。

4項雑入、2目雑入、補正額19万6,000円。

次のページをお願いいたします。

3目過年度収入、補正額233万6,000円。過年度分の療給費負担金の増などであります。

22款村債、1項村債、1目総務債、補正額1,640万円。3節緊急防災減災事業債は、先ほどご説明しました避難所空調設備整備事業でございます。

2目教育債、補正額7,000万円の減。

3目土木債、補正額30万円の減。

4目災害復旧事業債、補正額9,430万円の減。

23款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額167万円。これも昨年の自動車税制の改正により新設された項目であります。10月1日以降、乗用車など、軽自動車以外の自動車の取得時に課税される都道府県税が自動車取得税から自動車税環境性能割となり、その一定割合が村へ交付されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額96万6,000円。主に人件費の減であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,265万5,000円の減。こちらも主に人件費の減でございます。

75ページをお願いいたします。

5目財産管理費、補正額376万2,000円。25節こども未来基金積立金の増などあります。

次のページをお願いいたします。

6目企画費、補正額559万4,000円。19節の地方バス路線対策事業補助金の増などあります。

7目支所及び出張所費、補正額24万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

8目交通安全対策費、補正額18万8,000円の減。

9目地方創生費、補正額461万2,000円の減。13節委託料の減などがございます。

10目ふるさと納税費、補正額255万4,000円。25節がんばれ天栄応援基金積立金の増などあります。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額178万円の減。次のページの23節の過年度還付金の保険などあります。

2目賦課徴収費、補正額9万8,000円の減。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額47万4,000円の減。

4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費、補正額214万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3目福島県議会議員一般選挙費、補正額234万1,000円の減。

4目天栄村長選挙費、補正額579万6,000円の減。

85ページの5項統計調査費、2目総務統計調査費、補正額17万2,000円の減。

3目商工統計費、補正額2,000円の減。

6項監査委員費、1目監査委員費、補正額7,000円の減。

次のページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額705万9,000円の減。人件費の減、それから13節のプレミアム付商品券発行事業委託料の減などがあります。

2目老人福祉費、補正額580万7,000円の減。13節の委託料、それから次のページの28節介護保険特別会計繰出金の減などがあります。

3目老人福祉施設費、補正額12万円の減。

4目福祉医療費、補正額40万8,000円。

5目障害対策費550万8,000円の減。障害者自立支援給付費の減などがございます。

6目放射能対策費、補正額82万8,000円の減。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額575万2,000円の減。次のページの28節国保(事業勘定)特別会計繰出金の減などがあります。

2目児童措置費、補正額692万5,000円の減。児童手当の減であります。

3目保育所施設費、補正額218万7,000円の減。人件費の減などがあります。

次のページをお願いいたします。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額10万円の減。

4項災害救助費、1目災害救助費、補正額13万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額39万1,000円。

3目環境衛生費、補正額524万5,000円の減。28節の簡易水道事業特別会計繰出金の減などがあります。

4目健康増進事業費、補正額67万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

5目保健センター施設費、補正額113万円の減。灯油代の減などがあります。

7目放射能対策費、補正額3億2,476万円の減。仮置場の原形復旧事業につきまして、台風19号の災害復旧工事を最優先に実施したことにより、本年度の実施を取りやめたため、減額となるものであります。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額1,214万4,000円の減。19節保健環境組合負担金は、新ごみ処理施設整備分の負担金の減でございます。

次のページをお願いいたします。

3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額39万7,000円の減。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額180万4,000円の減。28節繰出金の減であります。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、補正額4,000円の減。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、補正額341万6,000円。1 節エネルギー給の増などがございます。

2 目農業総務費、補正額37万円の減。

3 目農業振興費、補正額127万7,000円の減。

次のページ、5 目農業施設費、補正額30万1,000円の減。

6 目水利施設管理費、補正額151万2,000円。19節の防災ダム事業負担金の増であります。

7 目国土調査費、補正額85万8,000円の減。

次のページお願いいたします。

8 目水田農業構造改革対策費、補正額167万円の減。水田利活用推進助成金の減でございます。

9 目地域農政特別対策推進活動費、補正額38万3,000円の減。

10目開発センター費、補正額1万8,000円。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額33万6,000円の減。

12目放射能対策費、補正額418万8,000円の減。13節のため池底質除去処理事業委託料の減などです。

2 項林業費、1 目林業総務費、補正額3,638万2,000円の減。次のページの13節福島森林整備事業の年度別計画策定、それから森林整備業務委託料の減などです。

2 目林業振興費、補正額1,733万4,000円。二岐地内での治山事業の経費の増です。

7 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費、補正額57万4,000円の減。

3 目観光費、補正額107万1,000円の減。11節の修繕費の減などです。

次のページをお願いいたします。

4 目地域開発費、補正額16万7,000円の減。

5 目緊急雇用創出費、補正額460万4,000円。過年度分の精算返納金の増です。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、補正額20万1,000円の減。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、補正額343万2,000円の減。次のページの15節工事請負費の減などです。

2 目道路新設改良費、補正額778万8,000円の減。13節委託料の減などです。

3 項河川費、1 目河川費、補正額19万7,000円。

次のページお願いいたします。

4 項住宅費、1 目住宅管理費、補正額10万円の減。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、補正額233万7,000円の減。19節の補助金等の減などです。

3目消防施設費、補正額62万円。

5目防災行政無線管理費、補正額173万3,000円の減。

6目災害対策費、補正額1,713万8,000円。集会所へのエアコン整備の工事費でございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額1,001万5,000円の減。主に人件費の減でございます。

次のページをお願いいたします。

3目放射能対策費、補正額7万4,000円の減。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額143万4,000円の減。14節自動車借上料の減などがあります。

2目教育振興費、補正額161万5,000円の減。こちらも14節の減などがあります。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額404万3,000円の減。7節賃金の減、それから11節の電気料の減などがあります。

2目教育振興費、補正額34万円の減。

次のページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額365万3,000円の減。13節の通園バス委託料の減などがあります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額189万2,000円の減。8節の報償費の減などがあります。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、補正額56万8,000円の減。

3目湯本公民館費、補正額29万5,000円の減。

4目文化財保護費15万6,000円の減。

5目伝統文化施設費、補正額30万3,000円の減。

次のページの6目生涯学習センター費、補正額18万8,000円の減。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額4万円。

2目湯本保健体育費、補正額29万6,000円の減。

次のページの3目学校給食センター費、補正額4,105万6,000円の減。15節の給食センター改築工事請負費の減などがあります。

4目天栄体育施設費、補正額28万9,000円の減。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額8,520万円の減。農地及び農業施設分の減であります。

次のページの2目林業施設災害復旧費、補正額3,102万1,000円の減。林道分の事業費の減であります。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額4,524万円の減。村道及び河川分の事業費の減であります。

4項その他公共・公用施設災害復旧費、1目公共施設・公用施設災害復旧費、補正額8万8,000円の減。

12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額204万1,000円の増。

2目利子、補正額109万9,000円の減。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額122万3,000円の減であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 避難所への空調設備なんでありますが、その予定というのは何か所で、どのぐらいの規模でやるのか、教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1集会所当たり約85万円の工事費を見ておりまして、今回は20か所分を計上したものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ、今回の補正で初めて上がったと思うんですけども、これを、空調設備を設置するというのはどういう経緯で設置するようになったのか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

昨年度、今になりますと、一昨年です。一昨年から夏場の集中豪雨等の災害が全国的に発生をしております、そうしたときの避難所につきまして、避難されている方の生活環境が非常に悪いということで、その改善をすべく国のほうで緊急防災減災事業ということで、市町村が事業主体となって避難所の生活環境の改善を図る際には、起債の発行を認めますというような制度が始まりました。

本村におきまして、昨年度の台風19号の災害におきまして、集会所への避難はございましたが、これからの災害の発生を想定しますと、避難所に対する避難も出てくるのか

などということで、そこの生活環境の改善を図る必要があるだろうと。国のほうでもそういった制度をスタートさせておりますことから、本村においても、この事業に取り組むということとしたものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、説明聞いておりますと、避難所と、それから集会所というふうな言葉が2種類あるんですけども、避難所イコール集会所ではないんですよね。そういう場所もありますよね。これ、20か所と言いましたが、その20か所というのは全部集会所なんですか、それとも村の避難所として指定されている場所なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今回の20か所につきましては、全て集会所でございまして、このような集会所につきましては、ちょっと紛らわしいんですが、土砂災害の警戒区域に入っているものは、洪水ですとかそういった際の避難所には指定はしておりませんが、地震災害等については、そういった集会所も危険性がないということで、その災害に対しては避難所として指定をしております。ですので、現在、集会所につきましては、全て地震災害につきましては、避難所としての指定をされております。そういったことから、全ての集会所を避難所として位置づけをしまして、今回整備をしていきたいということにしておるものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の説明ですと、ほかの地区はよく分かりませんが、湯本地区でいいますと、湯本集会所は避難所には指定されていませんよね。でも、この20か所のうちの1か所には入っているわけですか。

さっきの課長の説明ですと、夏の間の集中豪雨等が非常に多くなっているのと、そういうときのための空調設備だというふうなことだったんですけども、その後の説明では、地震のときの避難所にも入れたんだという、経緯というか、理由の説明としては非常にあやふやじゃないかなというふうに思うんですよね。

例えば、昨年度の台風のときに、千葉県辺りですと電源が非常に寸断されて、電気使えなくなつたというところが結構多かつたんです。そういうことを考えると、一律に電気を使う空調施設って、これどうなのかなと。緊急時使えるのかなと。使えなかつたら、これ無意味なんじゃないかなと思いますが、その点はどういうふうに考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、電源が喪失した場合には、もちろん空調設備に限らず、電気設備は全て使えませんので、そういった事態のみを考えれば、無駄になってしまうのではないかなというようなことかと思いますが、そういった事案は、この間、東日本大震災につきましても、電源だけは幸い途切れなかったというふうなこともございますので、そういった事態はあるかもしれませんが、そこまで電源の喪失自体は留意は、あまり考えはしなくてもいいのかなというようなことで今のところは捉えております。ですので、今回、国のほうでそういった方針が決めておりましたものですから、村におきましても、こういった事業で避難所の生活改善に、環境の改善に取り組みたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、お話の中で、そういうことまで想定しなくてもいいのかなというふうな話がありましたが、災害って想定外のことが起こることということで、いろんなことを考えて、その防災のためのいろいろな設備とか避難とかを考えるべきじゃないんですか。そこまで考えていなくて、幾ら国がこういうものを設置しろと言っても、これは結局起債するわけでしょう、村で。そこまでお金をかけてやる必要があるのかなと。もうちょっときちっと考えて、その電源の確保とかも考えてやらないといけないんじゃないかなというふうに思いますが、今回、湯本支所のほうで来年度の予算だそうですねけれども、電源、非常用電源の確保ということがありましたが、やっぱりそこまで考えないと、はっきり言って避難所にならないんじゃないかな。そこまでは想定していませんという答弁では、ちょっと納得できないです。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

確かに、全ての事態を想定した上で、事業は実施すべきであるというふうなことでございます。まず、もちろんそのとおりでございます。ただ、全ての集会所に今回当初予算で計上しております湯本防災センターのような非常用の電源設備を設けるということは、極めて箇所数も多いですから、困難でございますので、それにつきましては、ポータブルの非常用の電源、発電機などを準備をしていきたいということで考えております。

ただ、今回の起債でございますが、充当率は100%でございますので、その後、元利償還金の7割が交付税措置されます。過疎債と同じような交付税措置の率でございますので、単なる借金ではございませんので、今回はそういったいい財源がございましたので、この際、集会所といいますか、避難所の生活環境の改善事業を行いたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この85万円の空調なんですけれども、集会所は各行政区でいろいろなタイプ、広さ、大きさあるかと思うんですけれども、その設置箇所等々は各行政区にお任せということなんです。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今のところ想定をしておりますのは、1つの集会所につきまして、大広間に1つ、それから小さな会議室に1つということで、2つの部屋に対してそれぞれ1台ずつということで考えております。ただ、どこにつけるかということにつきましては、それぞれの行政区のご判断も尊重していきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ、設置後の維持管理というのは各行政区で行うと。村のほうの電気料の補填とか、そういうものはどういうふうに考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

維持管理経費につきましては、行政区のほうの負担で行っていただくということで考えております。ですので、これから各行政区に対しまして、電気料が基本料も上がることが想定されますので、年間このくらい上がりますよですとか、そういったランニングコストも提示をしてご了解を得た上で、それぞれの集会所、了解を得た集会所に整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） あと、今ちょっと20か所といきなり聞いたので、ちょっと分からないんですけれども、村内の集会所って全ての行政区以外のところとか多分あるんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとその20か所のリストを見せていただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 今見る。

暫時休議します。

（午後 4時08分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時12分）

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これで、今いただいたんですけれども、例えば湯本ですと、湯本支所が防災センターとなっていて、高齢者コミュニティセンターもあそこ避難所になっていますよね。あそこは冷房施設はないですよ、暖房はありますけれども。なぜそれは入っていないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今回集会所への整備ということで考えておりましたので、高齢者コミュニティセンターは含まれていないということになったものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、集会所の整備ということでやったということは、そもそも災害対策費というのは起債のためのやつで、全集会所にこういういい補助金があるから、これそろえてやろうというような考えだったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

避難所となる集会所の避難生活における生活環境の改善を図りたいという目的で、この事業に取り組むこととしたものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） であれば、避難所に指定されている湯本の高齢者コミュニティセンターはやるべきじゃないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今回の取り組みにつきましては、避難所となる集会所に整備をするということで考えておりました。それ以外の避難所となっている公共施設につきましては、別途、今後整備の方策等を考えていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それから、これ行政区、天栄村には各行政区あるんですけれども、各行政区の区長さんに対して周知図ったのか、意見聞いたのか、それはどうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

行政区長への周知につきましては、この予算成立後というふうを考えておりますので、この予算が可決をいただいた以降に周知、それから意向等のお話を伺ってまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ、予算決まってから各行政区長に話しするというんですけれども、例えば、これ入っていない行政区もありますし、後からいろいろと話とか、問題とか、要望とか、そういうのが出るんじゃないんですか。そこまでは考えていないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、区長さんへのお話をするに当たりまして、予算の確保、成立というのが大前提だというふうを考えておりましたので、予算の成立を待って区長さんのほうにはお話をしていきたいというふうを考えていたところでございます。

その中で、またそれぞれの行政区ごとの要望ですとかが上がってきた際には、また議会の皆様にもご相談をして、よりよい解決策を見いだしていきたいというふうを考えております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ、85万円で20か所というふうなことで予算計上してありますが、例えばの話、うちは金かかるから要らないよと、うちの行政区は。そういう話とか、逆に何でうちで、例えば下河内の集会所のちっちゃい集会所あるわけですよ。何でほかの集会所はなんていう、例えばの話ですよ、そういうふうな要望が出ることも想定できると思うんですよ。だから、これ例えば85万円、21か所とか22か所とか、そういうのというのは臨機応変にできるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

起債を行うに当たりまして、事業計画書を出しております。その箇所数、今20か所なんです、その箇所数を変更するなり、事業計画を変更すれば対応は可能になるというふうなところでございます。

○5番（小山克彦君） 以上で質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありますか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 122ページの学校給食センター費の中で工事請負費、これ3,888万

5,000円マイナスなんですけど、随分金額が多いから、一体何が土質調査のあれで関係で下がったとか、基礎が安かったとか、何でこんなに当初の設計より安くなっているんですか。そこだけちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

工事費の減額なんですけど、工事費におきましては、設計に対して入札をやったということでございまして、入札の金額が、そのままこの金額が減額されたということでご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） ちょっと今請け差だと言うんですが、随分、設計金額と請負金額の差額があり過ぎるんですけれども、どうだったの。その設計自体が甘かったんだか、そこらどうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

設計額は、県の基準単価とか、そちらのほうから積算したものでございまして、設計額に対しては順当な金額だったということでございしますが、入札の結果によりまして、企業さんというんですか、そちらのほうの努力ということもあるのかなと思っております。

○1番（北島 正君） 了解しました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4時25分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年3月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年3月4日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第15号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 2 議案第16号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
日程第 3 議案第17号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について
日程第 4 議案第18号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第 5 議案第19号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
日程第 6 議案第20号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 7 議案第21号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第 8 議案第22号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
日程第 9 議案第23号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第10 議案第24号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第11 議案第25号 令和2年度天栄村一般会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	教 育 長	久 保 直 紀 君
参 事 兼 総 務 課 長	揚 妻 浩 之 君	企 画 政 策 長 課	北 畠 さ つ き 君
税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君	住 民 福 祉 長 課	熊 田 典 子 君
産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君	建 設 課 長	内 山 晴 路 君
会 計 者 管 理 者	清 浄 精 司 君	湯 支 所 本 長	星 裕 治 君
学 校 教 育 長 課	櫻 井 幸 治 君	生 涯 学 習 長 課	関 根 文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 山 富 美 夫	書 記	星 千 尋
書 記	大 須 賀 久 美		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎発言の訂正

○議長（廣瀬和吉君） 日程に入る前に、ここで、教育長より発言訂正の申し出がありました。これを許します。

教育長、久保直紀君。

[教育長 久保直紀君登壇]

○教育長（久保直紀君） 令和2年3月4日、天栄村議会議長、廣瀬和吉様。

天栄村教育委員会教育長、久保直紀。

発言訂正申し出書。

令和2年3月3日の本会議における発言の一部を下記のとおり訂正したいので、会議規則第61条の規定により発言訂正を許可いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記。

1 発言訂正内容

4番 服部晃議員の一般質問への答弁中

「_____ (以下、発言訂正) _____

—————」を

「個人的なプライバシーもありますので、具体的にはお話しできないので、ご了承願います。」に訂正する。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま教育長からの申し出のとおり、発言の訂正を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、発言訂正の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第15号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） おはようございます。

126ページをお願いいたします。

議案第15号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,201万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,026万8,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ577万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,495万8,000円とする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

131ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額2,551万8,000円の減。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額198万9,000円の減。被保数減に伴うものでございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額6,422万3,000円の増。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、補正額84万2,000円の増。

1目、2目、いずれも交付見込額の確定による増でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額549万4,000円の減。法定繰入れ分の確定による減でございます。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、補正額6万1,000円の減。

3項雑入、2目一般被保険者第三者納付金、補正額8,000円。対象者増によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額73万4,000円の減。主なものが、こちらは13節委託料において、レセプトの2次点検の電算委託料の減でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、補正額4,000円の減。事務費の不用減でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、補正額3万3,000円の減。こちらも事務費の不用減でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額4,516万円。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額1,200万円の減。

5目審査支払手数料、補正額6万円の減。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額600万円。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額150万円の減。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、補正額15万3,000円の減。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、補正額1万円の減。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額370万円の減。

2目支払手数料、補正額2,000円の減。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、補正額5万円。

2款の保険給付費につきましては、いずれも給付見込みによる増と減でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額98万1,000円の減。

2目退職被保険者医療給付費分、補正額69万1,000円の減。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額41万8,000円の減。

2目退職被保険者後期高齢者支援金等分、補正額40万9,000円の減。

3款につきましては、納付金確定による減でございます。

4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額217万円の減。事業確定による減でございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額59万8,000円の減。こちらは13節委託料ですが、ヘルスアップ事業計画の見直しを行う予定でしたが、目標値をクリアしているため、制度上、今年度は作成不要となりましたので、減額しております。

2目疾病予防費、補正額160万2,000円の減。事業確定による減でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、補正額500万円。

6款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額8,000円。

2目診療施設勘定繰出金、補正額93万8,000円。特別調整交付金確定による増でございます。

続きまして、診療施設勘定、歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額140万円の減。

2目社会保険診療報酬収入、補正額82万円の減。

3目後期高齢者診療報酬収入、補正額450万円の減。

4目一部負担金収入、補正額58万円の減。

いずれも診療報酬の見込額の減に伴う減額補正でございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、補正額8万円の減。自費診療分の減でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額67万円。一般会計繰入れの増でございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額93万8,000円。事業勘定特別調整交付金確定による増でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額222万2,000円の減。こちらは人件費の減でございます。看護師育児休暇によるものでございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、補正額35万円の減。酸素濃縮装置借り上げ料の減でございます。

2目医療用消耗器材費、補正額10万円の減。

3目医薬品衛生材料費、補正額300万円の減。薬剤費等の減であります。

4目委託料、補正額10万円の減。血液検査委託件数減によるものでございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 140ページの外来収入で730万減額補正しているんですけども、主な理由は何ですか、これ。どういう理由で730万円の減額。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

湯本地区におきましては、天栄ホームの増床に伴いまして、在宅で介護されていた方々が施設のほうに入所されたということもありまして、医療費を伴っていた患者さんが減額しているというところが主な要因にはなっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 湯本で特養に入ったという話をしたんですけども、730万も診療報酬が、それ何人も入ったんですか。これ730万って結構でかいと思うんですけども、それだけの理由なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

それだけの原因ではなく、いろいろな原因がございますが、診療単価が下がっているというところも大きな要因にはなっております。検査件数とかは、昨年度は前々年度よりは少し上がってはおりますし、今年度はちょっと横ばいで、ちょっと下がってはいるんですけども、そんなにがくっと下がっているわけではございませんので、診療報酬の単価が下がっているというところは大きな要因の一つにはなると思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この件にしては了解したんですけども、次、142ページの一般職給料、これ127万、育児休暇と言いましたよね。育児休暇なんですけれども、臨時では雇わなかったんですか。それで間に合ったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

臨時の看護師さんにつきましては、10月から1名増やして対応しております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、ちょっと分からないですけども、育児休暇で休んだ人にも給料も払うんですけども、臨時で採用したらもっと、減額でなくて増えるんじゃないですか。じゃないんですか、これ。ちょっと意味が分からないんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

育児休暇中につきましては、給料のほうは支給になりませんので、職員の給与につきましては減額補正しております。臨時職員の看護師につきましては、当初に予算取りしていただいた賃金の中で、不足分だけを今回18万2,000円取らせていただきました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第16号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案第16号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額3,526万6,000円のうちで、歳出を補正する。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

146ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額79万円の減。9節から11節まで事業確定による減でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額79万円の増。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第17号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第17号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について。

令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,241万円とする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

149ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額20万円の減。使用料の見込みの減によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額20万円の減。こちらは主に、11節、施設修繕費の確定による減、そのほか見込みによる減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第18号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第18号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について。

令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額2億1,707万4,000円のうちで、歳出を補正する。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

152ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ。こちらにつきましては、11節需用費、光熱水費のほうで見込みを上回ったものでございます。そのほか12節、27節それぞれ50万の減となっておりますが、いずれも見込みによる減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第19号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第19号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について。

令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252万7,000円とする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

155ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額19万円の減。こちらは水道の使用料でございますが、見込みによる減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額18万9,000円の減でございます。こちらにつきましては、主に18節備品購入費の6万円の減額になりますが、こちら確定による減のほか、そのほかの節につきましては見込みによる減額でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、1,000円の減。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第20号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第20号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について。

令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,776万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,371万円とする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

160ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額45万円の減。こちらにつきましては、1節現年度使用料及び2節の過年度使用料、いずれも見込みにより増額、減額というふうなことでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額676万円の減。一般会計からの繰入れでございますが、こちらにつきましては、野仲橋の工事分について計上しておりましたが、着手に至らないため、減額ということで計上しております。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額2,055万7,000円の減でございます。こちら物件等移転補償費でございますが、先ほどと同じく国道118号の野仲橋に係る工事でございますが、こちらの配水管の仮設管の設置を予定しておりましたが、橋のほうの工事が着手に至ら

ないために減額するものでございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額170万2,000円の減でございます。こちらにつきましては、主に15節工事請負費で、工事の確定による減でございます。そのほか11節、13節、18節につきましては、見込み及び確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額2,916万1,000円。こちらにつきましては、11節から15節まで、いずれも県発注の野仲橋の工事に係る仮設管の設置費用として計上しておりましたが、着手に至らないため、減額とさせていただくものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額309万6,000円の増でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ただいまの説明の中で、仮設水道管の工事の着手ができなかったという事なんですけれども、次年度になろうかと思いますが、今後の工事のスケジュールを聞かせてください。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

現在、県発注の工事のほうで、木の伐採並びに家屋の解体等、今、附帯工事としまして作業をしているところでございます。こちらの工事がこれから、道路の、橋ですか、橋のほうの準備工としまして、約6月ぐらいまで仮設道を含めて橋の設置工事をする予定でございます。ただ、今現時点でははっきりした工事日程ではございませんので、この工程につきましては県のほうに再度確認をいたしましてご説明したいとは思いますが、今現在のところ6月ぐらいまでかかるというふうなことで、その後、この橋ができてから仮設管の設置工事というふうな形になってくるかと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第21号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第21号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,581万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,976万1,000円とする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

166ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額257万3,000円の減。特別徴収保険料見込額減によるものでございます。

3款以降につきましては、介護サービス費見込額の増減による法定割合分の補正となります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額466万1,000円の減。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額228万2,000円。

4目保険者機能強化推進交付金、補正額82万3,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額1,004万4,000

円の減。

2目地域支援事業支援交付金、補正額110万4,000円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額194万1,000円の減。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額51万1,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額194万1,000円の減。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額51万1,000円。

5目その他一般会計繰入金、補正額11万1,000円。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、補正額11万1,000円。介護申請件数増によるものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額855万円。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額592万円。

5目施設介護サービス給付費、補正額3,575万円の減。

7目居宅介護福祉用具購入費、補正額25万円。

8目居宅介護住宅改修費、補正額50万円。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正額310万円。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額100万円の減。

5目介護予防福祉用具購入費、補正額10万円。

6目介護予防住宅改修費、補正額20万円。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額4万円。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、補正額160万円の減。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額28万2,000円の減。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額550万円の減。

3目特定入所者支援サービス費、補正額10万円。

2款につきましては、介護サービス見込額確定による補正となります。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、補正額228万円。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、補正額243万円。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額1万5,000円。

4項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、補正額1万8,000円。

5款につきましては、総合事業対象者の介護サービス費の増であります。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額470万円。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 168ページ、この5目の施設介護サービス給付費、これ3,575万、大体1割ぐらい減額なっているんですけども、これ主な理由は何ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

当初予算を組むときには、過去3年間ぐらいの実績の平均をもって予算額を組んでおりますので、それに伴う見込みが、施設が多く入るという見込みでありましたが、今年度につきましては、回転が速く、なかなか給付のほうは伸びていないという状況、入っている人が少ないのではなくて、回転が速いために、やはりちょっとの期間空くために、給付費があまりいっていないというところも原因の一つです。

あとは、実績と過去の実績がちょっと違うというところで、減額というふうになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ということは、今、ちょっと理解できなかったんですけども、亡くなって出て、入る期間がちょっと時間があるからそれが減ったということですか。その分減ったということですか。今、ちょっと意味分からなかったんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

1年間通してずっと入所されていれば、ずっとその金額が介護給付費で上がってきますけれども、お亡くなりになれば、その期間、入るまでの準備期間がありますので、実態調査に伺ったりとか、その期間は施設に入所していないので、在宅のほうの介護給付費がその分かるというふうになりますので、お亡くなりになる、回転が速かったというところで、先ほどはご説明させていただきました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、最初に予算組んだということは、このぐらいかかるということ、それが入替えが激しかったから、空く部屋が多かったから減ったということですね。了

解しました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第22号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案第22号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,137万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,608万3,000円とする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

175ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、4款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額2,137万3,000円の減。これは2号風車及

び4号風車の停止により売電収入が減少したものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,137万3,000円の減。

11節、施設修繕費が145万7,000円の増。こちらにつきましては、風力発電施設の停止に伴い、立入禁止措置を講ずる柵の設置及び安全に停止するための諸費用でございます。

13節、風力発電設備保守点検委託料、72万2,000円の増。こちらについては、年間ベースで保守委託をしているものが年間の見込額で増加するものでございます。

基金積立金、2,146万2,000円の減。こちらについては、売電収入が減少したことによる基金積立額の減でございます。

27節公課費、135万円の減。こちらにつきましては、売電収入の減少により納める消費税の減でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第23号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第23号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,171万3,000円とする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

180ページをお願いします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額22万円の減。

2目普通徴収保険料、補正額147万円。

1目、2目ともに保険料額確定によるものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、補正額41万5,000円。額確定によるものでございます。

4目保健事業費繰入金、補正額8,000円の減。こちらも事業確定による減であります。

5款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、補正額11万5,000円の減。こちらも事業確定によるものでございます。

5項雑入、1目雑入、補正額6万円の減。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額166万5,000円。納付金額確定によるものでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額17万8,000円の減。後期高齢者健康診査額確定によるものでございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額5,000円の減。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第24号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第24号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和元年度天栄村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額101万8,000円の増。

第2項営業外収益、補正予算額110万1,000円の減。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額5万8,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額2万5,000円の減。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,404万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,862万1,000円」に、「過年度損益勘定留保資金6,022万6,000円」を「過年度損益勘定留保資金4,480万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第1項企業債、補正予算額200万円の減。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額1,742万円の減。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

変更前、起債の目的、石綿セメント管更新事業、限度額4,500万円。

変更後、起債の目的、石綿セメント管更新事業、限度額4,300万円。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

187ページをお願いいたします。

令和元年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

(収益的収入及び支出)

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額37万8,000円の増。
こちら加入金の増によるものでございます。

2目受託工事収益、補正額62万円の増。こちらは消火栓の更新を予定しておりまして、その収益となります。

3目その他営業収益、補正額2万円の増。設計審査件数の増によるものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額180万4,000円の減でございます。こちらは一般会計からの補助金の減となります。

3目雑収益、補正予算額2万3,000円の増。

5目長期前受金戻入、補正予算額68万円の増でございます。こちら長期前受金の増によるものでございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正予算額36万円の減でございます。こちらにつきましては、確定による減でございます。

3目受託工事費、補正予算額62万円の増。こちらにつきましては、消火栓の更新による増ということでございます。

次のページをお願いいたします。

4目総係費、補正予算額212万円の減。こちらにつきましては、1節から15節まで確定によるものでございます。

5目減価償却費、補正予算額180万2,000円の増。こちらにつきましては、平成30年度取得分の増によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額7万5,000円の増。借入利息の増によるものでございます。

2目雑支出、補正予算額5万円の減。

3目消費税、補正予算額5万円の減。消費税の確定によるものでございます。

(資本的収入及び支出)

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、補正予算額200万円の減。借入金の減によるものでございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額1,742万円の減。工事の確定による減並びに委託の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。11時15分まで休みます。

(午前11時01分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時15分)

◎議案第25号の上程、説明

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第25号 令和2年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第25号 令和2年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村の一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ43億9,000万円と定める。

第2項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業（令和2年度貸付分）。令和3年度から令和4年度まで。20万円。日本政策金融公庫一般資金、小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組合資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

東日本大震災対策利子補給事業（令和2年度貸付分）。令和3年度から令和4年度まで。30万円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内

で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

農業経営者育成資金利子助成事業（令和2年度貸付分）。令和3年度から令和12年度まで。45万円。農業経営者育成資金。※資金として1,000万円を限度とし、助成率は、年1%以内とする。

湯本デイサービスセンター管理業務委託。令和3年度から令和4年度まで。720万円。

次に、第3表、地方債であります。

起債の目的及び限度額でございますが、臨時財政対策8,000万円。消防自動車購入事業530万円。支所非常用電源設備整備事業1,900万円。ふるさと公園整備事業5,000万円。村道芝草鎌房線整備事業1,000万円。道路再生事業900万円。デイサービスセンター修繕事業1,440万円。計1億8,770万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

明細書の4ページをお願いいたします。

歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、本年度1億9,270万7,000円、比較309万4,000円の減。所得割額の普通徴収が290万円ほどの減でございます。

2目法人分、本年度3,773万7,000円、比較366万円。法人割額が350万円の増となっております。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度4億2,129万3,000円、比較1,082万5,000円。土地で200万円、家屋で300万円、償却資産で500万円の増であります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,690万円、比較6,000円の減。

3項軽自動車税、1目環境性能割、本年度77万2,000円、比較77万2,000円。自動車税制の改正により新設された税目であります。軽自動車の取得時に課税される税でございます。

2目種別割、本年度1,989万円、比較42万円。これまでの軽自動車税同様、4月1日現在の軽自動車の所有者に課税されるものでございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、本年度4,414万5,000円、比較104万7,000円の減。

5項入湯税、1目入湯税、本年度831万3,000円、比較99万5,000円の増。

次のページをお願いいたします。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度2,243万円、比較102万9,000円の減。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度6,066万円、比較439万6,000円の増。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、本年度280万9,000円。森林環境税の創設に伴う新規計上でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度67万円、比較1万6,000円の減。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度146万1,000円、比較21万2,000円の減。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度112万3,000円、比較18万4,000円の減。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、本年度319万円、比較319万円の増でございます。法人税割の税率引下げによる減収補填措置として、県税である法人事業税の一部が交付されるものであります。新規計上であります。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度1億914万1,000円、比較1,093万7,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,062万7,000円、比較1万7,000円の減。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、本年度1,676万7,000円、皆増であります。自動車取得税が廃止され、自動車の取得時に課税される環境性能割が、これは県税でございますが、その一部が交付されるものでございます。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度809万2,000円、比較ゼロ。同額であります。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度327万1,000円、120万2,000円の増。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度17億4,305万2,000円、比較1億8,283万2,000円。特別交付税は皆増、震災復興特別交付税は、保健環境組合の最終処分場の整備分が約4,000万円増額計上をしております。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度80万3,000円、比較3万8,000円。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度6万8,000円。同額であります。

2目農業費分担金、1,000円。

- 3目総務費分担金、1,000円。存目計上。
- 4目教育費分担金、6万1,000円、6万円の増。結核分担金であります。
- 5目消防費分担金、本年度44万8,000円、比較8万5,000円の増。
- 2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円。存目計上。
- 2目民生費負担金、本年度746万1,000円、比較304万6,000円の減。幼児教育・保育の無償化により幼稚園の預かり保育料負担金が減となったものであります。
- 3目教育費負担金、本年度65万5,000円、比較8,000円の減。
- 4目農業費負担金、本年度1,000円。存目計上。
- 5目衛生費負担金、本年度10万4,000円。同額であります。
- 15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度225万2,000円、比較1万4,000円。
- 2目民生使用料、本年度4万4,000円。同額であります。
- 3目農林水産使用料、本年度133万円。同額であります。
- 4目土木使用料、本年度1,079万6,000円、比較15万2,000円の減。
- 5目教育使用料、本年度140万円、3万円の増。
- 6目衛生使用料、本年度26万4,000円。同額であります。
- 2項手数料、1目総務手数料、本年度342万6,000円、比較3万2,000円。
- 2目民生手数料、本年度7万7,000円、比較5万2,000円。
- 3目衛生手数料、本年度128万5,000円、比較95万2,000円。次のページの4節墓地公園管理料の増でございます。
- 4目農林水産手数料、本年度1,000円。
- 5目商工手数料、本年度1,000円。存目計上。
- 6目土木手数料、本年度6万2,000円、比較2万7,000円。
- 16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億1,409万1,000円、比較46万1,000円の減。ほぼ同額であります。
- 2目衛生費国庫負担金、本年度9万7,000円。同額であります。
- 3目土木費国庫負担金、本年度1,000円。存目計上。
- 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度3,191万1,000円、比較253万8,000円。2節総務費補助金の一番上、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が増でございます。
- 2目民生費国庫補助金、本年度1,583万1,000円、比較2万2,000円。
- 3目衛生費国庫補助金、本年度603万3,000円、比較576万円。1節の3番目、災害等廃棄物処理事業補助金が増となっております。
- 4目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円。存目計上。

5目土木費国庫補助金、本年度7,542万9,000円、比較1,549万2,000円の減。社会資本整備総合交付金の減であります。

6目教育費国庫補助金、本年度106万1,000円、比較4,064万円の減。給食センター改築に係る学校施設環境改善交付金が減となったものであります。

7目消防費国庫補助金、本年度1,000円。存目計上。

8目労働費国庫補助金、本年度432万5,000円、比較4万9,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度22万6,000円、比較2万円。

2目民生費委託金、本年度158万2,000円、比較21万1,000円。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度6,645万5,000円、比較136万1,000円。5節低所得者保険料軽減県負担金が増となったものであります。

2目衛生費県負担金、本年度4万8,000円。同額であります。

3目土木費県負担金、本年度1,000円。

4目消防費県負担金、本年度1,000円。存目計上。

2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度96万9,000円、比較87万9,000円。3節ふくしま移住支援金給付事業補助金の増であります。

2目民生費県補助金、本年度4,213万4,000円、比較836万3,000円の減。次のページ、6節こども医療費補助金の減であります。

3目衛生費県補助金、本年度5億3,148万3,000円、比較7,254万8,000円。4節除染対策事業交付金の増であります。

4目農林水産業費県補助金、本年度2億5,477万2,000円、比較2,913万4,000円。次のページの2節農業費補助金のうち、一番上の中山間地域等直接支払交付金が1,600万円の増、4節国土調査費補助金が900万円の増であります。

5目商工費県補助金、本年度1,000円。

6目消防費県補助金、本年度1,000円。存目計上。

7目教育費県補助金、本年度100万円、比較584万3,000円の減。放課後支援事業補助金、こちらが委託金へ組替えとなったため、減となっております。

8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円。

9目労働費県補助金、1,000円。存目計上。

10目土木費県補助金、本年度663万6,000円、比較10万9,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度1,457万9,000円、比較1,932万2,000円。参議院議員選挙、それから県議会議員選挙の委託金が減となったものであります。

2目農林水産業費委託金、本年度390万4,000円、比較19万6,000円。

3目土木費委託金、本年度636万1,000円、比較41万1,000円。

4目教育費委託金、本年度1,421万5,000円、比較770万9,000円。福島県放課後支援事業委託金でございますが、補助金からこちらへ組替えになったものであります。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,452万2,000円、比較24万1,000円。

2目利子及び配当金、本年度14万6,000円、比較37万5,000円の減。基金利子の減であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円。

2目物品売払収入、本年度1,000円。

3目生産物売払収入、本年度1,000円。

4目除雪車売払収入、本年度1,000円。存目計上であります。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度2,000万円。同額であります。

2目教育費寄附金、本年度1,000円。存目計上。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、本年度115万9,000円、比較30万4,000円の減。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度2,460万9,000円、比較39万1,000円の減。

3目風力発電事業特別会計繰入金、本年度1,000円。存目計上。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、本年度19万4,000円、比較9,000円。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3,000円。同額計上であります。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円。比較1億9,699万9,000円の減。

2目人材育成基金繰入金、本年度1,000円。

3目減債基金繰入金、本年度1,000円。

4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円。存目計上であります。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度4,030万円、90万円の増。

6目東日本大震災復興基金繰入金、本年度550万円、比較16万円の減。

7目こども未来基金繰入金、本年度265万円、比較15万円の減。

8目公共施設整備基金繰入金、本年度5,000万円、比較6,200万円の減。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度8,000万円、比較2,000万円の増。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円。同額計上であります。

2目加算金、本年度1,000円。

3目過料、1,000円。存目計上であります。

2項村預金利子、1目村預金利子、本年度7,000円。同額計上であります。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度12万8,000円、比較12万7,000円。災害援護資金貸付金利子の増であります。

4項雑入、1目弁償金、本年度1,000円。存目計上。健康診査の弁償金1,000円であります。

2目雑入、本年度1,392万5,000円、比較111万6,000円。次のページのスポーツ振興くじ助成金、これが増となったものであります。

3目過年度収入、本年度1,000円。存目計上。

23款村債、1項村債、1目総務債、本年度1億5,430万円、比較4,770万円。1節の臨時財政対策債は2,000万円の減、3節緊急防災減災事業債は、支所の非常用電源設備整備事業として1,900万円、ふるさと公園整備事業として5,000万円を計上しております。

2目土木債、本年度1,900万円、比較900万円。道路再生事業900万円が皆増となっております。

3目民生債、本年度1,440万円。皆増であります。これはデイサービスセンター修繕事業に充てる村債の増であります。

次の教育債につきましては、昨年度、学校給食センター分を計上しておりましたが、完了によりゼロとなっております。

次の自動車取得税交付金につきましては、税制改正によりこの自動車取得税が廃止となっているため、本年度ゼロとなるものでございます。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

(午前11時39分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和2年3月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第25号 令和2年度天栄村一般会計予算について
日程第 2 議案第26号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第27号 令和2年度牧本財産区特別会計予算について
日程第 4 議案第28号 令和2年度大里財産区特別会計予算について
日程第 5 議案第29号 令和2年度湯本財産区特別会計予算について
日程第 6 議案第30号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第 7 議案第31号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
日程第 8 議案第32号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 9 議案第33号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
日程第10 議案第34号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
日程第11 議案第35号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
日程第12 議案第36号 令和2年度天栄村介護保険特別会計予算について
日程第13 議案第37号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計予算について
日程第14 議案第38号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第15 議案第39号 令和2年度天栄村水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	教育長	久保直紀君
参事兼 総務課長	揚妻浩之君	企画政策 課長	北畠さつき君
税務課長	塚目弘昭君	住民福祉 課長	熊田典子君
産業課長	黒澤伸一君	建設課長	内山晴路君
会計 管理 者	清浄精司君	湯支所 本長	星裕治君
学校 教育 課長	櫻井幸治君	生涯学 習課長	関根文則君

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	小山富美夫	書記	星千尋
書記	大須賀久美		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第25号 令和2年度天栄村一般会計予算について、昨日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） おはようございます。

これより歳出予算につきまして、本年度の新規事業並びに前年度との比較で増減の大きいものなどを中心に、順次所管課長よりご説明を申し上げます。

なお、法令の改正によりまして、これまでの節の区分のうち、7節の賃金が廃止となっておりますので、8節報償費以降28節まで、それが1節ずつ繰り上がっておりますので、あらかじめご了承願います。

では、説明に入ります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,191万円、比較3万4,000円の減。ほぼ前年度と同額でございます。

次のページの17節備品購入費の被服につきましては、夏服作業服、それから防寒コート、帽子などの購入費でございます。

次のページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2億6,422万2,000円、比較1,513万9,000円の減。所属職員が1名減となったことによりまして、2節から4節の人件費並びに退職手当組合負担金の率改定などによりまして、人件費が1,400万円ほどの減となっております。

ります。

また、4月からスタートいたします会計年度任用職員の人件費につきましては、1節の報償費、3節の期末手当、4節の社会保険料、さらには次のページの8節旅費の1の費用弁償、これは通勤手当相当分でございますが、こちらに計上となっております。これ以降の費目におきましても同様でございます。

7節報償費のうち、駐在員の報償、それから指定管理者選定委員報償につきましては、条例改正によりまして非常勤の特別職ではなくなったことから、1節の報酬から7節の報償費に移行したものであります。これ以降の費目につきましても、非常勤特別職でなくなった委員等の報酬相当分は同様の計上となっております。

7節の村制65周年記念式典の経費でございますが、これは7節、それから10節の需用費、11節の役務費などに計上しておりまして、合計約250万円で開催を予定しております。

36ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金は、昨年度、集会施設整備事業補助金1,595万円が計上しておったため、その分が減額となっております。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 続きまして、2目文書広報費、本年度432万1,000円、比較3万9,000円の増です。こちらは、毎月1回発行しております村広報紙の印刷代などの費用になります。増税分が若干増加しております。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 3目財政管理費、本年度552万6,000円、比較25万1,000円の減。財務会計システムの経費が企画費のほうで一括計上となったことにより減となっております。

4目会計管理費、本年度46万6,000円、比較4万2,000円の減。ほぼ同額の計上であります。

5目財産管理費、本年度1億1,206万3,000円、比較700万5,000円の減。主な増減につきましては、昨年度は羽鳥湖高原駐車場の旧コンビニ建物の解体並びに舗装の工事費約1,540万円があったため、それらが減となり、次のページ、24節の積立金につきましては、財政調整基金積立金元金分が1,000万円の増となっているものでございます。その他はおおむね昨年度と同様の計上でございます。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 41ページをお願いいたします。

6目企画費、本年度1億1,002万2,000円、比較824万7,000円の増です。この増額の要因でございますが、次のページの13節使用料及び賃借料の中段にありますデータセンター使用料で2,877万6,000円を計上しております。これは、これまで各課ごとに計上しておりました住

民記録や介護、医療、福祉、税情報などの基幹系の総合行政システムの使用料と保守委託料を合わせまして計上となっているものです。

今般、クラウド化といいまして、庁内に今までサーバーを置いており運用してきたものを、外部の専門事業者が提供するクラウド上に構築することによりまして、集中管理され、セキュリティ水準が向上し、また情報システムの運用コストが全体で年203万円ほど削減することができるため、まとめて契約とし、こちらの科目で計上となっており、増額となっているものでございます。

続きまして、ページが41ページですが、7節報償費のこども未来応援事業につきましては、昨年同様、18節の負担金、補助及び交付金と同様に計上をしております。

次のページ、お願いいたします。

12節の委託料ですが、上段の一番下、ホームページリニューアル業務委託料でございますが、こちらは村のホームページとスマートフォンの画像が、現在のところうまく連動がしておらず、見えにくい画面となっておる状態でございます。また、災害などの緊急時の画面も分かりにくいというところもございまして、分かりやすくするためのシステム改修を行う費用でございます。

14節工事請負費でございます。イントラネット光ケーブル移設工事、こちらの322万円につきましては、通年発生するケーブルの支障移転の工事です。その下のイントラネット接続機器更新工事請負費につきましては、こちらはイントラネットの機器関係で、平成15年以来使用しております出先機関の機器の交換になります。18節負担金、補助及び交付金では、地方バス路線対策事業補助金ですが、こちらは前年度の当初予算同様に計上をしております。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

- 湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、7目支所及び出張所費、本年度4,067万4,000円、比較1,909万4,000円の増。主な理由としましては、避難所でもあります湯本支所への非常用電源設備整備工事の請負の増であります。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

- 参事兼総務課長（揚妻浩之君） 8目交通安全対策費、本年度227万4,000円、比較45万6,000円。

次のページをお願いいたします。

18節の一番下、サポカー補助金50万円でございますが、高齢者の衝突による交通事故抑制を図るため、65歳以上のドライバーにブレーキの踏み間違い防止措置が装備されている車両の購入、それから装置の後付け費用の一部を補助するものであります。補助額は、国補助金の2分の1を上乗せすることとしております。予算につきましては、車両購入分を5名分、

後付け費用分は25名分、合計50万円としております。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 9目地方創生費、本年度1,249万7,000円、比較169万3,000円の減です。

主な事業といたしまして、昨年度に引き続きまして、移住コーディネーター1名雇用を予定しており、その関連費を昨年同様計上しております。

次の7節報償費でございますが、新たに婚活を支援する取り組みといたしまして、縁結び応援サポーターを募集し、成婚の場合、1組10万円を支給する報償金を計上しております。そのほか、婚活関連では、次のページの12節委託料になりますが、イベントの費用30万円、同じく18節負担金、補助及び交付金で、ふくしま結婚マッチングシステムの補助金として10万円ほど計上しております。こちらは、県でシステムを構築しております男女のマッチングシステムへの登録料1万円かかる分の2分の1を補助するものになります。

続きまして、48ページお願いいたします。

12節の委託料の移住定住促進事業委託料310万円でございますが、こちらは移住イベントの企画、ツアーなどを委託する予定で、これまで夢学校に予定をしているところです。昨年より200万円ほど減額しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金では、天栄村移住支援金給付事業100万円を計上しておりますが、こちらは国が創設した制度になりまして、主に都内から天栄村に移住された方が県の就職のマッチングサイト、Fターンと言いますが、そこに掲載されている求人に対して、就職した場合に単身ですと60万円、2名以上ですと100万円を支給するものでありまして、国が2分の1、残りを県と村で負担するものでございます。

続きまして、10目ふるさと納税費、本年度3,048万5,000円、比較194万3,000円の減です。この減額につきましては、主に7節の報償費でございますが、返礼率を3割以下に全て内容を修正しておりますことから、前年と比較しまして120万円ほど減額、さらに、ワンストップ特例制度があるんですが、そちらに係る各市町村への郵送がなくなったことによりまして減額となっております。

24節の積立金では、寄附金としていただいた金額は利子と合わせまして、全て基金に一旦積み立てるものでございます。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 続きまして、2項徴税費、1目税務総務費、本年度6,801万7,000円、比較466万1,000円の減。主な理由としましては、12節委託料につきまして、固定資産評価替えに係る土地鑑定評価業務の一部終了による503万8,000円の減になります。また、12節委託料及び13節使用料及び賃借料につきまして、税務用パソコンにおける長期契約に係る分

を企画政策課へ移管したことに伴う359万8,000円の減になります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

51ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費、本年度655万円、比較200万2,000円の減。主な理由としましては、こちらにも12節委託料及び13節使用料及び賃借料につきまして、税務用パソコンにおける長期契約に係る分を企画政策課へ移管したことに伴う128万2,000円の減となります。また、12節委託料につきまして、地方税共通納税システムデータ連携に伴うシステムの改修業務が終了したことに伴いまして、75万6,000円の減でございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度2,347万5,000円、比較148万9,000円の減。前年度、報償費で計上しておりました非行防止研究集会講師謝礼が10万円減額となっております。また、全庁的な管理システムの集約によりまして、12節委託料と13節使用料が一括計上のため、減額となっております。そのほかにつきましては前年度とほぼ同額計上でございます。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 54ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度45万1,000円、比較27万円の減。こちらも選挙システムが一括計上となったため減となっているものであります。

米印の参議院議員通常選挙費、福島県議会議員一般選挙費、天栄村長選挙費、天栄村議会議員選挙費につきましては、いずれも本年度の計上はございません。

[企画政策課長 北畠さつき君登壇]

○企画政策課長（北畠さつき君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度2万7,000円、比較ゼロ。2目総務統計費、本年度356万9,000円、比較175万9,000円の増です。令和2年度は5年に一度の国勢調査が行われます。それらの関係費用の計上となっております。

次のページをお願いいたします。

3目商工統計費、本年度4万3,000円、比較5,000円の減です。こちらは工業統計に関する費用の計上であります。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 6項監査委員費、1目監査委員費、本年度62万1,000円、比較ゼロ。前年と同額の計上であります。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度

6,014万8,000円、比較221万6,000円の減。2節、3節、4節の人件費が前年度よりも約200万円ほど減額となっております。そのほかは前年度とほぼ同額計上でございます。

次のページをお願いします。

2目老人福祉費、本年度1億5,948万1,000円、比較2,112万円の増。増額の主な理由ですが、10節の需用費、修繕費で天栄デイサービスセンターの誘導灯及び表示板の修繕65万円計上しております。それから、12節委託料において、中ほどですが、3年に一度の見直しになります高齢者福祉計画、介護保険事業計画委託料295万4,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

湯本デイサービスセンター指定管理料は、前年度比20万円の減の360万円の計上でございます。

14節工事請負費、天栄デイサービスセンターの施設の老朽化に伴いまして、全館の空調設備工事を実施予定しております。そのほかはほぼ前年度と同額計上です。

3目老人福祉施設費、本年度415万4,000円、比較11万4,000円の減。前年度計上した備品購入分が今年度はありませんので、その分減となっております。

4目福祉医療費、本年度7,929万円、比較82万3,000円の増。前年度まで計上しておりました後期高齢者医療システム保守委託とシステム使用料が一括計上のため、減額となっております。また、18節の後期高齢者医療広域連合負担金が44万2,000円ほど前年度より増となります。

27節の繰出金ですが、こちらも166万9,000円ほど増となります。こちらは保険基盤安定負担金の増によるものでございます。

5目障害対策費、本年度1億2,616万9,000円、比較248万2,000円の増。19節の扶助費の下段ですが、新規事業で重度心身障害者自動車燃料助成事業で213万2,000円計上しております。年額最高1万4,400円を助成するもので、対象者は令和2年1月1日現在148名でございます。そのほかにつきましては、ほぼ同額計上です。

6目放射能対策費、本年度576万4,000円、比較59万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

11節の各種検査等手数料が前年度より48万2,000円ほど減となります。そのほかはほぼ前年度と同様計上です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度6,399万9,000円、比較1,075万9,000円の減。減額の主な理由でございますが、66ページをお願いいたします。12節委託料と13節使用料及び賃借料について、こちらも一括計上により減額となっております。また、委託料のうち、前年度は子ども・子育て支援事業計画策定で320万円ほど計上しておりましたが、本年度はそちらがないので減額となっております。

それから、19節扶助費でございますが、一番下段のすくすく家庭保育応援金、こちらは在宅育児支援事業として実施するものでございます。

27節繰出金、前年度より500万円ほど子ども医療費を減額しております。こちらは実績に伴い計上しております。

2目児童措置費、本年度7,554万円、比較603万8,000円の減。児童手当支給に係る経費となります。対象児童減により、前年度よりも19節扶助費の児童手当が約500万円ほど減額しております。

3目保育所施設費、本年度7,107万円、比較299万円の増。こちらは保育所の運営費となります。増の要因は、2節、3節、4節の職員の人件費の増によるものでございます。そのほかはほぼ前年度と同額計上でございます。

次のページをお願いします。

4目放射能対策費、今年度40万7,000円、比較ゼロ。こちらは入所時に提供する食の安全確保のため実施しているもので、昨年と同額計上であります。

3項国民年金費、1目国民年金費、本年度570万8,000円、比較28万9,000円の減。2節、3節、4節の人件費が44万2,000円ほど増となります。また、委託料と使用料及び賃借料ですが、前年度までは計上しておりましたが、こちらを一括計上ということで減額となっております。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度1,000円、比較ゼロ。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度4,869万8,000円、比較756万9,000円の増。2節、3節、4節の人件費が前年度よりも352万9,000円増でございます。保健師1名増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金の下段、一番下ですが、公立岩瀬病院周産期負担金330万5,000円計上しております。こちらは前年度は補正で対応させていただきました。

2目予防費、本年度2,510万円、比較33万円の増。

次のページをお願いいたします。74ページをお願いいたします。

11節役務費で、中ほどの妊産婦健診・聴覚検査支払手数料2万4,000円と風疹抗体検査予防接種支払手数料4万5,000円が、前年度までは委託料に含まれておりましたが、支払い方法変更のため、役務費へ移行しております。そのほかは前年度の実績により予算のほうを計上しております。

3目環境衛生費、本年度5,291万8,000円、比較629万2,000円の減。減の主な理由でございますが、18節負担金、補助及び交付金の畜場費負担金が前年対比で142万2,000円ほど減でございます。

次に、27節繰出金、国保（事業勘定）特別会計繰出金につきましては、前年度より275万8,000円減となります。こちらは保険基盤安定負担金の減によるものでございます。

76ページをお願いいたします。

簡易水道事業特別会計繰出金が前年度より290万円ほど減となっております。

4目健康増進事業費、本年度1,389万9,000円、比較26万8,000円の増。12節委託料の健康診査委託料とがん検診委託料が実績に伴い計上しておりますので、若干増になっております。

5目保健センター施設費、本年度2,078万1,000円、比較228万9,000円の増。

78ページをお願いいたします。

17節の備品購入費で、健康運動器具ですが、こちらは老朽化に伴い、あと耐用年数が経過していることにより、クロストレーナーマシン2台を購入予定です。こちらは5分の4補助でございます。

6目墓地公園施設費、本年度76万4,000円、比較2,000円の減。ほぼ前年と同額計上でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 7目放射能対策費、本年度5億3,107万8,000円、比較7,260万1,000円の増でございます。こちらは除染等に伴う仮置場の管理及び搬出の完了した仮置場の原状回復などに要する費用でございます。増減の主な理由としましては、10節、79ページでございますが、施設修繕費におきまして、仮置場が高戸屋1か所となったことから、仮置場のフェンスなどの修繕費として50万円程度を減額するものでございます。

次に、12節委託料でございますが、こちらは除染土壌等の仮置場管理委託料につきまして、仮置場の返地に伴いまして300万ほど減額としております。また、同じく除染土壌等仮置場原形復旧工事設計委託料におきましては、180万円ほど減額しております。

次に、13節使用料及び賃借料の土地賃借料につきましては、返地に伴いまして200万円ほど減額としております。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費でございますが、こちらは除染土壌等仮置場原形復旧工事請負費として8,000万円ほどの増額となっております。そのほかにつきましては、おおむね例年どおり計上しております。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度1億8,034万円、比較1億1,081万5,000円の増。18節の負担金、補助及び交付金の須賀川地方保健環境組合負担金が前年度より9,377万9,000円ほど増しております。こちらは最終処分場整備事業分であります。財源につきましては、震災復興特別交付金でございます。

2目し尿処理費、本年度1,588万円、比較14万8,000円の減。し尿処理量の減に伴いまして減額しております。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度62万円、比較6,000円の減でございます。合併処理浄化槽の推進に係る経費として計上しております。ほぼ前年同様に計上しております。

3項上水道費、1目上水道施設費、本年度2,425万9,000円、比較4,457万8,000円の減でございます。水道事業への繰出金でございます。起債利子等の減少に伴うものでございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 82ページをお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度予算1万3,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上でございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算1,122万8,000円、比較134万3,000円の増。農業委員会関係の予算の計上でございますが、1節の報酬、こちらは7月に農業委員会、農地利用最適化推進委員、共に改選となることから、7月分の報酬が新旧それぞれの委員に支給されることで、前年度比24万8,000円の増額となっております。また、17節の備品購入費においても、各委員の改選による作業服などの購入代金が45万2,000円の増額となっております。

次ページをご覧ください。

2目農業総務費、今年度6,117万9,000円、比較371万4,000円の増。所属職員9名分の人件費及び生産組合長の報酬の計上でございます。増の原因としましては、2節、3節、4節の人件費の増でございます。

続きまして、3目農業振興費、本年度2億5,723万9,000円、比較8,490万5,000円の増。次のページ、14節工事請負費につきましては、ふるさと公園造成工事請負費1億円を計上しております。こちらについては、造成工事の第2期分の計上となっております。

それから、18節中山間地域等支払交付金8,469万5,000円は、来年度から第5期の取り組みが始まるものでございます。同じく18節天栄ブランド化推進事業補助金、ブランド化推進協議会への補助金でございます。

87ページにまいりまして、一番上のところ、緊急病害虫防除対策事業補助金は、従来キュウリの根こぶ線虫、ホモブシス根腐れ病に加え、ナスの半身萎凋病防除も加え90万を計上いたしました。また、中ほどに新規農産物栽培実証事業補助金として、昨年から取り組んでおります、今年からですね、取り組んでおります新規作物のマカの栽培に係る種苗費、資材費、施設費の補助として115万円を計上しております。

次、同じく多面的機能支払交付金として、18区の取り組みに4,172万5,000円、次、実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金は、ネギ生産組合に対する機械購入の補助に78万7,000円でございます。

次の産地パワーアップ事業は、JAのきゅうりん館の選果機の更新及び生産支援事業の村負担金として316万9,000円の計上となっております。

続きまして、4目畜産業費、本年度44万9,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 5目農業施設費、本年度1億6,657万9,000円、比較211万4,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは農業施設の維持管理などの費用でございます。増減の理由としましては、中ほどの14節工事請負費の中の維持工事請負費でございます。190万円ほどの減額となっております。

続きまして、18節負担金補助でございますが、こちらのほう、行政区協働の里づくり交付金におきまして、通常分45万円掛ける7行政区で予定しておりますが、そのほか、別枠としまして、有害鳥獣対策の強化を図るために、ワイヤーメッシュ等の費用としまして100万円を5地区分追加計上しております。

続きまして、27節繰出金でございますが、こちら農集排水事業及び簡易排水事業に対しましての繰出金としまして100万円ほど増額となっております。そのほかにつきましては、例年どおり計上しております。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、89ページをご覧ください。

6目水利施設管理費、本年度1,926万2,000円、比較446万7,000円の増。こちらにつきましては、龍生ダムの管理経費でございます。18節の負担金、補助及び交付金の中で、防ダム事業の負担金、こちらにつきましては、県営事業のダムの改修事業というようなことで、そのうちの4%を村が負担するものでございまして、事業費の増に伴いまして540万円の計上となっております。そのほかについては通常どおりの計上でございます。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 7目国土調査費、本年度4,208万4,000円、比較1,414万7,000円の増。増加の理由としましては、12節委託料につきましては、令和元年度は牧本第26地区の前期工程分のみでありましたが、令和2年度には牧本第26地区の後期工程分と、隣り合わせとなります新規地区の牧本第27地区の前期工程分を予定しておりますので、1,311万円の増とな

っております。事業費の増に伴いまして、各節の附帯経費も増となっております。牧本第27地区を実施しますと、大字牧之内については完了の見込みであります。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、92ページをお開きください。

8目水田農業構造改革対策費、本年度580万円、比較50万円の減。18節の負担金、補助及び交付金のうち、水田利活用推進助成金350万、こちらにつきましては、飼料用米への助成金でございます。本年度は70ヘクタール分350万の計上となり、前年度から50万円の減となっております。

9目地域農政特別対策推進活動費、本年度2,677万6,000円、比較1,411万3,000円の増でございます。18節の農業次世代人材投資事業補助金、こちらにつきましては、7経営体の新規就農者に対する補助金で1,125万円を計上いたしております。また、農業経営規模拡大支援事業補助金として300万円、こちらは農業の担い手が農地等を増やすことにより機械購入の補助を受けることができるものということでございます。

次の担い手づくり総合支援事業補助金は、人・農地プランに位置づけられている担い手が様々な国の要件を満たした場合、農業機械等の購入の約50%が補助される制度でございます。2経営体分1,165万5,000円を計上いたしております。

続きまして、10目開発センター費、本年度50万1,000円、比較11万円の減。山村開発センターの管理費でございます。おおむね前年同様の計上でございます。

続きまして、11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度706万円、比較75万5,000円の増。羽鳥湖交流促進センターの管理費でございます。10節の需用費において、消防により指摘を受けた照明塔の修繕費の計上及び、次のページ、13節の使用料及び賃借料において、今年設置しましたWi-Fiの回線使用料を新たに計上したための増加でございます。

続きまして、12目放射能対策費、本年度68万2,000円、比較40万5,000円の減。こちらは、今年度まで行われておりましたヤーコンの圃場の放射能対策で散布しておりました塩化カリの購入費を減しております。及び11節役務費において、放射能物質測定器の台数が減ったことによる校正手数料が減額になったものでございます。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費、本年度1億5,094万4,000円、比較664万7,000円の減。12節森林整備業務委託料につきましては、ふくしま森林再生事業、こちらは牧之内字矢中入及び大里字八石の2地区の森林再生事業費に1億2,810万円を計上しております。18節におきましては、有害鳥獣に関する様々な補助に加え、次ページをご覧ください、次ページの中ほど、天栄村新規狩猟者育成事業補助金として20万円を計上し、有害鳥獣捕獲に取り組むことなどを条件に第一種狩猟免許の免許取得から銃器の購入等に至る実費用の半額を上限20万円として交付する補助制度を新たに設け、1名分を計上いたしております。

3項水産業費、1目水産業総務費、本年度7万7,000円、比較7万7,000円の減。今年度まで実施しておりました阿武隈川漁協組合天栄支部に対する活動補助金の減によるものの減でございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

2目商工業振興費、本年度541万2,000円、比較……失礼しました。戻ります。

96ページをお願いいたします。

96ページ、2目林業振興費、本年度631万3,000円、比較972万5,000円の減。こちらにつきましては、林道の管理及び治山事業に係る経費でございます。主な減額の理由でございますが、昨年人件費としまして1名分を計上しておりました、こちらで920万円ほどの減額となっております。また、14節工事請負費におきまして、50万円ほどの減額によるものでございます。そのほかにつきましては例年同様計上しております。

大変失礼しました。資料を先ほどの商工費のほうに戻させていただきます。

97ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

続きまして、2目商工業振興費、本年度541万2,000円、比較21万1,000円の減。18節負担金、補助及び交付金のうち、利子補給事業が前年より約20万円の減となったものでございます。そのほかにつきましては、商工会への活動補助金などほぼ前年同様の計上でございます。

3目観光費、本年度891万9,000円、比較611万2,000円の減。

次のページをお開きください。

昨年までこの科目で実施されておりました後継者対策事業の出会いの里事業が、地方創生費に移ったこと、及び昨年開催されましたオートキャンプ世界大会実行委員会の補助金、こちらにつきましては500万の減少になったものでございます。そのほかは、観光協会への補助金100万円、それから関東天栄ふるさと会の補助金ということで23万1,000円、羽鳥湖ウオーク負担金など、昨年同様の計上でございます。

続きまして、100ページ、4目地域開発費、本年度876万9,000円、比較418万5,000円の増。こちらは地域おこし協力隊及び湯本古民家の経費でございます。この4月からは、地域おこし協力隊を2名体制として、有害鳥獣の捕獲や被害の見回り、追い払いなどの活動を行うものでございます。昨年当初と比較して1名の増となっているため、1節報酬、10節需用費、13節使用料及び賃借料などがそれぞれ増額で計上いたしております。

続きまして、5目緊急雇用創出費、本年度432万6,000円、比較4万9,000円の減。本年度は、観光産業振興促進事業委託料として1名の雇用を予定いたしております。おおむね昨年同様の計上でございます。

続きまして、6目放射能対策費、本年度予算920万、比較ゼロ。中ほどの、次のページご覧ください、こちらにつきましては、101ページ中ほどの風評被害対策商工事業補助金270万円は、天栄商工祭、清酒で乾杯イベント等への補助でございます。また、滞在型誘客促進事業補助金につきましては、昨年まで合宿誘致助成事業補助金として行っていたものをリニューアルし、学生主体の合宿だけではなく、同窓会や老人会等団体旅行の利用や、子育て世代の利用を対象として誘客の促進を図るものでございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 102ページをお願いします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度1,059万4,000円、比較8万6,000円の増でございます。こちらは各協議会、期成同盟会などに要する費用としまして計上しております。こちらにつきましては、18節負担金、県道白河・羽鳥線整備促進期成同盟会負担金など、各種の同盟会等の負担金を計上しているところでございます。そのほかの節につきましては、おおむね前年同様に計上しております。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度8,931万6,000円、比較415万8,000円の減でございます。こちらは村道の維持管理に要する費用でございます。

次のページをお願いいたします。

増減の主な理由でございますが、10節需用費、こちらで軽油代としまして約100万円ほど減額としております。また、12節委託料でございますが、維持工事設計委託料としまして、こちらのほうを100万円ほど減額しているところでございます。

また、次のページの14節工事請負費につきましては、各工事の積上げにより90万円ほどの減額となっております。

次に、17節備品購入費でございますが、こちらは、昨年凍結防止剤散布機を購入しておりますが、今年度、こちらがなくなったために130万円ほど減額となっております。そのほかは積上げによるものでございまして、おおむね昨年同様に計上しているところでございます。

2目道路新設改良費、本年度1億7,142万1,000円、比較276万6,000円の減でございます。こちらは道路の新設改良などに要する費用でございます。

次のページをお願いいたします。

減額の主な要因としましては、10節需用費の消耗器材で20万円ほど減額しております。また、12節委託料の橋梁補修設計委託料で1,300万円ほどの減額、また橋梁詳細点検委託料としまして、2,850万円ほど増額しております。それから、法面補修測量設計委託料としまして、こちらのほうで100万円ほどの減、道路調査委託料としまして100万円ほどの増となっております。

また、13節使用料及び賃借料でございますが、積算システムの更新に伴いまして32万円ほ

どの増となっております。

14節工事請負費でございますが、こちらは、昨年計上しておりました橋梁補修工事2,300万円の減額、また舗装打換工事としまして1,200万円の減額を行っております。そのほか、法面補修工事としまして1,500万円ほどの増額と、舗装補修工事としまして100万円ほどの増額ということで計上しているところでございます。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおり計上しております。

3項河川費、1目河川費、本年度359万2,000円、比較30万円の増、河川管理に要する経費としまして、増減の理由でございますが、14節工事請負費のほうで30万円ほど増額としております。そのほかにつきましては、前年同様に計上しております。

4項住宅費、1目住宅管理費、本年度702万6,000円、比較2,000円の減でございます。村営住宅、定住促進住宅などの管理及び住宅関連施策に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

前年度との比較としましては、12節委託料、住宅耐震診断委託料で60万円ほどの減額、18節負担金、補助及び交付金の中の新生活・住まいづくり応援助成金で60万円ほどの増額としております。そのほかにつきましては、ほぼ前年同様計上しております。

○議長（廣瀬和吉君） ここで暫時休議いたします。

11時15分まで休みます。

(午前10時55分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時15分)

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度1億2,996万7,000円、比較ゼロ。広域消防組合の分担金で、前年度と同額であります。

2目非常備消防費、本年度3,123万5,000円、比較290万5,000円の増。本年度は消防操法大会を開催する年に当たっております。そのため、大会の関連経費として、7節の報償費などに約160万円を計上しています。また、団員用のヘルメット200個の更新を2年間で行うことといたしまして、本年度分は半分の100個分、50万円を需用費において、また、夏場の訓練等に着用するTシャツ200着の購入費用、次のページ17節備品購入費の被服費において計上しております。

3目消防施設費、本年度1,189万5,000円、比較1,292万5,000円の減。昨年度までで火の見やぐらの撤去工事が完了となったため、約1,000万円の減となっております。

17節備品購入費の消防ポンプ自動車につきましては、4分団第2班の車両の更新を行うものであります。

4目水防費、本年度6,000円、比較ゼロ。前年度と同額であります。

5目防災行政無線管理費、本年度827万7,000円、比較364万8,000円の減。昨年度は防災無線の運用管理サーバーの改修工事を行ったため、その分320万円ほどが減となったものでございます。そのほかは例年どおりの計上でございます。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） 112ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度124万7,000円、比較5万7,000円の増でございます。教育委員の諸活動に要する経費でございますが、ほぼ前年並みの計上となっております。

2目事務局費、本年度1億461万2,000円、比較33万2,000円の増でございます。学校教育課関係職員の人件費や学校教育課が所掌する事務事業に係る経費でございます。

主な増額の理由でございますが、117ページをお開きください。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、昨年10月より実施されました幼児教育・保育の無償化に伴う給付等として、村内に住所を有し教育・保育の認定を受けている園児が村外の私立幼稚園に1名入園しており、その方への補助として、国が定める給付金、通常保育と預かり分の保育分、施設等利用給付費、給食分の幼稚園等給食費補助金を計上しております。こちらは国2分の1、県4分の1、村4分の1の負担割合となっております。また、昨年10月から実施しました村立幼稚園の給食無償化に伴う経費についても、幼稚園給食費負担金で404万6,000円を計上しております。また、3節職員手当等の人件費で減額となっておりますが、そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

3目放射能対策費、本年度25万8,000円、比較25万円の減でございます。安全で安心な学校給食を提供するため、給食食材の放射能測定に係る経費でございます。減額の主な理由でございますが、11節役務費におきまして、機器校正手数料が1台減になるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、本年度5,043万8,000円、比較481万2,000円の増でございます。小学校の管理運営に係る経費でございます。1節、3節、8節の費用弁償におきまして、小学校で雇用する業務員等における会計年度任用職員の人件費を計上しております。増額の主な理由でございますが、14節工事請負費におきまして、児童用トイレの洋式化に伴う工事費として500万円を計上していることが主な要因となっております。そのほかにつきましてはほぼ前年並みの予算計上となっております。

120ページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度2,509万8,000円、比較1,242万9,000円の増でございます。小学校

の教育効果を高めるための経費でございます。12節委託料におきましては、英語の村てんえいを推進するため、異文化体験授業やオンライン個別英会話レッスンに係る経費を計上してございます。増額の主な理由でございますが、17節備品購入費におきまして、4年ごとの教科書改訂に伴う教師用教科書指導書の購入費1,170万円を計上していることが主な要因となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,501万円、比較220万6,000円の減でございます。中学校の管理運営に係る経費でございます。こちら1節、3節、8節の費用弁償におきまして、中学校で雇用する業務員等における会計年度任用職員の人件費を計上しております。減額の主な理由でございますが、会計年度任用職員の人件費におきまして、前年度より1名減の計上となったことや、管理用備品の購入がないことが要因となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

124ページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度1,000万円、比較138万8,000円の減でございます。中学校の教育効果を高めるための経費でございます。12節委託料におきまして、中学校においても英語の村てんえいを推進する経費として、異文化体験授業やオンライン個別英会話レッスンに係る経費を計上しております。減額の主な理由でございますが、13節使用料及び賃借料におきまして、天栄中学校で使用している教育用パソコンのリース期間が満了しまして村の所有物となり、経費がかからないことが要因となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度9,089万9,000円、比較932万3,000円の減でございます。幼稚園の管理運営に係る経費でございます。1節、3節、8節の費用弁償におきまして、幼稚園で雇用する幼稚園長等における会計年度任用職員の人件費を計上しております。減額の主な理由でございますが、2節、3節、4節の人件費におきまして、前年度より1名減の計上となったことが主な要因となっております。また、10節需用費の施設修繕費におきまして、預かり保育室のエアコンの不具合により、1台の修繕を行う予定でございます。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） 続きまして、128ページをお開き願います。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額4,433万7,000円、比較5万8,000円の減でございます。こちら放課後子ども教室及び地域学校協働活動事業などによる経費でございますが、次のページ、7節報償費の中で、地域学校協働本部委員会の回数の見直しを行ったことにより、報償費の減額をしております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

130ページをお開き願います。

2目生涯学習費、本年度予算額465万9,000円、比較50万7,000円の減でございます。こちらは各種講座開催や文化祭開催などによる経費でございますが、昨年は文化講演会講師謝礼として50万円を計上しておりましたが、本年度は子育て講演会に協力して行うこととして、生涯学習の7節報償費を減額したものです。そのほかにつきましては昨年とほぼ同額の予算計上となっております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3目湯本公民館費、本年度予算額198万9,000円、比較26万8,000円の減、こちらの主な理由としましては、車検代の減であります。そのほかにつきましてはほぼ例年どおりの予算計上でございます。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） 続きます、132ページになります。

4目文化財保護費、本年度予算額79万3,000円、比較6万円の減でございます。こちら、昨年17節の備品購入費において消火器12基を交換しましたが、本年度はこの経費を必要としないことから減額となっており、そのほかに関しましては、ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

133ページ、5目伝統文化施設費、本年度予算額461万4,000円、比較164万3,000円の減でございます。こちらは工事請負費において、昨年はふるさと文化伝承館の貯水槽の工事及び浄化槽の修繕工事を計上しておりましたが、減額となっております。そのほかにつきましては、昨年どおりの計上でございます。

続きます、134ページ、6目生涯学習センター費、本年度予算額1,071万7,000円、比較213万4,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、こちらは次のページ、13節の使用料及び賃借料において、AED賃借料を8万6,000円計上したことによることと、14節工事請負費200万円につきましては、オリンピック関連事業としてパブリックビューイングの開催を計画し、多目的ホールへ新たなプロジェクターの設置をするものでございます。財源はオリンピック開催準備事業補助金でございまして、2分の1の補助となっております。

続いて、136ページになります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額1,015万円、比較91万2,000円の減でございます。こちらマラソン大会や各種体育団体の補助など、体育事業に関する経費でございますが、12節委託料におきまして、羽鳥湖マラソンの自動判定及び環境整備の委託料を精査したことによる減、及び18節負担金、補助及び交付金において、スポーツ雪合戦実行委員会補助金の50万円を減額したことが主な要因でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 2目湯本保健体育費、こちらは湯本体育館の維持費、運動会、

バレー大会の経費となっております。本年度予算額120万7,000円、比較3万2,000円、主な増の理由としましては、体育館の電気料の増でございます。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 138ページをお願いいたします。

3目学校給食センター費、本年度3,621万2,000円、比較4億7,065万7,000円の減でございます。学校給食センター管理運営に係る経費でございます。減額の主な理由でございますが、前年度実施しました給食センター改築に伴う工事請負費や工事管理委託料、給食運搬車の更新が完了したことによるものが主な要因となっております。

140ページをお願いします。

なお、本年度につきましては、12節委託料におきまして、旧給食センター解体工事に伴う設計業務委託料を156万4,000円計上しております。こちらは国の交付金の対象事業でございます。3分の1の補助率でございます。そのほかにつきましては、前年並みの予算計上となっております。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） 141ページになります。

4目天栄体育施設費、本年度予算額883万3,000円、比較155万4,000円の増でございます。こちらは村内の体育施設の管理に要する経費を計上しておりますが、10節需用費の修繕費において、総合農村運動広場東側の一番大きな門扉が損傷していることから、修繕費150万円を新たに計上しております。また、14節工事請負費において、施設案内看板設置工事として40万円計上しておりますが、運動広場において周辺施設等の案内表示がないことから、新たに看板を設置するものです。

次のページをお願いいたします。

17節備品購入費におきまして、消防施設点検結果に基づき、体育館の消火器及び屋内消火栓ホースを現在の規格のものに交換するもので、新たに17万1,000円を計上しています。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度40万円、比較ゼロ。こちらにつきましては、農地等災害復旧事業の補助金として40万円を計上しております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。普通旅費の存目計上でございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本

年度1,000円、比較増減ゼロ。前年度と同様に存目の計上でございます。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

- 生涯学習課長（関根文則君） 2目社会教育施設災害復旧費、本年度予算額1,000円、比較増減ゼロ。こちらも昨年度同様、存目計上でございます。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

- 参事兼総務課長（揚妻浩之君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億5,161万円、比較2,118万2,000円。

2目利子、本年度2,272万9,000円、比較381万2,000円の減。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円。

次のページをお願いいたします。

2目建物取得費、本年度1,000円、いずれも存目計上であります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度474万9,000円、比較96万6,000円の減。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 議案審議の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時36分）

-
- 議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

-
- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、円谷要君。

- 2番（円谷 要君） ページ数が95ページお願いします。

95ページの12の委託料の中で、湯本スキー場のリフトの点検委託料は分かるんですけども、今、新しく稼働している圧雪機の関係についてなんですけれども、圧雪機は前に購入するとき、大体整備点検するのに機械を分解しながら輸送したりしてやるという話で、60万前後ぐらいかかるという話だったんですけども、その圧雪機については、それは毎年整備委託を出さないのか、それとも何年か後に出すのか、それとも、まだ今シーズンはあまり稼働率がないから出さないのか、そこら辺の中身をちょっと説明お願いしたいと思います。

- 議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

- 産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

圧雪車の整備保守点検ということだと思っんですが、こちらにつきましては、毎年やるということなんですけれども、その費用については、指定管理をいただいている振興公社のほうで持っていただくというようなことになっているということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） そういう整備点検は振興公社でやるのは構わないんですけれども、振興公社で売上げもないのに、そういった予算取れるんですかね。そこら辺のちょっと中身、もう少し詳しく教えてもらいたかったんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

確かに今年、雪が降らなくてスキー場の状況がなかなか厳しいということでのご質問だと思うんですが、一応スキー場のほうには指定管理料として年間900万お支払いしているということと、あとその中でやっていただくというようなことで、またこの中で業務的にほかの業務も委託している部分があるんですけれども、その中で足りなければどうしようかというようなお話になるのかなとは思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） そうなった時にというお話でなくて、前の話では、全部振興公社で管理しますというような、そういうような大ざっぱな説明があったと思うんですよね。その都度やっぱり壊れたからとか何か、予算が足りないからと請求ばかりされたんでは、まして今シーズンのように稼働率の少ない年もありますので、今までも言われたように、このスキー場そのもの自体の考えをもう一回考えてみなければならぬんじゃないかなという気がするんですよね。やっぱり予算がないからって、出しました、ありましたとって資本のほうから出されちゃうと、今度また資本がどんどん目減りしてしまいますから、そういうところの中身もきちんと管理するようにひとつお願いしたいと思っます。

あともう一つは、104ページ、道路橋りょう費の中の需用費の中の車輛修繕費で1,000万の費目が計上されていますけれども、この車両というのはどの車両なのか、ちょっと説明願いたいと思っます。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

こちらの車輛修繕費でございますが、村で所有しております除雪車、ダンプと、こちらの修繕費として計上させていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） その除雪車とダンプという話ではあります。ダンプはそれ、あれ除雪車も車検は要なんだよね。すると車検費用は含まれていないということだね。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

こちらのほうの修繕費の中には、車検費用、そういったものも含まれております。そのほか、年に1回の点検及び故障箇所等の修繕というふうな形で修繕費を計上しております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 修繕、車輛の修繕費ということで、ダンプと除雪車ということですが、今年みたいに雪が降らないのに費用というのは、修繕はあまりそんなにかからないと思いますね。フル稼働しているわけじゃないですから。これもスキー場も同じなことを言うようなことになりますけれども、やっぱり先を見越してこれ、見越しての予算でしょう。これ必ず今回かかるという経費なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

あくまでも予算として計上させていただいていますのは、これまでの経費の平均といたしますか、そういった形で計上させていただいているところでございます。ですので、今のところ、除雪車のほうの点検整備等に関しましては、9月頃の予定でございまして、今現在想定される金額として計上しているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 予算ですからね、今年、令和2年度の雪に対しての予算ということでありますので、12月、1月、2月の雪がどうなるか分かりませんから、予算は立てておかなければならないかとは思いますが、あまりにも金額がちょっと大き過ぎたものですから、経費、何だかんだ新たにかねなければならぬということのないように、管理はよろしくをお願いします。

私のほうからは以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 6ページをお願いします。

森林環境譲与税280万9,000円とありますが、これはこれから毎年この程度の金額が村に入ってくるということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

森林環境税の譲与税に関しましては、先日の議案の中でも基金の条例というようなことをご提案させていただいたわけなんですけど、今年から、令和元年から、これはずっと同様以上のものが、来年の通知では今年度同様ということになってはいますが、だんだん県に配分される分と市町村の割合が、市町村のほうが徐々に増えてまいりますので、これ以上の数字が入ってくるということが見込まれます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） では、それを村の基金に積み立てていって、計画的に森林整備をするということだと思われそうですが、この間伐した材木とか、そういったものは売払いとかはできるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

間伐した材木の売払いというようなことでよろしいでしょうか。

基本的には、村の計画によってやるものについては大丈夫というようなことをございますし、また、間伐したものを村の公共事業で木材を使うというようなことも可能でございます。

失礼いたしました。売払いしていただいても大丈夫です。あくまでも民有林ということで。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 森林整備につきまして、結局、林業事業者さんに委託という形になるのでしょうか。また、村内では林業事業者と言われる方は何軒ぐらいあるのでしょうか、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、森林整備のほうなんですけど、やはり基本的には森林の伐採であったり、運び出しであったり、そういった部分なので、やはり林業の業者さんが望ましいと思われれます。

村内では一応、私の把握している中になってしまうんですけど、2軒ほどの業者さんがございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして22ページ、社会教育費委託金で、福島県放課後支援事業委託金と、地域学校協働活動事業委託金とありますが、中身の説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、関根文則君。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） お答えいたします。

こちら、まず福島県放課後支援事業委託金でございますが、こちらは主に大里小、牧本小、湯本小で行っております放課後子ども教室に関する事業に要する委託金補助金でございます。

それから、地域学校協働活動事業委託金でございますが、こちらが、これまでの学校支援活動をいろいろ行っていたんですけれども、まず代表的なのは部活動の支援として、基本的にボランティアになるんですが、ボランティアの方に外部指導をいただいたり、あとは読み聞かせなどの、各学校に派遣して読み聞かせ活動などの支援、それから、先生方の負担軽減も兼ねまして、そういった活動に対する補助金になります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 放課後子ども教室の件なんですけれども、今、広戸小学校は児童クラブという形になっていますが、ある保護者から、児童クラブのほうが使い勝手がいいので、そういうこと、児童クラブにできないかなという声もありましたが、村ではそういった考えは今後あるのかどうかお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

広戸小学校につきましては、住民福祉課の管轄で児童クラブのほうを実施しておりますが、大里と牧本、湯本につきましては、生涯学習課のほうの、先ほどの補助金の中で続けている状況で、補助のある限りは子ども教室で実施する予定でございますが、先日の一般質問にもありましたが、小学校の統合とかの問題もございますので、今度統合した場合には再度検討という形で行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） では、統合するまでは今の形を続けたいということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

統合するまでは今のまま、補助が続く限り、地域の方々の支援を借りながら、子ども教室のほうを続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、105ページ、工事請負費の中の交通安全施設整備工事事業請負費、これの中身、説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

14節工事請負費の中の交通安全施設整備工事請負費についてご説明いたします。

こちらにつきましては、道路等の区画線、こういったものの引き直しというふうな形で今のところ考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、117ページ、一人暮らし高校生活支援金の中で、今年度は何名の方が利用されて、事業が始まってから何人の方が利用したのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

一人暮らし高校生支援金の今年度の活用されている人数ですが、合計5名でございます。

それから、事業が始まって累計でございますが、46名になります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） これ上限幾らだったか、もう一度説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

支援金の額ですが、湯本地区と本庁地区に分かれております。湯本地区にあっては月額2万円なので、上限、年間にすると24万円。本庁管内では、月額1万2,000円のため、年間にすると14万4,000円が上限となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） これ上限の金額が違うということはどういうところで判断されるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

この事業の始まりは、始まる前までは、湯本地区の子どもたちのために湯本の学生寮、天栄寮がございました。そちらのほうが老朽化により取壊しということもありまして、寮がな

くなるので、民間の施設を借りるような形、保護者がですね、になるということや、学生寮のほうに入る、民間のですね、ということもありまして、その負担ということで、湯本のほうを手厚くしたという経緯がございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 本庁管内では利用されている方はいらっしゃるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

本庁管内の学生については、湯本よりは少ないんですが、借りている方も存在はいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 様々な理由で一人暮らしをせざるを得ないという方もいると思うんですが、今後ちょっとその金額のほう、結構年数もたっていますし、見直しとかも必要かなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

事業が始まって5年以上たつということもありますので、議員おっしゃるとおり、事業と
いうか金額の見直しも、今後図ってはいかなければならないのかなと認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ぜひともよろしく申し上げます。了解しました。

続きまして、137ページ、負担金、補助及び交付金の中で、新年度はスポーツ雪合戦の50万がなくなるということだったんですが、その理由の説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、関根文則君。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） お答えいたします。

このスポーツ雪合戦の補助でございますが、こちら、まず何年か行っていて、村民の参加が少ないと、あとまた見に来られる村民もほとんどいないという、こういう状況を踏まえまして、このことから、村の財源も鑑みまして、ほかの事業と比較しても費用対効果が薄いと判断いたしまして、減額したものです。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1 番、北島正君。

○1 番（北島 正君） 94ページお願いしたいんですが、農林水産業費の中の農業費、12目の放射能対策費なんですが、去年は2,000万ほど上げて、ため池の除去をやったと思うんです。何で今年計上しないのか、その理由をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ため池の放射線の除去というようなことの質問だったかと思うんですが、今年については1か所、小川地区の峰内地区の池の、今除染をしております。一応、この事業自体も国の事業として来年度までなんですが、一応、今まで村のほうでは平成28年から、村のほうで9池、そして県のほうの事業で4池というようなことで、合計13池を行ってきました。そのほかにも、36か所の池の、住民などの方の要望なども取りながら調査をしてきたところでございます。8,000ベクレル以上というようなことが条件の事業でございますので、8,000ベクレルを大きく超えているようなところについて、そしてまた、利用等耕地の広いところを中心にやってきたわけでございます。一応、この事業につきましては、今年度のその1か所をもって終了するという内容でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1 番、北島正君。

○1 番（北島 正君） そうしますと、農業用ため池、前にも聞いたと思うんですが、村内100か所近くあるんですね。そのうち36か所がもうやった、中のを測って8,000ベクレルの基準に達したところだけやったと思うんですが、ほかの池はどうだったんですか。基準以下だったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、村内にいっぱい池があるでしょうというような話なんですが、正直なところを言って、全ての池をやるということは、やはりちょっと不可能であるというようなことで、一応、西側は龍生ダムから、そして一番東側は沖内の下池、そちらのほうを一応地区ごとにある程度絞ってやらせていただいた調査でございます。そして、また、一度は村民の方、生産組合長さんを通して、利用頻度が高いのでやっていただきたいというような要望があった箇所、そこについてはやっておりますが、その結果、必要がなかったというようなところはやってございません。一応、村内に広く分布した箇所箇所をやらせていただいて、それが出なかった場合についてはほかの池も出ないというふうに、近くの池も出ないと類推して行っております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、地元から希望で上がってこないやつについては、放射能値も測らないということで、ため池の除去はやらないということで、そういうふうを考えていていいんですか。これみんなここ対象だから、できるだけため池きれいにしたほうが、下に流れる田んぼにかかる水もいいんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、ある程度の村内の分布する池をやらせていただいて、その箇所が出なかったというようなことで、一応もう調査の計画については終了したというようなことです。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、その点については了解いたしました。

今度140ページの10款教育費、6項保健体育費の中で、3目学校給食センター費の中で、委託料、給食業務委託料1,872万2,000円も出ているんですが、これは材料込みでやっているんでしょうか、何人想定しているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

給食業務委託料の件でございますが、こちらは調理の委託ということで6名分でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） すみません。そうすると、今までその中にいた調理員いますよね。村職員の方、今何をしているんですか。ちょっとそれ疑問に思っているんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

今まで調理業務をやっていた、過去にですね、村職員の調理員ということでよろしかったですか。ほとんどは退職されて、1人だけが職員として、再任用としてお勤めになられております。その方は幼稚園の業務員として勤めております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） これは材料費というのは保護者負担だと思うんですけども、学校の

先生方が金集めているような、そんなことで感じたんですけれども、滞納者はいないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

滞納についてはございません。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 了解いたしました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今と同じ質問なんですけれども、給食業務委託料、これ1,870万なんですけれども、これ随意契約なんですか、これ入札なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

委託につきましては、毎年予定価格を設定しまして、そちらのほうで行っていると。随意契約ではなく、毎年単年度契約ということでやっております。

すみません、申し訳ないです。初めから申し上げます。学校給食委託料につきましては、随意契約で行っているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ金額がでかいから、入札にしないと、こっちは設備しておいて、人材だけ委託業務するだけなんだから、安い業者もいると思うんですよこれね。これ随意契約じゃなくて、こっち人数が、例えば今まで600人いたのが550人で50人分を減らして金額を出しているんですかこれ。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

予算額につきましては、毎年状況というか、違いますから、毎年積算をして計上しているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この積算はどうやっているんですか。これ500、マックスのあれでやって、自分で積算してそれで値段出しているんですか。それで片方は随意契約とか、それでオーケーしているんですか。すると毎年減っているから金額が下がっているんですか、これ

去年より。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

積算にあつては、食数が減るから一概に下がるということではなく、その社会情勢にもありまして、処遇改善とか、そういった部分もありますので、必ず毎年人数が下がるということで安くなっていくというものではないと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） いやその時給もどんどん毎年上がっているから、やむを得ないのもあるんでしょうけれども、これだけの金額だから、2社か3社、どうしてもその1社しかないというんならしょうがないですけれども、随意契約もしようがないと思うんですけれども、やっぱりいろんな面で入札かけてこれやるべきだと思うんですけれど、どうですか、設備はみんなそろっているんですよこれ。設備そろって人材だけ派遣するんだから、委託業務やる会社はいっぱいあると思うんですよ。それで同じ会社に年中、あっちのいいようにいいようにやっていたらば、こっちだって大変でしょうこれ、役場。だからそういう意味でも、入札したほうがいいと思うんですけれども、そういう考えはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりなんです、学校給食は新年度入って間もなく始まるというところもありまして、そういう形でやらさせていただいたところがございます。業者も数多くあるだろうということもありますので、その辺は今後、ちょっと勉強させていただきたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） なるべくならやっぱり、金額がでかいもんですから、来年からでもいいですから入札しながらやれば、ちょっとでも単価低くなるんでないかなと思って言いました。

続きまして、4ページなんですけれども、前年度の村税、固定資産税ですね。これは比較して1,082万増えているんですけれども、これ滞納額も、滞納繰越分も含めてこれだけの金額になっていると思うんですけれども、これどういう理由で固定資産税って一緒だと思うんですけれども、その増えた分というのはどこから来ているんですかこれ。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

今年度の令和2年度の予算が伸びているといったことですが、土地については240万ほど、家屋については330万ほど、償却資産については500万ほど増えている状況でございます。

こちらの金額が増えた要素なんですけど、昨年は評価替えでございまして、基礎数値を確認するために、F I Cという業者のほうにお願いしているわけなんですけど、その数値がまだ業務の委託が途中だったものですから、正確な数値が捉えられなかったということで、前年度見込みが正確に捉えられなかったことによって、今年度増えたと推察されています。

それと償却資産につきましては、課税免除の対象が減少していることと、それと震災代替え、太陽光特例の見込みの減少によりまして増加したと見込んでおります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ今のは分かったんですけども、その新しい家も増えているということもありますよねこれね。そして、その家屋では、10年で見直しするんですかそれ。何年で見直しするんですか。固定資産税が下がると。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

土地については3年に一度、家屋についても3年に一度の見直しでございます。償却資産については毎年の評価ということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 例えば土地買って家建てれば、3年ごとに固定資産税が下がるということですか。そういう、意味ですか。これは私は10年って話聞いたんですけども。3年であれですか。分かりました。

では次の質問にいきます。

7ページ、法人事業税交付というのは、昨年はゼロで今年319万あった、これ何の税金ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

税制改正によりまして、市町村の税目である法人住民税、法人村民税の法人税割の税率が引き下げられました。引下げになりましたので、収入が減りますので、その減る分の補填措置として、県税である法人事業税、その一部が県から補填財源として交付されるというような制度になりまして、今年度の見込みが319万円になるというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今のは分かりましたけれども、その次の地方消費税交付金です、これ1,093万もある、これ不景気なの、こんなに多く計上できるんですかこれ。消費税1.8%ですよ、国に納めて8%納めてその中の1.8%が村に入ってくるということですよね。これこんなに増えるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、8%の時代は地方にはそのうちの1.7%が、地方消費税ということになっておりました。10月からの10%になりますと、地方分が今度2.2%に上がりますので、その上がった分がプラスで今見ているということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

この民生費のことなんですけれども、この民生の被服費が計上していないということは、やらないということですかこれ。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

民生委員の服の費用については、当初予算に項目として上げていなくて、民生委員会の、58ページにあります民生児童委員協議会補助金の中に含まれて計上になっております。やらないわけではなくて、今作る方向では進んでおりますので、アンケート調査も行いまして結果も出まして、作ったほうが良いという方々が半数以上いますので、あとは作らなくてもよいという方の意見もありますので、その方に納得していただいてから、上着のほうはそろえていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

58ページの18負担金、補助及び交付金の2段目の、民生児童委員協議会補助金の中に含まれております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私それ、一般質問で今年の3月の一般質問で約束したやつですから、ぜひやってもらいたいと思います。

次に、119ページの工事請負費、14節、小学校トイレ改修工事請負費って、これ洋式のトイレに変えると言ったんですけれども、これ全部まだやっていないんですか、これどの学校、小学校なんですかこれ。全部変えていないですかまだ。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

学校のトイレなんですが、全てが洋式化になってはございません。それで、今回予算のほうを計上したところなんですが、今回、10か所予定しているところでございます。学校で言いますと、広戸、大里、牧本小でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これで全部終わるといいますかこれ。全部の学校が終わるといいますこと。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

今回の工事が完了すると、全部が洋式化になるかということではなく、学校もこれからのあり方もありますので、取りあえず各学校とも半分は洋式化になるというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） しかし、統合の問題が話が出ているからってそういう、まだ何年も先でしょうこれ。今和式便所で、子どもら和式便所使うんですかこれ。これ早めに欲しいと、早く取って、全部やったらいいと思うんですけれども、その湯本の話は出ていない、湯本は終わっているんですか。湯本小学校は、中学校は。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

湯本地区にあっては、実は先日の補正予算の中で、湯本小学校の分は先行して予算のほうを獲得させていただきました。というのは、来年度幼稚園に女の子1人入りまして、女の子2人になるものですから、そちらの幼児用の便器を整備する関係で、生徒のほうのトイレについても併せて実施するような形で計上しております。それが終わりますと、湯本地区にあっても、半分が洋式化になるというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） その和式の便所は残すということですか、半分だけやってあと半分は整備しないということですか。ずっとこのままいくんですかこれ。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

洋式化については、事業が完了すれば半分の50%になるというところがございますが、子どもたちの利用状況等を加味しながら、今後も検討してまいりたいと、徐々に整備してまいりたいというところで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今本当に子どもは、自宅でもそうだし、みんな洋式便所、トイレ使っていますから、もうなるだけ早く整備したほうがいいと思うんですけど、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ここで暫時休議いたします。

15分休みます。

（午後 2時30分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時45分）

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑はございませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 28ページのここにありますけれども、ふるさと公園整備事業で、村債の5,000万というのが上がっていますが、いわゆるこのふるさと公園の事業についてお聞きしたいんですが、今年、1億円のたしか予算が来るんであろうと思いますが、これで、今年ほどの程度まで事業が進むことになるのでしょうか。来年、再来年といろんなことをやっていくと思うんですが。あと、いわゆる村長が考える、建物まで新しくするというふうなことについては、何年ぐらいの予定で考えておられるのか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ふるさと公園整備事業ということなんですが、まず今年、令和元年、今、造成をしております。来年度については1億円の予算ということで計上させていただいて進めておるんですが、今年、田んぼのいわゆる表土むきをやって、東側に今、調整池の造作をしております、おおむね7割方の調整池ができております。

来年度につきましては、その調整池の残り、それから進入路であったり、それからブロックだつたりというようなことで、最終的には、いろんな交付金とかのつき方もあるんですが、おおむね造成については令和2年度で終了させたいということで、建物については、そ

の前に森林、後ろの山の森林整備、こちらのほうが令和2年11月から令和3年6月まで予定しております。建屋につきましては、3年度に着工できればというような考えでおります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） そうしますと、令和2年度中にいわゆる駐車場は出来上がるというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今回の1億円の中では、最終的にその駐車場の出来上がりまでは見られておりません。これについては、先ほど申し上げましたように、いろんな交付金等々の事業を充てて、できれば完成まで持っていきたいなということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと最後のほう聞こえなかったんですが、要するに、2年度中には駐車場は出来上がらない。3年にかかって駐車場を整備するというふうなことでよろしいですか。あとは、交付金とかそういうものの状況を見ながらというふうな考えということですか。分かりました。今の件は分かりました。

それから、先ほど2番議員ですか、ちょっと何ページだったか、いわゆるスキー場の件なんですが、こういうふうな、温暖化の影響で雪も降らない、過去10年の統計取っても、このままいって果たして、採算ベースになんかはとても程遠いというふうな状況かと思うんですね。そろそろこのスキー場についてもいろんなことを視野に、考えるべき時期に来ているんじゃないかと思うんですが、村長どう思うか、ちょっと考えを述べてください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これは温暖化の状況で、今年も本当に営業日数が少ないというような状況が続きました。過去10年間の中でもなかなか、年末年始、その前にですね、クリスマス前には営業できたというのも少なかった状況もありまして、今後もどのような天候状況になるかによって、判断はしていかななくてはならない。そしてまた、リフトの老朽化等もございますので、それとスキー場の利用状況なんかを見ながら判断してまいりたいというふうな考えでおります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 当然、村長も考えておられると思いますが、ここ、本当に二、三年で、やっぱり見直す時期に来ているんじゃないかと思っておりますので、その辺、英断をするべきだと思います。

それと、ちょっと先ほどの説明の中で分からなかった点。87ページ、農林水産業費のほうで産地パワーアップ事業負担金ですか。316万9,000円。これ何かJAのきゅうりん館のどうのこうのということ、ちょっと聞こえたと思うんですが、もう一度ちょっと説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

産地パワーアップ補助事業の内容につきましてですが、まず1点目が、きゅうりん館の選果機の更新事業ということで、こちらのほうはJAが主体になって国に申し込む補助金でございます。基本的には、半分が国・県からの補助金ということで、あと、きゅうりん館を使わせていただいている須賀川市、鏡石、天栄村、玉川村がそれぞれ、その応分に応じた負担金を出し合いまして、それで事業費の10分の1を持つというような制度でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） このきゅうりん館そのものは、当初つくるときもそういうふうな各市町村の負担というのもあったんでしょうか。それとも途中からこういうふうなことになってきたんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午後 2時54分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきありがとうございました。

今ほど、ちょっとJAさんのほうにも確認したんですが、何分ちょっと合併前の古いことですので、今すぐは分かる方がいらっしゃらないということで、今、調査をして、後ほどお答えさせていただくということによろしいでしょうか。

〔「了解しました。以上です」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） まず、60ページちょっとお願いします、扶助費の件で、寝たきり老人等介護激励手当、これ156万計上されているんですが、今現在、何人で幾らの補助を、1

人当たり幾らの補助を出しているんですか。お尋ねします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

令和元年度につきましては、現在9人の方なんですけど、月額1万円を支給しております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この補助、激励手当、相当前からくれていると思うんですよ。1万円になったのはいつからですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

その1万円の前は8,000円だったような気がするんですけども、1万円になったのは25年度からの改正でなりました。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 六、七年じゃないと思うんですよ。私、8,000円から1万に上げろと言ったとき、10年は超えていると思うんです。健康保険の審議員やっていたときに、安過ぎるから上げろというようなことで上げた記憶が私ある。いいです、相当前だと思うんですが。

これ、月1万円はちょっとまだ安過ぎるんじゃないかと思うんですよ。今の生活費に合わせて、これもう少し上げる必要があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、確かに月額1万円では負担が大き過ぎるのかなと思います。在宅で介護するというのは付きっきりで介護に当たっているわけですので、この辺は今後ちょっと見直していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ村長にお願いしたいんですが、上げるような、べきだというような課長からの答弁ですが、今1万円でこの寝たきり老人を介護するというのはあまりにもきついんじゃないかと思うんです。ですから、できるだけ早く、できれば補正で上げていただきたいくらいな考え持っているんですがどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） この助成金につきましては、私も村長に就任してから、議員からご指摘をいただいて、5,000円では安過ぎますよというようなことで、3,000円をアップして8,000円にした記憶がございます。その後、平成26年にまた状況を見て、これをまた2,000円アップして1万円にしたというような状況でございます。

今後この状況を見ながら、そこは対応してまいりたいと思います。状況を見て、補正を組むかどうかというのは判断させていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ぜひ補助金のアップをお願いしたいと思います。

それから、87ページ、ちょっと私聞き漏らしたと思うんですが、ここに新規農産物栽培実証事業補助金115万上がっておりますが、これは何の実証事業の補助金でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、今年から取り組んでおりますマカの栽培の種苗費であったり、肥料であったり、それから資材であったりというようなことで見ております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この前、これ補助事業でハウス建ててやったやつの追加事業ということなんです。それともまた別に誰かがやるということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、新たに栽培していただく方を今募集しておりますので、その方の1名分ということで想定して上げさせていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 先にこれ栽培実証の事業ということで出して、その結果はまだ出ていないんでしょう。どうなんです。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今行っている実証事業の成果ということなんでございますが、こちらについては、今まさに実がなり始めまして、こちらのほう、3月末から4月末という、4月頭に収穫というような予定でおります。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 先にこの実証事業をやっているわけですよね。結果が出て、結果が出ないうちにまた実証事業ということはないでしょう。これがうまくいくんだったら補助事業で扱うならいいんですが、実証事業でまだやるということはちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

以前から、何種類かの新規作物の実証事業ということで、数年間継続して進めてきたわけなんです。今年取り組まれた方はあくまで1名というようなことで、今度新しく作っていただく、募集している方については、やはり、あくまでも本当に新しい新規で作られるということであって、やはり失敗のリスクとか、そういうことも考えますと、やっぱり補助を出してやらせてあげたいというようなことから上げております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ですから失敗のリスクがあるから、実証事業ということで、村で補助事業、補助金を出して作らしているわけですよね。その結果を見て、これはやっていける、大丈夫だというような結果が出た中でですね、今度はみんなに補助金幾らなり出すから作ってくれというのが筋じゃないんですか、また実証事業ということはちょっとおかしいんじゃないですか。片方やってまだ1人ではいい結果が分からないからまだやるんだということとはまだ別なんです。実証事業実証事業って次から次と実証事業をやるということは、ちょっと、村の補助の出し方についても問題があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

言葉的に、新作物なんで実証事業という形で補助金というようなことで差し上げる形になりますが、今ほど申し上げましたように、おおむね生育のほうは良好で、恐らくいいマカが収穫できるんじゃないかなということでございます。その中で、やはり先ほど申し上げましたように、あくまで新たに取り組む方、こちらについては当然村のほうでもフォローはいたしますが、やはり初めて取り組む方、当然ノウハウもございませんし、やはり失敗するというようなリスクもあるかと思えますので、そういったことも含めて、今回この事業ということでご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 誤解もあると困るから言っておきますが、私はこれやるなと言っているんじゃないんです。これどんどんやっていただきたいんですよ。だから、その結果がいい

と。危ないからといって実証事業といったらほかの人は手出さないですよ。大丈夫だから作りなさい。これだけの補助も差し上げますよと、最初だからということなら話が分かるんですよ。ただ実証事業だということ、まだ結果も出ないで、実証事業だつてまた同じ事業をやっていくというのはいかがなものか。別にあなたたちがやる事業に対してやるなどは言いません。うまくいっていただければ結構ですから、これで農家の収入が上がれば結構ですから、それは大いにやっていただきたいと思います。ただ、同じ事業だったら実証事業という名目じゃなくて、もう少し変えた補助事業にしたほうがよかったんじゃないのかなというふうに考えておりますので、そういうことで伺ったわけです。はい、分かりました。

それから、先ほど来このスキー場の話が出ております。この900万の指定管理料が出ているわけですが、今年度、営業日数も少なかったということで、これらの金、少しは残るんじゃないのかな。残った場合、村に返すようなことはあるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

指定管理料の返還ということだと思んですが、年度初めというか、あくまで3年間の指定管理という指定をするんですが、その中で、年間の契約というようなことで、1年間幾らというようなことで、額の改定ということはあるんですが、ちょっと中のそういった細かい規定は確認してはおらないんですが、一旦指定管理をお願いして支払ったものを、途中の何かの不慮の事態でもう全くできなかつたとか、物がなくなつたとかというようなことであれば別でしょうけども、スキー場として運営して経費がかかっているものについてはお支払いするというような形で変化はないものだと思っています。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 契約だからね、そういうことで、この事業は来年度まであるんですか、3年間ですから。来年度まであるんですか。ということは、村長にお尋ねしますが、英断をするというような話ではございますが、タイムリミットは来年度1年ということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

気象状況等も鑑みながら、そこについては判断をしてまいりたいというようなこともございます。

何せ、この新型コロナウイルスの感染症が、これがなければですね、今インバウンドについて、貸切りのスキー場というのは県内でもこのスキー場だけしかやっているところがな

いというようなことで、大変皆さんから好評を得たところでございます。そういうこともありますので、今後、そういう方向性も総合的に判断して決断してまいりたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） とにかくですね、どうにかしなきゃならないことでございます。ただ、お金についてはもう契約だから仕方ないと思うんですが、せめて今年度の決算ぐらいはきちんとスキー場の内容を報告はされるんでしょうか。してくれるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当然それはスキー場はスキー場単体、なかなか分かりにくいというようなご指摘もございましたので、そこは議会議員の皆様方に分かるようにお示しをしてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あと一つ気になったんですが、前に圧雪車のメンテナンスの金を村で出すんだということで出したら、今回は、いや、向こうで、スキー場のほうで持つ、お金が余ったから持ってくれるのかなというような気もしたんですが。ただ、今度リフトのメンテナンスは村で出すというようなことがあるんです。

そうすると、何かこのメンテナンス料、リフトだとか圧雪車、この出し方というのはきちっと決まっていはいないんじゃないんですかこれ。総務課長、これあなたが前のときにきちんと答弁したですよ。これ出さなきゃならないというようなことで出した。出さなくて済むんだらこれにこしたことはないですが、この辺きちんとしとかなきゃならないんでしょう。きちんとするべきだと思うんですがどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、メンテナンス料の出し方についてはきっちりと決めておくべきだという、まさにそのとおりだと思います。

圧雪車につきましては、更新の際に毎年分解をして、猪苗代のほうに持って行ってメンテナンス、そしてまた戻ってきて組立てをしてというような、そういった移送の経費ですとかいろいろかかって、そこまで村が持つのはいかなものかというようなこともございまして、そこは指定管理者のほうで持っていただくというようなことでご理解をいただいたところでございます。

また、リフトに関しましては、これからあと2回ぐらい大きな修繕が見込まれておりまし

て、基本的に金額のかかる部分、スキー場で一番、リフトに関しましては金額がかかる部分でございますので、やはりリフトに関しては村が責任を持って、安全面もでございますので、村が責任を持ってメンテナンスをして管理をしていくべきだろうと考えております。そういった決め事につきましても、指定管理者ときっちり協定書なりに書き込みをしまして、今後は適切な運用に当たってまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かにリフトなんかは、これはきちんとしておかないと人命に関わる問題ですから、村でそこを持つというならそれで結構なんです。ただ、それを指定管理料に反映するかしらないかの問題なんです。その辺はきちんとしておきたいと思うんですが。

ただ、これからどうなるか分からないんですが、ただもう一つ、特に言っておきたいのは、この前スキー靴からスキーから全部新しいのに交換したわけです。村で金出して。これはですね、どう考えたってあの事業はおかしかったわけで、向こうの代金を、レンタル料を村でもらっていたらいいんですけども、向こうでスキー場のほうでもらっておいて、そして、古くなったから新しいの買ってくれという話は通らないわけですから、そういう面も考えて、今後の契約するときの参考にさせていただきたい。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 146ページの給料の総括の点なんですけれども、今年度から、来年度ですか、からですね、一般職等会計年度任用職員というふうに分かれるということになるんですけれども、職員数が前年度85から134に増えたということは、単純に49名が前年度臨時職員から会計年度任用職員になったということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

本年度の134人の内訳でございますが、正規職員が84名で、会計年度任用職員が50名でございます。ですので、正規職員が前年度比で1名減、会計年度任用職員が2名減というようになっています。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この134名のほかに、村の役場、その前に、この134名というのの中には、学校とかの本庁関係以外の方は含まれているんですか、いないんですか、その確認。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

ここに載っております人数は、この一般会計の予算で計上しておる人数でございます。それ以外につきましては、国保の直診会計、それから農業集落排水事業会計、それから水道会計ということで、ここに上がっていない、国保の直診勘定ですね、そことあと農業集落排水事業、それから水道事業会計、この3つに所属する職員がここには上がっておりません。

[「何名ですか」の声あり]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 正規職員が、国保の直診が正規が1名ですね。それから農業集落排水も正規1名、水道が正規2名です。それから、会計年度任用職員ですが、国保の直診が3名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 会計年度職員が今の国保、農業集落排水、水道を抜かして50名。それは給与の中の報酬というところの7,800万というところがこの方たちの報酬ということだと思います。そのほかに職員手当がありまして、プラスの494万円ということなんですけれども、下に手当の内訳というのがあるんですけれども、この会計年度職員の方たちに支払われる項目というのはいくらとどれとどれですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

ここに載っている各種手当の中で会計年度任用職員に支払われるものは、期末手当のみでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、職員手当のプラスの494万円の増分というのは、期末手当がかなり大部分を占めているということによろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

職員手当494万4,000円の手当ごとの比較につきましては、職員手当の内訳というこの表の中の下、比較とございますので、これが増減の内訳で、トータルで494万4,000円の増という内容でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それから、1の総括の中の共済費とありますが、これ1,000万円増えていきますけれども、これには会計年度職員というのは含まれるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

共済費には会計年度任用職員分も含まれております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それで、この説明が昨年度、我々にありまして、その中で私、質問したのは、働き方改革でこういうふうになるということになって、じゃ、一般職の職員の勤務の度合いとか、そういうものは例えば重くなるのか軽くなるのかというふうなことでお伺いしたんですけども、これ時間外の欄を見ますとマイナス4万5,000円ということで、ほとんど変わっていない。ということは、一般職の方たちの労働というのは変わらないというふうな見込みなのかなと思いますが、総務課長はこれ、来年度、そういうふうな面ではどういうふうに見えていますか。変わらないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

時間外手当の予算につきましては、あくまでも給料の一定割合、何%かちょっとパーセントはすぐお答えできませんが、定額で見ております。年度内の実績に応じましてプラスするなりマイナスするなりという補正で対応していくことにしておりますので、当初予算に関しましてはほぼ前年度と同額という、人数もそんなに変わりませんので、同額という計上しているところでございます。

それから、働き方はどうなるんだというようなことでございますが、もちろん常勤職員、それから会計年度任用職員につきましても、過度な負担とならないように、人員の配置ですとか、仕事の取り組み方についても、それぞれ所属長の指導も加えた上で、適切な勤務状態でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それで、昨年度の臨時職員プラス一般職員の総額の予算と、今回、今年度ですね、こういうふうにしてからの総額の予算というのは、今年度変わらないんですか、差し引き。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

正規職員、それから会計年度任用職員全ての人件費のトータルでございますが、昨年度予算と本年度予算を比較しますと、本年度が約150万円の減という計上になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） あともう1点なんですけれども、時間外、これ昨年度と今年度、1,700万、1,780万ということなんですけれども、先ほど、予算を見る場合に何%かと決まっているのを見てこれを出しているんだということなんですけれども、ちなみに、天栄村の時間外の予算というのは、割合的にほかの他町村と比べて、時間外の割合というのは多いんですか、少ないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

そういった点でちょっと情報収集してはおりませんでしたので、ちょっと即答はできかねますので、ご了承いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 分かりました。じゃ、これ、要するに今年度より働き方改革で、働く量の部分で、非常に大事なところなので、後で調べて、ぜひ我々に他町村との比較の部分で教えていただきたいというふうに思っております。この件に関しましては以上です。

次なんですけれども、産業課長にお聞きしますが、実は私もちょっと小売店やっています、湯本に旅館に宿泊なさる方で天栄漬、きゅうり漬け、これ結構お土産で買われる方多かったんですが、このほど、2月だか3月で終売というか、作らない、販売休止と、休止というかももう終わりだというふうなことを聞きまして、非常に寝耳に水でびっくりしているんですけども、その辺の経過というのはご存じでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

手元にちょっと資料がないので、詳細はちょっと分かりかねる部分はあるんですが、一応、今年度ですね、うちのほうで加工場があると思うんですけども、そこについては、須賀川と鏡石と天栄とで負担を出してやっていたという部分がありまして、その中で、農協さんのほうに集められまして、農協さんのほうで実は今きゅうりが高くて、結局なかなかきゅうりが入らないと、そういったことで、3級品が確保できないんだというような話がまずございました。それで、そういった高い仕入れをした中で、あのきゅうり漬けを販売するというようなことになると、なかなかコストもかかるし、それから、それをするためにはやはり人件費がかかるんだというようなことで、負担している市町村のほうで、それに対してもっとプラスで、今後出していってもいいというような考えはあるのか、それとも現状を維持するのか、やめちゃうかという話だったんですけども、なるべくであればや

っていただきたいという話は当然私どもは申し上げたんですが、その中の折衷案というわけではないんですが、あの施設についてはいわゆる塩蔵、塩漬けするものだけをして、それを他所に売るということであればいわゆるコスト面がカットされるので、そういったことで続けさせていただきたいと。

ただ、うちのほうではやはり、今、議員おっしゃられたように、あれはやっぱりきゅうりの産地としての加工品としては本当に素晴らしいものだと思っていますので、塩蔵したものをどこかの会社に委託していただいても構わないんで、ぜひ続けていただきたいというようなお話はさせていただいているところです。ところが、やっぱり農協さんでもその判断はすぐにはできないということで、今いろいろ漬物会社さん等々にも当たっていただいているというところまでが、私の存じ上げている経過でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、新しいその引受先を探しているということですよ。採算的にどうなのかというと、私はそこまではよくは存じないんですけども、これ天栄という名前がついている漬物加工品で、非常にお土産でも、恐らく道の駅等々でも結構売れていると思うんですよ。これに関して、もし引受先が大変だとか、そういう部分があれば、ぜひともこれを地場産の加工品として続ける意味で、それなりの助成等々を考えてみていいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたが、一大きゅうりの産地であって、その6次化商品というのは本当に必要不可欠なものだというふうに考えております。

村のほうで支援をしてその事業をすればというような話でございますが、そちらのほうにつきましては、本当に、採算性だけではなくて、天栄村というか岩瀬きゅうりのブランドを残すためにというようなことで、今後よく検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 先ほど加工場で、天栄村だけじゃなくてほかからもという話があったんですが、実際、今後も続けていくとなると、あれ天栄きゅうり漬けというようなネーミングもあるし、須賀川とか鏡石で出すかっていったらちょっと疑問だなと思いますので、もし、あれ、ほかでそういう話があれば、天栄村だけでもそういう救済措置というか、そういうものをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 12ページの使用料で、定住促進住宅の912万円。これはあれですか、前納した方がいるということですか。あれは20棟だから960万になるはずなんだけども、912万ということは前納した方が何件かあるということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

定住促進住宅につきましては、当時20棟、合計で20棟建設しまして、1棟は払下げといたしますか、過日、払下げをいたしまして、今回の予算につきましては、19棟の4万円12か月ということで計上しているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あと、前にも一般質問でやったことあるんですけども、滞納者というのは今はあるんですかまだ。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

定住促進住宅のほうの滞納ということでお答えしたいと思います。

まず、滞納者がいないのかというご質問でございますが、現在、何名かの方はいらっしゃいます。ただですね、今現在、建設課のほうで徴収に積極的に当たっておりますので、そちらのほうの解消に努めているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 滞納者は何名で、金額が幾らだか分かりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

1月の現在の状況ではございますが、これまでの過年度分、また令和元年度分、こちらのほうを含めまして、今のところ246万ということで理解しております。

○議長（廣瀬和吉君） 何名だ。

○建設課長（内山晴路君） 4名、4件でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ246万と言いますけれども、一番滞納している方は幾らですか。何か月。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

64万円になります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、1年以上払っていない人がいるということになるんですけども、何か月分なんですか。その1人でそれだけの金額なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

16か月分になります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長にお伺いしますけども、16か月分。一般常識では考えられないけれども村のほうはどのような対応しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

担当の職員、課長も含めて、催促等もしながら、そこはずっと徴収に当たっているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あまりにも滞納が、16か月、一般常識でも考えられないし、あまりにも村の対応が甘いんじゃないですか。もう少し厳しくしたほうがいいと思いますけれども、村長、どのようにする考えを持っていますか。16か月ですよ。一般常識では考えられませんよそんなの。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

この滞納者の方につきましては、建設課のほうで日々対応をしているわけではございますが、連帯保証人並びに本人、そういった方に強く納付を呼びかけてはいるところではございますが、なかなか納付には至らない。ただ、分納等そういった誓約はいただいているんですが、なかなか納めていただけないというふうな状況でございます。

ただ、今現在、建設課のほうでも力を入れまして滞納回収に努めておりますので、長期間にわたるかとは思いますが、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何とかしませんけども、とにかく、小まめに、そして、あそこに20棟あるわけですから、16か月間も払っていないと分かったら、それが通用するんだと思われることになっては困りますので厳しくやってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それでは、92ページをお願いいたします。

18節の負担金、補助及び交付金の中で、先ほど説明は受けたんですが、農業経営規模拡大支援事業、それからその下の担い手づくりの総合支援事業等々について、もう少し具体的な内容の説明をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、農業経営規模拡大支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては、まず申請時点で、水稻に係る営農計画書において、水稻の作付面積が3ヘクタール以上であること、そして、その方が認定農業者になっている、もしくは集落営農組織に加入しているということで、そういう方が、農業委員会を通した利用権設定面積、そういったもので1ヘクタール以上、かつ賃借期間が5年間以上というようなことで、そういう方、それから、今年度、今年度というか、令和元年度までについては、農作業の受託契約による農作業受託面積が1ヘクタール以上、かつ契約期間が5年以上増えることということで、その方につきましては、農地の集積をした方については、乗用田植機、コンバイン、乾燥機、調製機、色選機、受託の方についても受託に要する機械というようなことで、これが購入機械の3分の1で上限100万円以内を補助するというようなものでございます。これは村の単費でございます。

それから、担い手づくり総合支援事業補助金。こちらについては、国の補助金で、国のほうから、いろいろこちらについてはちょっと条件が厳しくて、まず、人・農地プランに位置づけされた担い手ということと、やはり経営面積であるとか、それから農地中間管理機構の利用であるとか、そういったことも含めまして、なかなかその、ポイント制になっておまして、一口でちょっと我々説明するの難しいんですが、そういう国の厳しい審査を受けた上で、一応、上限1,500万円として、国が3分の1、そして、村のほうで10分の2というような補助金ということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、両方とも、その補助金の内容等について説明を受けたわけですが、

なかなかこれ、特に下の担い手づくりについては条件が厳しいそうなんです、これらについて、村の農業者の方でこれを申請して採択されるような、その可能性があるような農家さんというのは見受けられるのでしょうか。結構条件が厳しくて、せっかくこれ、予算を計上しておいても、次年度減額補正で全然使わなかったというようなことが、ないのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず今年度なんです、今年度は2件の方が実は該当になりまして、農業機械を買っていただいた方がいらっしゃると。ただ、その方についても、いろいろとその条件的に合致していたという部分で、随分幸運だったという部分もあったんですが、一応予算立てするに当たって、農業者の方から、やはりうちもこういったこの制度を使いたいよというようなことで、2件の方の申し入れがございました。その中の金額を算定して、これから国のほうに申し込みをして手続きを取るわけでございます。

今ほど議員おっしゃったとおり、なるべく使わせてあげたいなというのは本当そうなんです、そこはあくまでも厳正な、ポイント制なものですから、そちらの部分で、我々のところでアドバイスできる場所があつて、それがあれば、なるべくそこに合致するように合わせてあげたいなとは思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今年度については、2名の方が機械購入で採択になったということですが、次年度について、この予算計上されたのについて、上の農業経営規模拡大と、それから担い手づくりについては、ですから、何名くらい想定しているこの予算の計上なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず農業経営規模拡大支援事業につきましては、最大が100万円でございますので、最大使っていただいて、一応3件というふうには思っております。ただ、こちらのほうも、もっと申請があるという見込みのときには、申し訳ないですが、ちょっと補正等々で村の単独などで対応させていただければなというふうには思っております。

それから、次の担い手づくり支援事業補助金、こちらについては2名の方、一応2名の方がこういったものを使いたいということで予算化しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 担い手農業者の方は、なかなか農業に対して意欲を持っていても、金

額が結構かさみますので、大変だと思いますので、こういうような制度があったらば、どんどんとやはり農業者の方に話をして進めていただいて、活用していただけるようにぜひお願いしたいと思います。

それでは、続いてもう1点お願いいたします。

次ページなんですけど、95ページですね。やはりこれも産業課だと思いますが、12節の委託料、その中で森林環境整備委託とそれから整備業務委託、両方予算計上されておりますけども、この場所ですね、どこを今度これやるのでしょうか。それから、その場所であって、どのくらいの面積が該当になるのか。おおよそでよろしいですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず森林環境整備委託料ということでございますが、こちらについては、京谷原地区、これ立米となってしまうんですけれども、一応これ、倒伐ということで木を切ることなので、面積ではなくて金額に合わせた立米ということで、180立米ほどを予定しております。

それから、森林環境整備事業委託、これについてはふくしま森林再生事業というようなことで、こちらについては、来年度は牧之内字矢中入地区、こちらのほうの森林整備を7ヘクタール予定しておりますのと、先ほど来から上がっております道の駅の裏側、天房地区というようなことで、こちらについて7ヘクタール予定しております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この場所の選定、こういうふうにして森林を整備するというのは、どうというようなその条件といいますか、この順番で、誰がこれを設定することになるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず森林環境整備委託のほうなんですけども、こちらは松くい虫等の被害木等の伐倒ということなので、基本的には被害があるところということで、ただ、予算も大変少なく、こちらのほうもやれる範囲の中でということなんですけど、今年についても京谷原地区を行いましたので、その引き続きということで、こちらについては行わせていただきたいということでございます。

それから、ふくしま森林再生事業につきましては、一応平成27年度から、いわゆる森林関係の除染というような意味合いで国のほうからお金がついております。こちら、基本的に先

ほどお話しした天房地区までやって、村内では10か所をやるということなんですが、基本的には公共施設、学校であったり、それから役場も含めてですか、そして森林をしょっている、に近いその集落の近くというようなことを、一応、選定理由としては挙げさせていただいております。ただ、なかなかその地権者がはっきりしない山であったり、それから、木を切ることによって災害が発生する可能性のあるような急傾斜地については、この事業は当たりませんので、そういったことも加味して選定しているということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 公共の建物の周りを優先的にやるというのは分かっています。そのとおりに、公共建物の周りは大変きれいになったと見ております。

それで山については、やはり線量の高い山、測って、そういうところがその次には重点的にやるのかなというような気もしていたんですが、そういうことではないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

線量の高いところからではないかという話だったんですが、こちらについては、やはりその除染の重点地区、そちらを中心に、だんだんと、特に住宅の後ろ辺りに山があるところを中心に徐々に進めてまいるとのことと、これ、お話というか、国からのほうでは、一応令和2年度をもって計画は終了という話だったんですが、まだ方向性は定まっていないうけれども、一応5年間延伸するというようなお話もありますので、今後そのようなことも加味しながら進めていければと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この予算の使い道なんですが、これに似たようなもので、森林環境譲与税というのがありますね。それとこの整備業務委託とは全然、別個だと思いますが、どのようにその内容的に、森林整備するのに当たって使い分けするというか、違いがあるんですか。譲与税のほうの森林に対する使い方、それからこの整備の使い方について、どのような使い方の違いがあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど来から何回か、森林環境譲与税の関係は出ておるんですが、森林環境譲与税については、皆さんから納めていただく森林環境税、そちらを、納めていただくのは令和6年からなんですけども、前倒しで今年からもう村にはお金が入っております。それを基金で積立てをするというようなことで基金条例を制定させていただきました。

そちらのほうをある程度積み立てて、森林はなかなか、規模的なものもあるんですが、お金もかかる部分があるものですから、ここはもう市町村の裁量において、優先する森林整備なり、それから担い手の育成、林業の方の育成、それから、間伐材の建物に対する使用ということで、ある程度村の通常の林業の事業でできないような事業をやっていただきたいというようなことでお話しされております。

今お話ししました森林整備のいわゆるふくしま森林再生、こちらのほうについては、あくまでも除染というか、線量の減というのが目的なものですから、全く、例えば森林環境譲与税でそちらをやりたいというのは、また違うということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そうすると、予算の使い方は同じ森林に関することであっても、全然使い方は違いますよということなんですね。はい、分かりました。

以上で私の質問は終わりますが、今回、会計管理者の清浄精司さんが定年退職するというようなことなんですので、議会としても長年、一緒に村の発展のためにお互いに協力してきた仲でございますので、議会としても長年のご労苦に対して御礼を申し上げたいと思います。特に質問に関係したわけでございませんが、申し上げたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4時11分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和2年3月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年3月6日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第26号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 議案第27号 令和2年度牧本財産区特別会計予算について
- 日程第 3 議案第28号 令和2年度大里財産区特別会計予算について
- 日程第 4 議案第29号 令和2年度湯本財産区特別会計予算について
- 日程第 5 議案第30号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第31号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第32号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第33号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
- 日程第 9 議案第34号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第35号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
- 日程第11 議案第36号 令和2年度天栄村介護保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第37号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第38号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第39号 令和2年度天栄村水道事業会計予算について
- 日程第15 陳情審査報告
- 日程第16 委員会閉会中の継続審査申出
- 日程第17 発議案第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について
- 日程第18 発議案第2号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について
- 日程第19 議案第40号 副村長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第41号 教育長の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	教 育 長	久 保	直 紀 君
参 事 兼 総務課長	揚 妻	浩 之 君	企 画 政 策 長 課 長	北 畠	さ つ き 君
税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君	住 民 福 祉 長 課 長	熊 田	典 子 君
産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君	建 設 課 長	内 山	晴 路 君
会 計 者 管 理 者	清 浄	精 司 君	湯 支 所 本 長	星	裕 治 君
学 校 教 育 長 課 長	櫻 井	幸 治 君	生 涯 学 習 長 課 長	関 根	文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 山	富 美 夫	書 記	星	千 尋
書 記	大 須 賀	久 美			

◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。
-

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第26号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

- 住民福祉課長（熊田典子君） おはようございます。

1ページをお願いいたします。

議案第26号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,494万5,000円。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,572万1,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度1億3,084万9,000円、比較2,274万9,000円の減。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度6,000円、比較237万5,000円の減。こちらは退職医療制度が廃止され、経過措置期間が終了したため、各節とも存目計上となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度5万円、比較ゼロ。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、本年度1,000円。存目計上であります。

2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、本年度144万3,000円、比較144万3,000円の増。こちらはマイナンバーカード利用によるオンライン資格確認のためのシステム改修補助でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、本年度4億7,968万1,000円、比較1,725万9,000円の増。

2節の保険者努力支援分が約110万円、それから特別交付金が1,300万円ほど前年度より増となっております。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、本年度71万3,000円、比較44万4,000円の増。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金、本年度1,000円。存目計上です。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度7,000円、比較4,000円の減。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度4,406万9,000円、比較841万8,000円の減。子ども医療費、それから事務費が前年度より減額となっております。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、本年度1,000円。存目計上です。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、本年度1,801万2,000円、比較1,401万5,000円の増。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度10万円、比較ゼロ。昨年と同額計上でございます。

2目退職被保険者等延滞金、本年度1,000円。存目計上です。

3目一般被保険者加算金、本年度1,000円。存目計上です。

4目退職被保険者等加算金、本年度1,000円。存目です。

5目過料、本年度1,000円。存目計上でございます。

2項村預金利子、1目村預金利子、本年度1,000円。こちらも存目計上です。

3項雑入、1目滞納処分費、本年度1,000円。2目一般被保険者第三者納付金、本年度1,000円。3目退職被保険者等第三者納付金、4目一般被保険者返納金、5目退職被保険者等返納金、本年度1,000円、6目雑入、本年度1,000円。いずれも存目計上であります。

9 款市町村債、1 項財政安定化基金貸付金、1 目財政安定化基金貸付金、本年度1,000円。存目計上であります。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度551万6,000円、比較4,000円の減。

12節委託料で、下から2番目ですが、新規となります。マイナンバーカード利用によるオンライン資格確認のため、システム改修費144万4,000円を計上しております。こちらは10分の10国庫補助となります。

2 目連合会負担金、本年度187万2,000円、比較125万3,000円の増。

18節負担金、補助及び交付金の下段ですが、国保事業報告システム負担金120万円が新規となります。県統一システム構築に伴う負担金で、こちらも10分の10補助でございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、本年度278万6,000円、比較2万6,000円の増。昨年と同額計上でございます。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度16万5,000円、比較ゼロ。昨年と同額計上でございます。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度9万7,000円、比較ゼロ。昨年と同額計上であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度3億9,597万5,000円、比較1,311万4,000円の増。

2 目退職被保険者等療養給付費、本年度60万円、比較1,321万円の減。

3 目一般被保険者療養費、本年度262万4,000円、比較7万2,000円の増。

4 目退職被保険者等療養費、本年度4万2,000円、比較10万3,000円の減。こちらも退職医療制度廃止に伴い、昨年度より一般を増、退職を減しております。

5 目審査支払手数料、本年度157万円、比較1万9,000円の増。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、本年度5,056万9,000円、比較17万4,000円の増。

2 目退職被保険者等高額療養費、本年度30万円、比較115万5,000円の減。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度20万円、比較ゼロ。昨年と同額計上です。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度1万円、比較ゼロ。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、本年度1万円、比較ゼロ。

2 目、退職被保険者等移送費、本年度1万円、比較ゼロ。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度210万円、比較210万円の減。5人分の計上です。

2 目支払手数料、本年度2,000円、比較1,000円の減。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度75万円、比較15万円の増。15人分の計上であります。

2款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、本年度1億2,044万円、比較1,169万8,000円の増。次の米印は、退職医療制度廃止に伴い廃目となります。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度3,775万3,000円、比較321万1,000円の減。こちらも次の米印につきましては、退職医療制度廃止に伴い廃目となります。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、本年度1,299万9,000円、比較5万1,000円の増。

4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度1,000円、比較1,000円の増。こちらは新たに款の追加で、存目計上であります。

5項保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度1,275万2,000円、比較309万2,000円の増。

12節委託料の一番下の欄ですが、新規事業で特定健康診査未受診者対策事業委託料として330万円計上しております。こちらは国保連へ委託し、健康診査未受診者への勧奨、それから健診結果などを分析し、情報を共有するものでございます。10分の10補助でございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度88万2,000円、比較45万1,000円の減。昨年は当初予算に国保ヘルスアップ事業業務委託料として55万円計上しておりましたが、こちらは特定健診の受診率が大幅に低下した場合に計画書の見直しを行うもので、今年度も減額補正しましたので、来年度は当初予算には計上しておりません。

2目疾病予防費、本年度552万4,000円、比較ゼロ。

12節委託料の人間ドック委託料につきましては、約130人分の予算を計上しております。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、本年度1万6,000円、比較ゼロ。

7款公債費、1項公債費、1目元金、本年度1,000円。

2目利子、本年度1,000円。存目計上でございます。

2項財政安定化基金償還金、1目財政安定化基金償還金、本年度1,000円。存目計上であります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度100万円、比較ゼロ。昨年と同額計上でございます。

2目退職被保険者等保険税還付金、本年度1万円、比較ゼロ。こちらも昨年と同額計上でございます。

3目償還金、本年度1,000円。存目計上でございます。

4目小切手支払未済償還金、本年度1,000円。存目計上です。

5目一般被保険者還付加算金、本年度3万円、比較ゼロ。

6目退職被保険者等還付加算金、本年度1,000円。存目計上です。

7目保険給付費等交付金償還金、本年度1,000円。存目計上であります。

2項延滞金、1目延滞金、本年度1,000円。存目計上です。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度19万4,000円、比較9,000円の増。

2目診療施設勘定繰出金、本年度1,213万8,000円、比較ゼロ。昨年と同額計上でございます。特別調整交付金の診療所運営費の繰り出しでございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度600万円、比較760万2,000円の減。

続きまして、29ページをお願いします。

診療施設勘定になります。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、本年度396万円、比較4万円の減。

2目社会保険診療報酬収入、本年度228万円、比較2万円の減。

3目後期高齢者診療報酬収入、本年度1,506万9,000円、比較163万8,000円の減。

1目から3目は、実績による収入見込み額の減となります。

4目一部負担金収入、本年度330万円、比較ゼロ。

5目その他の診療報酬収入、本年度1,000円。存目計上です。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、本年度44万円、比較2万円の減。自費診療代でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、本年度15万2,000円、比較1,000円の増。診断書料でございます。

2款寄付金、1項寄付金、1目寄付金、本年度1,000円。存目計上です。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度712万9,000円、比較13万円の増。運営費及び各種健診予防接種委託料の繰り入れでございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度1,213万8,000円、比較ゼロ。事業勘定からの特別調整交付金診療所分の繰り入れでございます。

2項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、本年度5万1,000円、昨年と同額計上です。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度60万円。前年度と同額計上でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度60万円、比較ゼロ。容器代等で前年度と同額計上であります。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度3,228万7,000円、比較164万4,000円の減。人件費の減によるものでございます。

2項研究研修費、1目研究研修費、本年度27万7,000円、比較1,000円の増。こちらは医師

の学会参加等にかかる経費となります。ほぼ昨年と同額計上であります。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、本年度75万6,000円、比較15万8,000円の増。

13節使用料及び賃借料が昨年度より15万6,000円増額となります。こちらは、酸素器具の使用料の増によるものでございます。

2目医療用消耗器材費、本年度30万1,000円、比較1万8,000円の増。昨年とほぼ同額計上であります。

3目医薬品衛生材料費、本年度1,140万円、比較12万円の減。

4目委託料、本年度30万円、比較ゼロ。昨年と同額計上であります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度40万円、比較ゼロ。昨年と同額計上であります。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第27号 令和2年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第27号 令和2年度牧本財産区特別会計予算について
ご説明申し上げます。

令和2年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66万8,000円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1造林補助金、本年度1,000円。存目計上であります。

2項県委託金、1目県委託金、本年度1,000円。存目計上であります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロ。土地の貸付け収入であります。

2目利子及び配当金、本年度1,000円、比較2,000円の減。基金利子であります。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度1,000円。存目計上であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度18万3,000円、比較17万4,000円の減。前年度繰越金の見込みであります。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度47万9,000円、比較17万7,000円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。存目計上であります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度23万3,000円、比較2,000円の減。ほぼ前年度と同額計上であります。

2目財産管理費、本年度33万5,000円、比較3,000円。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度10万円。前年度同額計上であります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第28号 令和2年度大里財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第28号 令和2年度大里財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27万1,000円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

58ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円。存目計上であります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円。同額で土地の貸付け収入であります。

2目利子及び配当金、本年度1,000円。同額計上で、基金利子であります。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度8万8,000円、比較4万5,000円。前年度繰越金の見込み額であります。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度17万9,000円、比較5万9,000円の減。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。存目計上であります。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度21万3,000円、同額計上であります。

2 目財産管理費、本年度 4 万8,000円、比較 1 万4,000円の減。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度 1 万円、同額計上であります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第29号 令和2年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 議案第29号 令和2年度湯本財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149万1,000円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

68ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度予算額1,000円。存目計上でございます。

2款財産収入、2項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額3,000円、同額計上でございます。こちらは東北電力からの電力柱の土地貸付によるものであります。

2目利子及び配当金、本年度予算額1,000円。こちらは基金利子となっております。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度予算額1,000円。こちらも存目計上でございます。

2目生産物売払収入、本年度予算額1,000円。存目計上でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度予算額1,000円。存目計上でございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額137万4,000円、30万円の減。繰入金でございます。

続きまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金10万9,000円、3,000円の減であります。

次のページをご覧ください。

続きまして、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額20万円。昨年と同額計上でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度予算額40万円、比較1,000円。

続きまして、3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、本年度予算額116万円、30万4,000円の減。一般会計の繰出金の減であります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額9万1,000円。同額計上でございます。

以上、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第30号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案第30号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,437万8,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

78ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、本年度1,000円。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度1,000円。いずれも存目計上でございます。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度2,937万4,000円、比較ゼロ。こちらは立地企業からの土地の貸付けの収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,000円。存目計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度500万円、比較ゼロ。前年度繰越金でござ

います。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。存目計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度3,218万5,000円、比較ゼロ。

12節の委託料は、工業団地内の環境整備にかかる経費209万円。同じく委託料、地質調査委託料として436万7,000円を計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度219万3,000円、比較ゼロ。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第31号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第31号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,268万2,000円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

86ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、本年度1,000円、前年同額でございます。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度993万2,000円、比較24万円の増でございます。こちらは施設使用料でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度7,000円、比較1万3,000円の減。こちらは基金利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、同額計上でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度274万円、比較24万円の増でございます。こちら前年度の繰り越しになります。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、同額計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度1,218万2,000円、比較46万7,000円の増でございます。増減の主な理由としましては、10節需用費におきまして、施設修繕費、こちらで20万円ほどの減額となっております。また、12節委託料では、電算委託料60万3,000円ほど増額となっております。

13節使用料及び賃借料では、電算システム賃借料としまして37万円ほどの減額となっております。また、24節積立金でございますが、こちらでは32万2,000円の増でございます。

その他、各節等におきまして、増減はございますが、おおむね前年と同様の計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。同額計上でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第32号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第32号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,054万9,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

96ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、本年度6,268万1,000円、比較174万2,000円の増でございます。こちら、使用料でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、比較前年同額でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、本年度1,000円、昨年と同額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1億3,785万6,000円、比較70万5,000円の減でございます。こちら、繰入金の減によるものでございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、本年度162万2,000円、比較3万6,000円の減。こちら、排水処理事務にかかる人件費等の案分による繰り入れによるものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度838万4,000円、比較11万6,000円の減でございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、昨年と同額計上。存目計上でございます。

次のページ、お願いいたします。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、前年同額計上でございます。

2項加入金、1目加入金、本年度1,000円、昨年同額計上でございます。

8款村債、1項村債、1目事業債、本年度1,000円、昨年同額計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度9,766万1,000円、比較85万円の減でございます。主な要因としましては、10節需用費で合計112万3,000円ほどの増となっておりますが、うち施設修繕費におきまして76万円ほどの増、そのほか光熱水費で32万円ほどの増となっております。そのほかにつきましては、積み上げによるものでございます。

次のページ、お願いいたします。

また、12節委託料では62万円の増となっておりますが、うち電算委託料で88万円ほどの増となっております。こちらにつきましては、料金システム等の更新による費用として計上しておるものでございます。こちらについては、新システムのほうに移行する費用として計上しているものでございます。そのほか、各委託料それぞれの増減によるものでございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、電算システム賃借料が74万円ほど減額となっております。

22節償還金利子及び割引料の利子償還金におきまして251万3,000円の減額でございます。

そのほか、26節公課費の消費税、こちら40万円ほどの増額となっております。

そのほかにつきましては、例年どおり計上をしております。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、本年度1億1,238万8,000円、比較180万7,000円の増でございます。こちらは元金償還金の増によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較、昨年同額計上でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。11時10分まで休みます。

(午前10時44分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第33号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 109ページをお願いいたします。

議案第33号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223万7,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

114ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度78万5,000円、比較12万円の減でございます。こちらは使用料の減に伴うものでございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度50万円、比較10万円の減でございます。一般会計からの繰入金の減によるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度95万円、比較26万5,000円の減でございます。前年度繰越金によるものです。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較、前年同額。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度219万円、比較41万3,000円の減でございます。主な理由としましては、14節工事請負費におきまして、昨年計上しておりました配水池施設整備工事費36万3,000円がなくなったことによるものと、配水管漏水修理工事におきまして5万5,000円ほどの減額により41万8,000円の減となったものでございます。これら以外につきましては、おおむね昨年同様に計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度4万7,000円、比較7万2,000円の減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第34号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

- 建設課長（内山晴路君） 議案第34号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,384万円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

124ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、昨年同額計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度644万6,000円、比較24万円の減でございます。使用料の減によるものでございます。

2項手数料、1目施設手数料、本年度1,000円。同額計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、本年度1,000円。昨年同額計上で、存目計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度423万1,000円、比較290万円の減でございます。こちらにつきましては、起債利子等の繰入金の減によるものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度590万円、比較73万4,000円の減でございます。前年度の繰越金でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度4,725万9,000円、比較3,425万9,000円の増でございます。こちらは物件等移転補償費としまして、国道118号野仲橋工区の工事に伴う補償費として計上しております。

次のページをお願いいたします。

7 款村債、1 項村債、1 目事業債、本年度1,000円、比較、前年同額。存目計上でございます。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度1,123万1,000円、比較8万4,000円の減でございます。主な理由としましては、12節委託料で22万円ほど減額となっておりますが、内訳としましては、システム更新等に伴う電算委託料で13万円ほどの増額となっております。

また、次のページ、お願いいたします。

検査委託料で19万7,000円ほどの減となっております。また、昨年実施しました減圧弁の保守委託料15万4,000円の減など、そのほか各項目の積み上げによる減額となっております。また、13節使用料及び賃借料では、電算業務機器賃借料14万3,000円の減となっております。

14節工事請負費につきましては、27万1,000円の増となっておりますが、こちらにつきましては、昨年実施しました配水池施設整備工事費38万5,000円の減額、また今年度新たに減圧弁のオーバーホールの工事費60万5,000円を計上し、そのほか各工事の積み上げ増減によるものでございます。

2 款事業費、1 項簡易水道事業費、1 目簡易水道事業費、本年度5,211万9,000円、比較3,051万4,000円の増でございます。主な要因としましては、12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費など、国道118号の野仲橋架け替え工事に伴う仮設管のほか、このほか隣接する工区についても施工することとなるため新たに予算を計上するものでございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度49万円、比較4万5,000円の減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第35号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第35号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178万8,000円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

136ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度61万9,000円、比較6,000円の増でございます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度36万8,000円、比較21万8,000円の増でございます。こちら前年度の繰越金になります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度80万円、比較27万4,000円の減でございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較、前年同額。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度173万8,000円、比較5万円の減でございます。こちらにつきましては、おおむね前年同様に計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度5万円、比較、前年同額計上でございます。
説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第36号 令和2年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第36号 令和2年度天栄村介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,920万円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

146ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度1億3,246万2,000円、比較312万6,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度1,000円。存目計上です。

2目督促手数料、本年度1万8,000円、比較2,000円の減。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度1億465万4,000円、比較86万1,000円の減。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度3,873万5,000円、比較545万3,000円の減。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度602万8,000円、比較284万6,000円の増。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度314万円、比較1,000円の減。

4目保険者機能強化推進交付金、本年度82万4,000円、比較82万4,000円の増。こちらは、市町村の保険者努力を評価して交付されるものでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度1億6,493万5,000円、比較337万円の減。

2目地域支援事業支援交付金、本年度651万1,000円、比較221万5,000円の増。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度9,387万8,000円、比較319万5,000円の減。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度301万4,000円、比較102万5,000円の増。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度1万5,000円、比較ゼロ。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度1,000円。存目計上です。

2目利子及び配当金、本年度1万円、比較ゼロ。昨年と同額計上です。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円。

2目物品売払収入、本年度1,000円。存目計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、本年度7,635万8,000円、比較156万1,000円の減。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度301万4,000円、比較102万5,000円の増。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度157万

円。昨年と同額計上です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度616万6,000円、比較534万9,000円の増。

5目その他一般会計繰入金、本年度530万円、比較97万9,000円の減。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度1,000円。存目計上です。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度100万円、比較ゼロ。昨年と同額計上です。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、本年度1,000円。

2目第1号被保険者加算金、本年度1,000円。

3目過料、本年度1,000円。存目計上でございます。

2項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円。3項雑入、1目滞納処分費、本年度1,000円。2目第三者納付金、本年度1,000円。3目返納金、本年度1,000円。4目雑入、本年度1,000円。いずれも存目計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度22万円、比較124万4,000円の減。こちらは全庁的な管理システムの集約によりまして、13節の委託料と14節使用料が昨年度より減額となっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度17万3,000円、比較6,000円の増。ほぼ前年度と同額計上であります。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、本年度250万8,000円、比較2万1,000円の増。ほぼ昨年と同額計上でございます。

2目認定調査等費、本年度233万7,000円、比較23万8,000円の増。こちらは認定件数が増えているため、昨年度より増額しております。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度6万2,000円、比較ゼロ。昨年と同額計上です。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、本年度1億5,600万円、比較863万7,000円の増。

2目特例居宅介護サービス給付費、本年度1,000円。存目計上です。

3目地域密着型介護サービス給付費、本年度5,400万円、比較890万7,000円の増。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、本年度1,000円。存目計上です。

5目施設介護サービス給付費、本年度3億1,200万円、比較3,126万円の減。

6目特例施設介護サービス給付費、本年度1,000円。存目計上です。

7目居宅介護福祉用具購入費、本年度45万円、比較15万円の増。

8目居宅介護住宅改修費、本年度144万円、比較64万円の増。

9目居宅介護サービス計画給付費、本年度2,760万円、比較360万円の増。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、本年度1,000円。存目計上です。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、本年度180万円、比較100万

円の減。

2目特例介護予防サービス給付費、本年度1,000円。3目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円。4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円。いずれも存目計上です。

5目介護予防福祉用具購入費、本年度27万円、比較16万8,000円の増。

6目介護予防住宅改修費、本年度54万円、比較18万円の増。

7目介護予防サービス計画給付費、本年度54万円、比較11万5,000円の減。

8目特例介護予防サービス計画給付費、本年度1,000円。存目計上でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度39万円、比較1万円の増。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、本年度1,560万円、比較60万円の増。

2目高額介護予防サービス費、本年度1,000円。存目計上です。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、本年度184万円、比較156万円の減。

2目高額医療合算介護予防サービス等費、本年度1,000円。存目計上です。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、本年度43万2,000円、こちらは紙おむつ給付費で昨年と同額計上でございます。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、本年度3,840万円、比較144万円の減。

2目特定入所者介護サービス費、本年度1,000円。3目特定入所者支援サービス費、本年度1,000円。4目特例特定入所者支援サービス費、本年度1,000円。いずれも存目計上でございます。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度1,000円。存目計上です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、本年度1万円、比較ゼロ。昨年と同額計上です。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、本年度2,100万円、比較516万円の増。こちらは総合事業対象者が aumentando ことから、昨年度より増額しております。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、本年度300万1,000円、比較300万円の増。昨年までは1目に介護サービス計画費が含まれておりましたが、令和2年度からは目の追加により分けて計上しておりますので、2目が昨年より増額となっております。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費、本年度558万5,000円、比較31万5,000円の減。

2 目権利擁護事業費、本年度55万円、比較5万円の減。

3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度72万円、比較8万円の減。

1 目から3 目までは、地域包括支援センター事業委託費の計上でございます。

4 目任意事業費、本年度3,000円、比較ゼロ。昨年と同額計上でございます。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度49万2,000円、比較49万1,000円の増。こちらは新規事業となります。在宅医療・介護連携推進拠点センターを須賀川市と鏡石町さんと合同で設置して、地域における在宅医療・介護に関する相談窓口で情報提供を図っていく予定でございます。

6 目生活支援体制整備事業費、本年度50万円、比較ゼロ。村社会福祉協議会委託事業で、昨年と同額計上です。

7 目認知症総合支援事業費、本年度30万7,000円、比較5万円の減。こちらは鏡石町さんと合同で行っております認知症初期集中支援チームの啓発活動費でございます。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度8万4,000円、比較2万4,000円の増。

4 項高額総合事業サービス費、1 目高額総合事業サービス費、本年度3万円、比較1万8,000円の増。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 目第1号被保険者保険料還付金、本年度1,000円、比較ゼロ。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度30万円、比較ゼロ。昨年と同額計上です。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中ではありますが、昼食のため午後2時まで休みます。

（午前11時41分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 2時00分）

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第37号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 165ページをお願いいたします。

議案第37号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。
令和2年度天栄村風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ502万9,000円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

170ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度2万8,000円、比較6万6,000円の減。こちらは基金利子でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度500万円、比較ゼロ。前年度繰越金でございます。

次の米印にありましては、諸収入、雑入でございます。本年度ゼロ。比較6,814万8,000円の減。こちらは風力発電施設を令和元年度をもって停止するため、売電収入が皆減となるものでございます。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度292万4,000円、

比較6,705万9,000円の減。

12節の委託料につきましては、アクセス道路除雪ポール設置事業委託料ということで27万4,000円取ってございます。こちらにつきましては、除雪ポールの撤去を行うものでございます。

それから、13節使用料及び賃借料につきましては、風車敷の敷地の国有林の貸付料でございます。

26節公課費につきましては、令和元年度分の消費税の計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度210万5,000円、比較115万5,000円の減。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 天栄風力発電所、この3月15日をもって売電を終了するわけですが、この令和2年度の特別会計は恐らく残務整理的になるのかなというふうに思うんですけども、この令和2年度の特別会計で一応終了ということになるんですか。それはどうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

風力関係の特別会計につきましては、一応、今議員がおっしゃいましたとおり今年で風車が止まります。来年度はいろいろ支払いがございますので、こちらを整理して、おおむねといたしますか、令和2年度をもって終了にする予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） そこで、例えばこの国有林の土地使用料とかとあるんですけども、前にリプレースのタイムスケジュール等、説明は受けたんですけども、こういう賃借というのはいつの区切りにするのかなというふうなことを知りたいものですから、例えば議会で財産の処分とか、もしくは新会社との調印とかというふうな、そういう区切りがあると思うんですが、そっちのほうのタイムスケジュール的にはどういうふうになっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

風車の譲渡のタイムスケジュールということでございますが、風車の譲渡につきましては、

令和3年7月末をもって譲渡の予定でございます。

というようなことで、賃借料につきましても、7月分まではかかるということになるんですが、そちらについては恐らくそれだけの歳出項目になるかと思っておりますので、そちらのほうは一般会計のところに入れて、地域開発費か商工費かというようなことで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、風力発電の特別会計は令和2年度で終了ということですね。

あと、新エネルギー基金、現在2億8,000万円ぐらいあるかと思うんですけれども、その今後の使い道と言ったらおかしいんですけれども、今後どのように考えておるのかお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

風力発電の基金につきましては、基本的に基金を取り崩して、そちらのほうについては特段今のところ特定の使い道というようなことはございませんので、一旦財政調整基金というようなことで入れさせていただくということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第38号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計予

算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第38号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,612万4,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

178ページをお願いします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度3,221万5,000円、比較382万5,000円の増。

2目普通徴収保険料、本年度571万5,000円、比較67万5,000円の増。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、本年度1,000円。存目計上です。

2目督促手数料、本年度3,000円、比較ゼロ。昨年と同額計上です。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度47万8,000円、比較5万6,000円の減。事務費繰入金で、昨年とほぼ同額計上でございます。

2目保険基盤安定繰入金、本年度1,544万1,000円、比較168万4,000円の増。こちらは広域連合の試算により増となっております。

3目広域連合分賦金、本年度35万6,000円、比較7万円の増。

4目保険事業費繰入金、本年度61万3,000円、比較2万8,000円の減。人間ドック助成費の減であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1万円、比較ゼロ。前年度繰越金で昨年と同額計上です。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円。存目計上です。

2目過料、本年度1,000円。存目計上です。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、本年度108万9,000円、比較22万4,000円の増。広域連合受託事業の収入増であります。

3 款償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度10万円、比較ゼロ、昨年と同額計上です。

2 目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。昨年と同額であります。

4 項預金利子、1 目預金利子、本年度1,000円。存目計上です。

5 項雑入、1 目雑入、本年度9万円、比較15万円の減。健康増進事業収入の減でございます。

歳出、1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費、本年度18万6,000円、比較5,000円の減。昨年とほぼ同額計上でございます。

2 目徴収費、本年度29万2,000円、比較5万1,000円の減。こちらも昨年とほぼ同額計上でございます。

2 款広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度5,337万2,000円、比較618万4,000円の増。保険料納付金の増であります。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、本年度210万7,000円、比較11万円の増。健診の委託料と人間ドックの委託料で昨年より増額計上しております。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度10万円、比較ゼロ。昨年と同額計上であります。

2 目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。こちらも昨年と同額計上です。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、本年度3,000円、比較ゼロ。こちらも昨年と同額計上です。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度5万4,000円、比較6,000円の増。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、北島正君。

○1 番（北島 正君） ちなみにこれ、後期高齢者、70歳以上なんですが、それで1 款の関係で特別徴収の該当する人数と、あと一般の普通徴収の保険料に該当する人数と、何人で計算しているのか教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

(午後 2時15分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時20分)

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お時間をいただき、すみませんでした。

お答えいたします。

先ほど70歳以上と申しましたが、後期高齢者につきましては75歳以上ということでご理解
いただきたいと思います。

特別徴収につきましては865人、普通徴収につきましては150人ということで計上しております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 人数は分かったんですが、ちなみに高齢化率、令和2年度はどのぐら
いになっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

令和2年3月1日現在で申し上げますと、高齢化率は35%となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 了解いたしました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第14、議案第39号 令和2年度天栄村水道事業会計予算について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 別冊の1ページをお願いいたします。

議案第39号 令和2年度天栄村水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和2年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数1,510戸。

年間総配水量58万5,400立方メートル。

一日平均配水量1,604立方メートル。

主要な建設改良工事、石綿管更新事業4,030万円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益。第1項営業収益1億267万4,000円。

第2項営業外収益4,381万3,000円。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用1億2,857万4,000円。

第2項営業外費用1,691万1,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費100万円。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的
支出額に対し不足する額8,732万円は、過年度損益勘定留保資金8,327万5,000円、消費税資
本的収支調整額404万5,000円で補てんするものとする。）

収入、第1款資本的収入、第1項企業債4,000万円。

第2項負担金1,000円。

第3項補償費1,000円。

第4項国庫補助金1,000円。

第5項出資金1,000円。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費4,462万1,000円。

第2項企業債償還金8,270万3,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、石綿セメント管更新事業。

限度額4,000万円。

起債の方法、証書借入れまたは証券発行。

利率、年1.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内の内据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1,412万3,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2,425万9,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は142万円とする。

令和2年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

実施計画説明書によりご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度1億18万9,000円、比較447万6,000円の増でございます。こちらは使用料等の増によるものでございます。

2目受託工事収益、本年度240万2,000円、比較23万円の減。3節の消火栓工事収益の減によるものでございます。

3目その他営業収益、本年度8万1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

4目負担金、本年度2,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

2款営業外収益、1目受取利息及び配当金、本年度1万円、比較2万円の減。こちらは預

金利息でございます。

2目他会計補助金、本年度2,425万9,000円、比較457万8,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

3目雑収益、本年度1万円、比較1万円の減でございます。

4目消費税還付金、本年度1,000円、比較、同額計上でございます。

5目長期前受金戻入、本年度1,953万3,000円、比較198万9,000円の減でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度892万2,000円、比較1万円の増でございます。こちらにつきましては、おおむね前年同様計上しております。

2目配水及び給水費、本年度1,331万2,000円、比較361万4,000円の減でございます。

主な要因としましては、2節備消耗品費としまして、こちらメーターの交換対象のメーターが昨年より少なくなったため、20万1,000円ほど減額しているものでございます。

また、4節委託料におきましては、昨年実施しました上水道施設データ化業務の165万円が減額となっております。

また、そのほかの委託業務の積み上げによりまして19万円ほどの増額となりまして、委託費合計で145万9,000円ほどの減額となっております。

また、6節修繕費におきましては195万4,000円の減額となっておりますが、こちらはメーター交換、また減圧弁等の修繕箇所が少なくなることから減額としております。

そのほかは例年どおり計上をしております。

3目受託工事費、本年度240万4,000円、比較23万円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

こちら、主な要因でございますが、4節の修繕費で消火栓交換修繕等の工事3か所を予定しておりますが、昨年と比較しまして23万円ほどの減となっております。

4目総係費2,162万4,000円、299万円の増でございます。こちらにつきましては、1節、2節、4節の人件費に係る部分におきまして60万8,000円ほどの増となっております。

また、11節委託料におきましては、料金システムの更新に伴いまして、新システムへの移行業務として370万円ほど計上しております。

次に、17節使用料におきましては、料金システムの機器賃貸借料の減額を93万円ほど行っております。

5目減価償却費、本年度8,173万5,000円、比較87万5,000円の減でございます。こちらは、1節の有形固定資産減価償却費としまして、固定資産の減少に伴い構築物などで減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目資産減耗費、本年度36万7,000円、比較22万9,000円の増でございます。こちらにつき

ましては、配水管布設替工事に伴う除却費としまして、こちらの増加に伴うものでございます。

7目その他営業費用、本年度21万円、比較4,000円の増でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度1,441万円、比較226万5,000円の減でございます。こちら、企業債償還金利子の減によるものでございます。

2目雑支出、本年度10万1,000円、比較、同額計上でございます。

3目消費税、本年度240万円、比較140万円の増でございます。こちらは消費税の納付額が増加したためのものでございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、本年度1,000円、同額計上でございます。

2目過年度損益修正損、本年度1,000円、前年度同額計上でございます。

4項予備費、1目予備費、本年度100万円、比較、同額でございます。

資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度4,000万円、比較500万円の減でございます。こちらは石綿管更新事業に伴うものでございます。

2項負担金、1目負担金、本年度1,000円、同額計上でございます。

3項補償費、1目補償費、本年度1,000円、同額計上でございます。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度1,000円、同額計上。存目計上でございます。

5項出資金、1目出資金、本年度1,000円、3,999万9,000円の減でございます。こちらにつきましては、出資金の減によるものでございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、本年度4,452万8,000円、比較700万円の減でございます。こちらにつきましては、1節工事請負費、石綿管更新事業におきまして770万円ほどの減額となっておりますが、3節委託料で70万円ほどの増となっております。

なお、石綿管更新事業としましては、京谷原地区を予定しておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

2目固定資産購入費、本年度9万3,000円、比較、同額計上でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度8,270万3,000円、比較78万円の増でございます。償還金の増に伴うものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に産業建設常任委員会に付託となっていました事件1件について、産業建設常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

[産業建設常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

令和2年3月6日、天栄村議会産業建設常任委員長、大須賀溪仁。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号1。

付託月日、令和2年1月31日。

件名、看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金を新設するための意見書の提出を求める陳情について。

審査結果、採択。

委員会の意見。高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まっていくが、医療や介護の現場では、看護師や介護従事者の過重労働と人員不足が深刻化している。これは県内の看護師や介護従事者の賃金水準が全国平均と比較して低いため、結果、他地域に労働力が流出しているのが要因の一つである。県内の安全・安心な医療・介護体制を築くためにも、看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金が新設されるよう意見書を提出す

る。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

- 議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、受理番号1、看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金を新設するための意見書の提出を求める陳情について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎委員会閉会中の継続審査申出

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第16、委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。
議会運営委員会委員長からの申し出を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和2年3月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。
天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が4件ございますが、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いま
すが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

3時まで休みます。

(午後 2時45分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時00分)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第17、発議案第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求
める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、後藤修君。

〔9番 後藤 修君登壇〕

○9番（後藤 修君） 発議案第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書
の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年3月6日。

提出者 天栄村議会議員 後藤 修

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

賛成者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

しかしながら、町村では議員への立候補者が激減し、無投票当選が増加するなど、地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

住民の積極的な政治参加や地方議会における人材確保の一手段として、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう意見書を提出する。

意見書送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第18、発議案第2号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、大須賀溪仁君。

〔3番 大須賀溪仁君登壇〕

○3番（大須賀溪仁君） 発議案第2号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年3月6日。

提出者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

賛成者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まっていくが、医療や介護の現場では、看護師や介護従事者の過重労働と人員不足が深刻化している。

これは、県内の看護師や介護従事者の賃金水準が全国平均と比較して低いため、結果、他地域に労働力が流出していることが要因の一つである。

県内の安全・安心な医療・介護体制を築くためにも、看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金が新設されるよう意見書を提出する。

意見書送付先

厚生労働大臣

意見書については別紙のとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第19、議案第40号 副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長（小山富美夫君） 議案第40号 副村長の選任につき同意を求めることについて。

本村の副村長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

住 所 福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字新田前17番地1

氏 名 揚妻浩之

生年月日 昭和40年10月22日生

○議長（廣瀬和吉君） ここで総務課長、揚妻浩之君の退席を求めます。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君退席〕

○議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

6か月にわたり不在となっている副村長に揚妻浩之さんを選任いたしたく、議会の同意を
求めるものであります。

揚妻さんの経歴は、お手元にお配りしました資料のとおりであります。

議員の皆様ご承知のとおり、住民福祉課長、産業課長、総務課長などを歴任されている経
験から、行政全般に精通しており適任者であることから、議会の同意をお願いするものであ
ります。

なお、任期は4月1日から4年間です。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで総務課長、揚妻浩之君の復席を求めます。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君復席〕

◎副村長就任挨拶

○議長（廣瀬和吉君） ただいま同意されました副村長、揚妻浩之君より挨拶の申し出があり
ました。これを許します。

揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） ただいまは、副村長への就任にご同意を賜り、誠にありが

とうございます。その職責の重さに身の引き締まる思いであります。

添田村長のもと、村発展のため誠心誠意努力してまいる所存でありますので、引き続き議員の皆様におかれましては、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第20、議案第41号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長（小山富美夫君） 議案第41号 教育長の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 福島県須賀川市西山寺町215番地

氏 名 久保直紀

生年月日 昭和32年8月22日生

○議長（廣瀬和吉君） ここで教育長、久保直紀君の退席を求めます。

〔教育長 久保直紀君退席〕

○議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

久保教育長につきましては、平成30年4月から教育長の重職を担っていただいております。

その任期が3月31日をもって満了となることから、久保直紀さんを引き続き教育長として任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は4月1日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで教育長、久保直紀君の復席を求めます。

〔教育長 久保直紀君復席〕

◎教育長就任挨拶

○議長（廣瀬和吉君） ただいま同意されました教育長、久保直紀君より挨拶の申し出がありました。これを許します。

教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） ただいま村長より任命を受け、議会の皆様方のご同意をいただき、再度教育長を拝命することになりました。職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

現在、本村の教育行政については、学校の統合問題やコロナウイルス感染など、喫緊な課題があります。

それに対して、村のためにも添田村長の意を体し、議会の皆様方のご指導を受けながら、各課と連携を取りながら、一つ一つ真摯に解決していきたいというふうに思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年3月天栄村議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 5月29日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 服 部 晃

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
諮問1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3月3日	適格適任の旨答申
議案1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月3日	同意
2号	天栄村森林環境譲与税基金条例の制定について	3月3日	原案可決
3号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
4号	天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
5号	天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
6号	天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
7号	天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
8号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
9号	天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
10号	湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について	3月3日	原案可決
11号	大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月3日	原案可決
12号	村道の路線の廃止について	3月3日	原案可決
13号	村道の路線の認定について	3月3日	原案可決
14号	令和元年度天栄村一般会計補正予算について	3月3日	原案可決
15号	令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月4日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
16号	令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月4日	原案可決
17号	令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	3月4日	原案可決
18号	令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	3月4日	原案可決
19号	令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	3月4日	原案可決
20号	令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	3月4日	原案可決
21号	令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月4日	原案可決
22号	令和元年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	3月4日	原案可決
23号	令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月4日	原案可決
24号	令和元年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月4日	原案可決
25号	令和2年度天栄村一般会計予算について	3月5日	原案可決
26号	令和2年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月6日	原案可決
27号	令和2年度牧本財産区特別会計予算について	3月6日	原案可決
28号	令和2年度大里財産区特別会計予算について	3月6日	原案可決
29号	令和2年度湯本財産区特別会計予算について	3月6日	原案可決
30号	令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月6日	原案可決
31号	令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について	3月6日	原案可決
32号	令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について	3月6日	原案可決
33号	令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月6日	原案可決
34号	令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について	3月6日	原案可決
35号	令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について	3月6日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
36号	令和2年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月6日	原案可決
37号	令和2年度天栄村風力発電事業特別会計予算について	3月6日	原案可決
38号	令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月6日	原案可決
39号	令和2年度天栄村水道事業会計予算について	3月6日	原案可決
40号	副村長の選任につき同意を求めることについて	3月6日	同 意
41号	教育長の任命につき同意を求めることについて	3月6日	同 意

議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結 果
発議1号	厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について	3月6日	原案可決
発議2号	看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について	3月6日	原案可決